

775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

丁

地方教育費の実態調査

市町村の単位教育費の算出票

市町村通し番号  
※第 号

補助的事項

—消費的支出—

1 調査区域の名称	2 教育委員会	※人口	学校の種類	3 学校数	4 学級数	5 幼児児童生徒数	※都道府県教育委員会 教育長氏名印	印	
市	有 無	※人口密度	小学校						
特別区									
町									
村									
全部組合									
		※標準生徒単位数	盲ろう学校				6 市地方会 村教育 又教育 は委	市町村長又は 教育長氏名印	印
			全日制高等学校					取扱者 氏名印	印
			定時制高等学校						
			幼稚園						
			その他の学校						

単位教育費算出事項

支出項目	単位及び比率	I 合計	II 1学校当り 金 額	III 1学校当り 金 額	IV 児童生徒1 人当り金額	※1標準生徒 単位当り金額	V 小学校児童1人当りの消費的 支出と中学校生徒1人当りの 消費的支出との百分比	※住民1人当 り金額
1 (1) (a)校長の給与・手当		円	円	円				
小 (1) (b)(c)教諭・助教諭・講師・助手の給与・手当			円	円				
学 (1) (d)事務職員給与・手当			円	円				
校 (1) (e)旅費			円	円				
消 (1) (f)日直・宿直手当			円	円				
費 (1) 計					円			
的 (2)その他の消費的支出								
支 (2) 計							100%	
出 小学校消費的支出総計								
2 (1) (a)校長の給与・手当				円				
中 (1) (b)(c)教諭・助教諭・講師・助手の給与・手当				円				
学 (1) (d)事務職員給与・手当				円				
校 (1) (e)旅費				円				
消 (1) (f)日直・宿直手当				円				
費 (1) 計					円			
的 (2)その他の消費的支出								
支 (2) 計							%	
出 中学校消費的支出総計								
3 盲ろう学校消費的支出総計						※ 円		
4 小・中・盲ろう学校消費的支出総計								
5 全日制高等学校消費的支出総計								
6 定時制高等学校消費的支出総計								
7 幼稚園消費的支出総計								
8 その他の学校消費的支出総計								
9 学校経費以外の市町村教育費消費的支出総計								※ 円



## 5 調査要項

### 第一部 甲学校経費の調査票の記入に関する説明

#### 第一章 全般にわたる事項の説明

##### 1. 調査する学校

学校経費の調査票は、公立の小学校、中学校、盲・ろう学校、高等学校、幼稚園、その他の学校について調査するものであります。したがって、国立、私立の学校は調査しません。

##### 2. 調査票の取り扱い方

学校経費の調査票は、市町村立、組合立の学校には、5通配布されます。

1通は下書きとして使用し、1通は各学校に保存して下さい。

他の3通は、市町村立の学校では、市町村に提出して下さい。町村はこの3通を、都道府県教育委員会事務局地方出張所に、市は都道府県教育委員会事務局に提出して下さい。

組合立の学校では、この3通を、組合事務所に提出し、組合事務所はこれを、都道府県教育委員会事務局地方出張所に提出して下さい。

都道府県立の学校には、4通配布されます。そのうち2通を都道府県教育委員会事務局に、直接提出して下さい。

##### 3. 分校の取り扱い方

この調査では、分校は独立校とみなして取り扱います。分校は「学校教育法施行規則」の規定による分校だけを取り上げます。季節分校は独立校とみなしません。

分校の経費を計上する場合、本校の経費と分けにくい経費がある場合は、本校、分校それぞれの児童生徒数によつて按分して記入して下さい。

##### 4. 調査する経費の範囲

この調査では、公費だけでなく、寄附も含めたすべての学校経費について調査します。寄附には、金銭以外の物品や労力によるものも含めます。

##### 5. 調査する会計年度

学校経費は、昭和24年度の決算によつて記入して下さい。

ただし、決算が未了の場合は、仮決算または決算見込みによつて記入して下さい。

##### 6. 記入の際によるべき資料

この調査票の支出項目は、決算書の支出項目と違いますから、記入するときには、決算書と同時に、出納簿または傳票等を参照し、それぞれ該当の欄に金額を割り振つて記入して下さい。

##### 7. その他記入上注意すべき点

① 金額の単位は円までをとり、円位未満の金額は切り捨てて下さい。

② 数字は、すべて算用数字を用い、千位と百万位とには、1,000と1,000,000のように、千位、百万位のあとに、コンマ(,)をつけて下さい。

③ 調査票の記入には、青または黒インクを使用して下さい。

④ 調査票の記入を訂正する場合には訂正する欄に白紙をはりつけ、その上に記入して下さい。

⑤ 記入すべき金額のない欄には一印をつけて下さい。

記入の際には記載例を参照して記入して下さい。

#### 第二章 補助的事項の説明

※印は都道府県教育委員会事務局で記入しますから、学校では記入しないで下さい。

1. 学校名を記入し、該当する学校種類名を○印でかこんで下さい。

2. 該当する事項を○印でかこんで下さい。



3. 該当する事項を○印かこんで下さい。ただし、分校の場合は、下に分校名を記入して下さい。
4. 該当する事項を○印かこんで下さい。共用とは、他の学校などと共同して校舎を使用しているものをいいます。
5. 高等学校の記入する欄です。該当する事項を○印かこんで下さい。  
第一欄の通常とは、全日制をいいます。夜間のものは、すべて定時に含ませて下さい。  
第二欄の総合とは、二つ以上の課程を設置している高等学校の場合をいいます。例えば、普通課程、農業課程を設置している高等学校であります。単一とは、一つの課程を設置しているものであります。  
第三欄では、高等学校に設置されている課程を○印かこんで下さい。この欄にげられていない課程を有する学校はその課程名を、空欄に記入して下さい。
6. 昭和24年4月30日現在の学校基本調査の数字によつて記入して下さい。
7. 昭和24年4月30日現在の学校基本調査の現員の事務者のみの数字によつて記入して下さい。  
ただし、休職教員は加えますが、組合専従職員は除外して下さい。
8. 小学校、中学校だけが記入する欄であります。昭和24年4月30日現在の学校基本調査の数字によつて記入して下さい。
6. 7. 8. 分校をもつている学校において、本校の児童生徒・教員・学級数には、分校の分を差し引いた数を記入して下さい。
9. 学校の所在地を記入して下さい。分校は分校の所在地を記入して下さい。
10. 組合の場合は、市町村長の欄に、組合管理者の氏名を記入し、なつ印して下さい。
11. 第一欄は、本校の場合は校長、分校の場合は主事またはこれに代るものの氏名を記入し、なつ印して下さい。  
第二欄は、この調査票を、実際に記入した者の氏名を記入し、なつ印して下さい。

### 第三章 調査事項の説明

#### 第一節 財源の種類の説明

- I 起債・寄附以外の公費 国および地方公共団体が、租税、基本財産収入、授業料等の財源より支出した金額をいいます。  
地方公共団体がうけた寄附は、公費に組み入れられたものも、すべてⅢ寄附の欄に記入して下さい。
- II 国・都道府県 国支出金と都道府県支出金の合計を記入して下さい。国支出金とは、国庫負担金補助金および交付金で、具体的には、義務教育費国庫負担金、定時制高等学校職員費国庫補助金、新制中学校設置負担金、実業教育費補助金および災害復興土木費補助金等があります。  
都道府県支出金とは、都道府県が、その設置している学校に支出した経費および都道府県の負担金補助金および交付金をいいます。それには、義務教育費都道府県負担金、学校給食費支出金等があります。
- III 市町村 市町村の起債・寄附を除いた一般財源、例えば、市町村税、配付税配付金、宝くじ収益等から支弁された経費を記入して下さい。
- IV 寄附 地方公共団体が受けた寄附および学校が直接収納した寄附から、昭和24年度中に支出した金額を記入して下さい。  
地方公共団体の受けた寄附とは、地方公共団体が、議会の議決により、寄附採納をしたものをいいます。  
学校が直接収納した寄附とは、P.T.A、後援会等の団体または個人から、学校が受領したものをいいます。  
寄附は、単に金銭だけではなく、物品や労力で受けたものも含めます。物品や労力による寄附に



については、それを取得した当時の市場価格に換算して記入して下さい。

正規の寄附の手続きがなされていなくても、事実上寄附とみなされる物品や、金銭は、これを寄附のなかに含めて下さい。

**V 起債** 都道府県および市町村が、中学校新設および被災学校復舊等のために起債した金額のうち昭和25年度中に支出した金額を記入して下さい。

一時借入金は除いて下さい。一時借入金から支出した経費は、公費から支出したものと同等でありますから、I起債・寄附以外の公費の欄に含ませて下さい。

ただし、一時借入金の利子は、財源の種類がI起債・寄附以外の公費の欄で、支出項目のA消費的支出の6所定支拂金の(c)一時借入金利子の欄に記入して下さい。

**VI 児童生徒1人当り金額** 補助的事項の3幼児児童生徒数で、消費的支出総計の欄の金額を割つて算出して下さい。

円位未満の金額は切り捨てて下さい。

**VII 教職員の給与・手当が消費的支出総計中に占める百分比** A消費的支出の2=b教授費の教職員(1)の給与・手当の計の金額を、消費的支出総計の金額で割つて100倍した金額を記入して下さい。

小数点以下第2位を四捨五入して下さい。

## 第二節 支出項目の説明

**A 消費的支出** 原則として、年々経常的に支出する経費であつて、それには、教授費、維持費修繕費、サービス費、所定支拂金等が含まれます。

**2-b 教授費** 児童生徒に対する教授および教授の補助・改善のために要した経費をいいます。

(1) **教職員の給与・手当** 教職員とは、校長、園長、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、技術職員、学校図書館職員、盲ろう学校の寮母をいいます。高等学校の農夫、職工、船員も含まれます。休職教員、事務・技術職員である教員も含ませて下さい。

ただし教員組合の専従職員は含みません。

給与・手当とは、俸給および勤務地手当、扶養手当、超過勤務手当、夜勤手当、寒冷地手当、僻すう地手当、石炭手当、単級複式手当、兼務手当、講師手当、被服手当、日直・宿直手当、特殊勤務手当、臨時手当、住宅料、研究奨励費等の諸手当をいいます。

退官・退職給與金、死亡給與金、死傷手当、療治料および学校を経由しないで直接個人にわたる研究費等は除いて下さい。

恩給負担金は、この欄に記入しないで、6所定支拂金のd恩給負担金の欄に記入して下さい。

(a) **校長の給与・手当** 分校を有する学校の校長の給与・手当は、本校の調査票のみに記入して下さい。

分校の主事の給与・手当は、校長の給与・手当の欄に記入しないで、分校の調査票の(b)教諭、助教諭、常勤講師の給与・手当の欄に記入して下さい。

校長の交際費はこの欄に記入しないで、(4)その他の教授費の欄に記入して下さい。

(b) **教諭、助教諭、常勤講師の給与・手当** 養護教諭、養護助教諭、寮母の給与・手当もこの欄に記入して下さい。

(c) **非常勤講師 助手の給与・手当** 実習助手、技術職員、学校図書館職員および嘱託教師等の給与・手当を記入して下さい。農夫、職工、船員等の給与・手当も含ませて下さい。

ただし嘱託系や給食の係員等の給与・手当はこの欄に記入しないで、5サービス費のa衛生費およびb給食費の欄に記入して下さい。

(d) **事務職員の給与・手当** 学校事務に従事する職員の給与・手当を記入して下さい。

ただし、小便、給仕、守衛等の給与・手当はこの欄に記入しないで、3維持費のa用人の



給与・手当の欄に記入して下さい。

- (e) 旅費 教職員の一般旅費、赴任旅費、研修旅費等を記入して下さい。
- (f) 日直・宿直手当 教職員だけの日直・宿直手当を記入して下さい。用人の日直・宿直手当はこの欄に記入しないで、3維持費の**b**用人の給与・手当の欄に記入して下さい。
- (2) 学校図書費 学校図書館、図書室、学級文庫備えつけ図書、あるいは教授用図書、学習用図書、新聞、雑誌、パンフレット等を購入したための費用および新聞ばさみ、図書カード、貸出記入簿等の消耗品の購入費をこの欄に記入して下さい。

新たに学校図書館、図書室を設けるため、あるいはそれらを拡充するために臨時に大量の図書を購入した場合は、この欄に記入しないで、B資本的支出の4臨時図書購入費の欄に記入して下さい。

(3) 消耗品費、消耗品とは、

使用されているうちに、自然に消耗するもの、  
頻繁に取り換えを要するもの、  
容易に破損したり、紛失したりするもの、  
をいいます。

このような消耗品のうちで、教授及び教授の補助・改善の目的のために使用されるものを購入するのに要した経費を記入して下さい。それらとしては、次のようなものがあげられます

材教具

チョーク	黒板ふき	クレヨン	画用紙	粘土
石膏	折紙	試験管	リトマス試験紙	ボール
バット	縄とび用の縄	実験用薬品	実験用動植物	ゴム手袋
蓄音機の針	ラジオの真空管	演劇装飾品		

事務用具

帳簿	カード	便箋	封筒	スタンプ	公印
活字	クリップ	ホチキスの針	書類とじ板	包装用材料	成績証明書
とじひも	接待用茶碗	どびん	カレンダー		

(4) その他の教授費 教授費のうち(1)教職員の給与・手当、(2)学校図書費、(3)消耗品費に含まれない次のような一切の経費をいいます。

- 文書・議案・図面・罫紙・張簿・学校新聞・パンフレット等の印刷代
- 図書・雑誌・書類・傳票・張簿等の製本代
- 表装代郵便料・電信料・電話料・ラヂオ聴取料
- 教授用・事務用の諸物品の荷造費、運搬費
- 学藝会、運動会、展覧会、音楽会、研究会およびクラブ活動等の特別教育活動に要した経費のうち、賞金、賞品代、謝金、会場の借料・損料、茶菓接待費等を記入して下さい。

ただし、特別教育活動等のための消耗品、設備、備品の購入のために要した経費は、この欄に記入しないで、(3)消耗品費、A資本的支出の3設備、備品費の欄に記入して下さい。

この場合、特別教育活動に要した経費が、消耗品費、設備・備品費としてとり出すことができない経費は、この欄に含めて記入して下さい。

入学式、卒業式、会議、研究集会等に要した経費や校長の交際費も同様に記入して下さい。

3 維持費 土地、建物、設備等を常に使用しうる状態に維持するために要した経費をいいます。

a 用人の給与・手当 小使、給仕、守衛等の給与・手当を記入して下さい。

ただし、炊事婦等の給食の仕事にたずさわるもの、寄宿舍に専属する小使等の経費はこの欄に記入しないで、5サービス費b給食費、c寄宿舍費の欄に記入して下さい。

b 消耗品費 土地、建物の維持のために要した消耗品はこの欄に記入して下さい。それらとして



は決のようなものがあげられます。

箒	はたき	たわし	ちり紙	雑巾	提灯
火箸	蠅取紙	靴ふきマット	電球	肩かご	

o 燃料費 石炭、ガス、ガソリン、石油、木炭、薪等のための購入費およびこれらをうるために支拂つた運送費や労賃をもこの欄に記入して下さい。

ただし、給食・寄宿舍のために使用した燃料の経費はこの欄に記入しないで、5 サービス費の b 給食費および c 寄宿舍費の欄に記入して下さい。

d 電気・水道費 電気料、水道料、およびその計器使用料をこの欄に記入して下さい。給食等のために使用した水道料等もこの欄に記入して下さい。

e その他の維持地 維持費のうち、a 用人の給与・手当、b 消耗品費、c 燃料費、d 電気・水道費に含まれないもので、例えば、火災盗難の警備等のために要した経費をこの欄に記入して下さい。

4 修繕費 土地、建物、設備、備品の修繕に要した経費をいいます。

a 校地の補修費 芝生の補充整備、運動場の地均し、樹木の植替え、通路の補修等に要した雇用人夫賃および諸原材料費等をこの欄に記入して下さい。

b 建物の修繕費 校舎およびその他の建造物の床の修繕、ペンキ塗替え、屋根のふき替え、窓の修繕等に要した雇用人夫賃ならびに諸原材料費をこの欄に記入して下さい。

c 設備の修繕・補充費 設備の修繕、その附属品の取り替えに要した工賃・諸原材料を記入して下さい。

在来の設備の老朽、破損紛、失等の結果、それを補充するために要した経費も記入して下さい。

設備とは、その性質および形状を変えることなく、比較的長期の使用にたえるもの、ならびにこれらの附属品をいいます。そして備品と区別される点は、土地、建物に備えつけられ、容易に移動することができないこととあります。設備の例としては次のようなものがあげられます。

電気設備	電話設備	ガス設備	水道設備	煙突	固定机
固定椅子	工作機械	花壇	温床	塀	

d 備品の修繕・補充費 備品の修繕、その附属品の取り替えに要した工賃・諸原材料費を記入して下さい。

在来の備品の老朽、破損、紛失等のために、それを補充するのに要した経費を記入して下さい。

備品とは、その性質および形状を変えることなく、比較的長期の使用にたえるものならびにこれらの附属品をいいます。そして設備と区別される点は、それを容易に動かすことができることとあります。備品の例としては次のようなものがあげられます。

計算尺	掛図	温度計	カメラ	時計	オルガン
ピアノ	タイプライター	アイロン	本棚	梯子	ゴミ箱
ストーブ	傘立	鐘	振鈴	消火器	

e その他の修繕費 修繕費のうち、a 校地の補修費、b 建物の修繕費、c 設備の修繕・補充費、d 備品の修繕・補充費の各項に、どうしても分けることができない経費は、この欄に記入して下さい。

5 サービス費 正規の学校教育活動のなかには含まれないが、それと密接な関係を有している学校の行事・事業に要した経費をいいます。

a 衛生費 医師、歯科医師、看護婦および保健婦等の給与・手当、旅費、謝金ならびに消耗的衛生器材費、薬品等の消耗品の購入費および設備、備品等の修繕・補充費を記入して下さい。

健康診断、身体検査等に要した経費もこの欄に含ませて下さい。

b 給食費 栄養士、料理人、炊事婦等の学校給食のために雇用している人に支拂つた給与・手当謝金および給食用消耗品の購入費、設備・備品の修繕・補充費、給食用燃料費等を記入して下さい。

ただし消耗品には食料品は含みません。



食料品費は公費や寄附によるもの以外は除いて下さい。

- o **寄宿舍費** 寄宿舍費の維持費、修繕費、所定支拂金等一切の消費的支出をこの欄に記入して下さい。

寄宿舍専属の小使、給事、守衛費の給与・手当はこの欄に含ませて下さい。

- d **その他のサービス費** サービス費のうち、a衛生費、b給食費、c寄宿舍費に含まれない一切の経費を記入して下さい。例えば、当該学校だけの児童生徒のために要した交通費、当該学校だけの厚生事業のために要した経費等があります。

- 6 **所定支拂金** 定額を、定期的に、支拂う経費をいいます。例えば、土地、建物、設備の保険料・地代・借料、一時借入金利子、恩給負担金等があります。

- a **保険料** 火災保険等の拂込み保険料を記入して下さい。

- b **地代・借料** 地代および土地・建造物・設備・備品の借料、損料を記入して下さい。定期的に支拂われない借料、例えば運動会のグラウンド借料等は、この欄に記入しないで、2-b教授費の(4)その他の教授費の欄に記入して下さい。

- c **一時借入金利子** 学校のための一時借入金の利子はこの欄に記入して下さい。

- d **恩給負担金** 市町村立の小学校、中学校、盲ろう学校においては、恩給積立金に対して国庫が負担する金額を記入する欄です。その金額は、恩給積立金を納めている教員の俸給の200分の1と同額でありますから、その額を、Ⅱ国・都道府県の欄に記入して下さい。都道府県立の高等学校においては、恩給積立金に対して、都道府県が負担する金額を記入する欄です。その金額は、恩給積立金を納めている教員の俸給の100分の2と同額でありますから、その額を、Ⅱ国・都道府県の欄に記入して下さい。

市町村立の高等学校においては、恩給積立金に対して、市町村が負担する金額を記入する欄です。その金額は、恩給積立金を納めている教員の俸給の100分の2と同額でありますから、その額を、Ⅲ市町村の欄に記入して下さい。

市町村立の幼稚園においては、恩給積立金に対して、国庫および市町村が負担する金額を記入する欄です。その金額は、恩給積立金を納めている教員の俸給の200分の1が国の負担金と同額で、100分の1が市町村の負担と同額でありますから、それらの額を、それぞれ、Ⅱ国・都道府県Ⅲ市町村の欄に分けて記入して下さい。

都道府県立の小学、中学校、盲ろう学校、幼稚園および公立の各種学校では、記入する必要がありません。

- e **その他の所定支拂金** 所定支拂金のうち、a保険料、b地代・借料、c一時借入金利子、d恩給負担金に含まれないもので、例えば保管料のようなものを記入して下さい。

- 9 **その他の消費的支出** 2-b教授費3維持費、4修繕費、5サービス費、6所定支拂金のいずれにも属さないもの、例えば、学校が支出した慶弔費、不慮の事件の炊き出し費等を記入して下さい。消費的支出のどの項にも、どうしても分けることができない経費はこの欄に記入して下さい。

- B **資本的支出** 土地、建造物および設備・備品を取得するのに要した経費をいいます。

言葉をかえていえば、それによつて、学校の有体財産を新たに取得または増加させるものであります。

- 1 **土地費** 学校の敷地、実習地等の新規の購入費、拡張のための購入費、整地のために要した経費等を記入して下さい。

購入の際に、土地に附属していた設備・備品は土地に含めて計上して下さい。

- 2 **建築費** 校舎、寄宿舍、教員住宅、体育館図書館、倉庫、牧舎馬小屋、物置、便所、温室、プール等の建造物の新築、増築、改築、移轉、模様替え等のために要した労賃、諸原材料費、請負費等の一切の経費を記入して下さい。



既存の建造物を購入した経費もこの欄に記入して下さい。

新築、増築等および建造物の購入の際に、附屬していた設備・備品は建築に含めて計上して下さい。

3 設備・備品費 土地等建築費に含まれない設備・備品の購入、取付に要した一切の経費を記入して下さい。

ただし、設備・備品の購入でも、既存のものを取り替えや、補充である場合には、この欄に記入しないで、4 修繕費のc設備の修繕・補充費またはd備品の修繕・補充費の欄に記入して下さい。

4 臨時圖書購入費 新たに学校図書館、図書室を設けるため、あるいはそれらを拡充する欄のため、臨時に大量の図書を購入した場合に、その経費をこの欄に記入して下さい。

5 その他の資本的支出 1土地費、2建築費、3設備・備品費、4臨時圖書購入費のいずれにも属さないもの、およびそのいずれの項にも、どうしても分けることができない経費を記入して下さい。

C 債務償還費 公債・長期借入金の元金および利子の支拂いに要した経費を記入して下さい。

一時借入金の返済に要した経費は除いて下さい。

## 第二部 乙 学校経費以外の市町村教育費の調査票の 記入に関する説明

### 第一章 全般にわたる事項の説明

#### 1. 調査する地方公共団体

学校経費以外の市町村教育費の調査票は、市、特別区、町、村、学校組合、全部事務組合について調査するものであります。

#### 2. 調査票の取り扱い方

学校経費以外の市町村教育費の調査票は、調査する各地方公共団体に5通配布されます。1通は下書きとし、1通は各地公共団体に保存して下さい。

他の3通は、町村、学校組合および全部事務組合にあつては、都道府県教育委員会事務局地方出張所に、市は都道府県教育委員会事務局に直接提出して下さい。

#### 3. 調査する経費の範囲

この調査では、公費だけでなく、寄附を含めたすべての学校経費以外の市町村の教育費について調査します。寄附には金銭以外の物品や労力によるものも含まれます。

#### 4. 調査する会計年度

学校経費以外の市町村の教育費は、昭和24年度の決算によつて記入して下さい。

ただし、決算が未了の場合は、仮決算または決算見込みによつて記入して下さい。

#### 5. 記入の際によるべき資料

この調査票の支出項目は、決算書の支出項目と違いますから、記入する時には、決算書と同時に出納簿または傳票等を参照し、それぞれの該当欄に金額を割りふつて記入して下さい。

#### 6. その他記入上注意すべき点

(1) 金額の単位は、円までをとり、円位未満の金額は切り捨てて下さい。

(2) 数字は、すべて算用数字を用い、千位と百万位とには、1,000と1,000,000のように、千位、百万位のあとに、コンマ(,)をつけて下さい。

(3) 調査票の記入には、青または黒インクを使用して下さい。

(4) 調査票の記入を訂正する場合には、訂正する欄に白紙をはりつけて、その上に記入して下さい。

(5) 記入する金額のない欄には、一印をつけて下さい。

記入の際には、記載例を参照して記入して下さい。



## 第二章 補助的事項の説明

※印は都道府県教育委員会事務局で記入しますから、市町村では記入しないで下さい。

1. 市、特別区、町、村、学校組合および全部事務組合の名称を記入して下さい。
2. 該当する事項を○印でかこんで下さい。
3. 学校組合および全部事務組合においては、その構成市町村名を空欄に記入して下さい。
4. 第一欄は、地方教育委員会が設置されていない市町村においては市町村長の、地方教育委員会が設置されている市町村においては教育委員会教育長の氏名を記入し、なつ印して下さい。学校組合および全部事務組合においては、組合管理者の氏名を記入し、なつ印して下さい。

## 第三章 調査事項の説明

### 第一節 財源の種類の説明

**I 起債・寄附以外の公費** 国および地方団体が、租税、基本財産収入、授業料等の財源より支出した金額をいいます。地方公共団体がうけた寄附は、公費に組み入れられたものも、すべてⅢ寄付の欄に記入して下さい。

**II 国・都道府県** 国支出金と都道府県支出金の合計を記入して下さい。国支出金とは、国が支出する学校教育費以外の補助金および交付金で、具体的には、戦災孤児その他集團教育施設費、補助金、国宝その他保存修理費補助金、教員保養所事務費補助金、都道府県教育職員適格審査委員会補助等があります。

都道府県支出金とは都道府県が支出する学校教育費以外の補助金および交付金をいいます。それには、学齢児童就学奨励費交付金等があります。

**III 市町村** 市町村の起債および寄附を除いた一般財源、例えば、市町村税、配付税配付金、宝くじ収益等から支弁された学校経費以外の経費を記入して下さい。

**IV 寄附** 地方公共団体が受けた寄附および公民館、図書館、博物館等が直接収納した寄附から、昭和24年度中に支出した金額の合計を記入して下さい。

地方公共団体の受けた寄附とは、地方公共団体が議会の議決により、寄附採納したものをいいます。

公民館、図書館博物館等が直接収納した寄附とは、個人または団体から、これらの機関が直接受領したものをいいます。

寄附は、単に金銭だけでなく、物品や労力で受けたものも含まれます。物品や労力による寄附については、それを取得した当時の市場価格に換算して記入して下さい。

正規の寄附の手続きがなされていなくても、事実上、寄附とみなされている物品や金銭は、寄附のなかに含めて下さい。

**V 起債** 都道府県および市町村が、学校経費以外の教育費のために起債した金額のうち昭和24年度中に支出した金額を記入して下さい。

一時借入金は起債から除いて下さい。ただし、一時借入金の利子は、6 所定支拂金の欄に記入して下さい。

一時借入金から支出した経費は、起債・寄附以外の公費から支出したものと同等でありますから

I 起債・寄附以外の公費の欄に含まれます。

### 第二節 支出項目の説明

**A 消費的支出** 原則として年々経常的に支出する経費であつて、それには教育行政事務費、学校教育指導費、維持費、修繕費、サービス費・所定支拂金、社会教育費、研究所経費が含まれます。

**1 教育行政事務費** 市町村の教育行政事務に要した経費をいいます。その事務には、予算、経理施設管理、就学事務、調査統計、教員人事、体育、社会教育等があります。これらの事務に要した経費およびこれらの事務にたずさわる職員の経費を計上して下さい。



なお、地方教育委員会の設置されている市町村においては、委員会の運営に要した経費も含めて下さい。

ただし、学校教育の指導に要した経費はこの欄に記入しないで、2-a 学校教育指導費に含めて下さい。

a 給与・手当 教育行政事務を本務とするもの、主として教育事務にたずさわるもの、社会教育の指導にたずさわるものの給与・手当を記入して下さい。

給与・手当については、第一部甲学校経費の調査票の記入に関する説明を参照して下さい。

この場合旅費はこの欄に記入しないで、b その他の教育行政事務費の欄に記入して下さい。

教育委員会の設置されている市町村においては、教育委員の報酬を加えて下さい。

学校教育指導担当者の給与・手当は、この欄に記入しないで、2-a 学校教育指導費の(1) 給与・手当の欄に記入して下さい。

用人の給与・手当は、この欄に記入しないで、3 維持費の欄に記入して下さい。

b その他の教育行政事務費 職員の旅費、教育委員の費用弁償および教育事務のために要した消耗品費、通信費、交際費、会議費、謝金等を記入して下さい。

2-a 学校教育指導費 学校教育の指導に要した経費を、特に取りだして記入する欄です。

(1) 給与・手当 指導主事およびこれに類するものならびにその補助者の給与・手当を記入して下さい。

(2) その他の学校教育指導費 指導担当者の旅費、学校指導事務のために要した消耗品費・通信費・会議費・謝金、教員のための講習会・研究会等に支出した経費を記入して下さい。

この場合、教育行政事務費とどうしても区別しがたい経費は、主たる方に記入して下さい。

3 維持費 市町村の教育部課係、教育委員会事務局の土地、建物、設備、備品等を常に使用している状態に維持するために要した経費をいいます。この中には、小使、給仕等の用人の給与・手当、掃帚・バケツ・雑巾等の維持のための消耗品費、光熱費等が含まれます。

ただし、市町村の一般の経費と、どうしても区別しがたい場合は、記入しなくてもやむをえません。

4 修繕費 市町村の教育部課係、教育委員会事務局の建物、設備、備品等の修繕のために要した経費をいいます。修繕費の内容については第一部 甲学校経費の調査票の記入に関する説明を参照して記入して下さい。

ただし、市町村の一般の経費とどうしても区別しがたい場合は、記入しなくてもやむをえません。

5 サービス費 学校教育の一部ではないが、それと密接な関係をもっている事業に要した経費で各学校に割り当てえない経費をいいます。このうちには、市町村自体が行う児童生徒送迎のために要した経費、教職員のための保健厚生施設、児童生徒のための臨海、林間学校等があげられます。

6 所定支拂金 定額を定期的に支拂う経費をいいます。学校教育以外の市町村の教育のための一時借入金の利子、恩給負担金、地代、借料、損料等を記入して下さい。

7 社会教育費 学校教育によらないで成人・青少年の教育のために要した経費や社会教育施設の維持・運営に要した経費をいいます。

a 成人・青少年教育費 青少年を対象とする学校教育費以外の社会教育費をいいます。その中には、成人教育・労働文化・職業指導・生活改善・家庭教養等の講演・講座、母親・社会青年等の学級、美術・紙芝居・展示等の会の開催、青少年團、青少年不良化防止等のために要した経費を記入して下さい。

b 体育・レクリエーション費 陸上・水上競技・野球・庭球等の市民体育大会、映画、演劇、



音楽、ダンスおよび盆おどり等のレクリエーションのための会合等に要した経費を記入して下さい。

市町村の経営している運動施設の維持・修繕費はこの欄に記入して下さい。

**c 公民館費** 公民館の維持・運営に要した経費を記入して下さい。

例えば、公民館専属の職員・用人の給与・手当、図書購入費、消耗品費、建物、設備・備品の維持・修繕および公民館自体の行う事業等のために要した経費を記入して下さい。

ただし、公民館の建物・設備・備品にして、補充、取り替えでなく、新規に取得したものは**B資本的支出総計**の欄に記入して下さい。

なお、公民館思想の教育・普及に要した経費ならびに指導者養成に要した経費もこの欄に記入して下さい。

**d 図書館・博物館費** 図書館や博物館の維持・運営に要した経費をいいます。

例えば、図書館や博物館専属の職員・用人の給与・手当、図書購入費、消耗品費、建物、設備・備品の維持・修繕および図書館や博物館自体が行う事業等のために要した経費を記入して下さい。

ただし、図書館や博物館の建物設備・備品にして補充、取り替えでなく、新規に取得したものは、**B資本的支出総計**の欄に記入して下さい。

なお、図書館や博物館思想の教育・普及に要した経費もならびに指導者養成に要した総計もこの欄に記入して下さい。

**e 文化財保存費** 国宝、重要美術品、史蹟、名勝、天然記念物等の文化財の保存に要した経費的支出に關する一切の経費を記入して下さい。保存思想の教育・普及に要した経費もこの欄に記入して下さい。

**f その他の社会教育費** 社会教育全般にわたつていて、**a成人・青少年教育費****b体育・レクリエーション費****c公民館費**、**d図書館・博物館費**、**e文化財保存費**の欄にはどうしても分けることができないものは、この欄に記入して下さい。

例えば、社会教育大会、緑化運動、平和教育運動等があげられます。

**8 研究所費** 制度上獨立している教育研究所、科学教育研究所、健康教育研究所等の消費的支出に關する一切の経費を記入して下さい。

**9 その他の消費的支出** 1教育行政事務費、2-a学校教育指導費、3維持費、4修繕費、5サービス費、6所定支拂金、7社会教育費、8研究所費等の各欄のいずれにも屬さないもの、あるいは消費的支出のどの欄にもどうしてもわけることができない経費を記入して下さい。

**B 資本的支出** 土地、建物および設備・備品を取得するのに要した経費をいいます。言葉をかえていえば、それによつて、市町村の有体財産を新たに取得または増加させたものであります。

したがつて、**A消費的支出**の項にある**教育行政事務**、**学校教育指導**、**維持**、**修繕**、**サービス**、**社会教育**、**研究所費**のために要した資本的支出の一切の経費をこの欄に一括して記入して下さい。

資本的支出の内容については**第一部甲学校経費の調査票記入に関する説明**を参照して下さい。

**C 債務償還費** 公債、長期借入金の元金の返済、および利子の支拂いに要した経費を記入して下さい。

学校経費の債務償還費は、**甲学校経費の調査票**で記入しますから、この欄には記入しないで下さい。一時借入金の元金返済は除いて下さい。

### 第三部 丙市町村教育費の調査票の記入に関する説明

この調査票は、**学校経費**および**学校経費以外の市町村教育費**を機能別に整理・分類し、集計するもので市町村、学校組合、全部事務組合で記入するものであります。



委託費および組合分担金については、委託を受けている市町村および組合の側で記入しますから、委託費や組合分担金を支出している市町村の側ではこれを記入しないで下さい。

## 第一章 全般にわたる事項の説明

### 1. 調査表の取り扱い方

第二部第一章の2と同じであります。

### 2. 記入の際によるべき資料

この票を記入するには、甲学校経費の調査票および乙学校経費以外の市町村教育費の調査票によつて下さい。

## 第二章 補助的事項の説明

補助的事項の学校数、教員数、学級数、幼児児童生徒数については、当該市町村又は組合が設置維持している学級の学校数、教員数、学級数、幼児児童生徒数を記入して下さい。したがつて、幼児児童生徒数についていえば、委託児童生徒数は委託を受けている市町村に、組合の幼児児童生徒数は組合の票にのみ記入して下さい。

## 第三章 調査事項の説明

### 第一節 支出項目の説明

#### A 消費的支出

##### 1. 教育行政事務費

乙学校経費以外の市町村教育費調査票のA-1教育行政事務費の金額をそのまま記入して下さい。

##### 2. 指導教授費

a. 学校教育指導費 乙学校経費以外の市町村教育費の調査票のA-2-a学校教育指導費の全部をそのまま記入して下さい。

b. 教授費 当該市町村の設置している各学校の甲学校経費の調査票のA-2-b教授費の金額を、各支出項目毎に集計し記入して下さい。

##### 3. 維持費

当該市町村の設置している各学校の甲学校経費の調査票のA-3維持費合計欄を集計し、これに乙学校経費以外の市町村教育費調査票のA-3維持費を加えた額を記入して下さい。

##### 4. 修繕費 5. サービス費 6. 所定支拂金

算出の要領は3. 維持費と同様であります。

##### 7. 社会教育費

乙学校経費以外の市町村教育費調査票のA-7社会教育費の合計欄の金額をそのまま記入して下さい。

##### 8. 研究所費

乙学校経費以外の市町村教育費調査票のA-8研究所費の金額をそのまま記入して下さい。

##### 9. その他消費的支出

当該市町村の設置している各学校の甲学校経費の調査票のA-9その他の消費的支出欄を集計しこれに乙学校経費以外の市町村教育費調査票のA-9その他の消費的支出欄の金額を加えた額を記入して下さい。

#### 消費的支出合計

当該市町村の設置している各学校の甲学校経費の調査票の消費的支出総計の集計と、乙学校経費以外の市町村教育費調査票の消費的支出総計との合計額になるはずです。

#### B 資本的支出



当該市町村の設置している各学校の甲学校経費の調査票のBの資本的支出総計を集計し、これに乙学校経費以外の市町村教育費調査票のB資本的支出総計を加えた額を記入して下さい。

### C 債務償還費

当該市町村の設置している各学校の甲学校経費の調査票のC債務償還費を合計し、これに、乙学校債務以外の市町村教育費調査票のC債務償還費を加えた額を記入して下さい。

## 第四部 丁市町村の単位教育費の算出票

### —消費的支出—の記入に関する説明

単位教育費の算出票は、地方財政平衡交付金法と標準義務教育費法案の交付金の算定を、より合理的なものとするための基礎資料となるものでありまして、市町村および全部事務組合の記入する票であります。学校組合は、この票を記入する必要はありません。

#### 第一章 全般にわたる事項の説明

##### 1. 調査票の取扱い方

第二部 第一章の2と同じであります。

##### 2. 記入の際によるべき資料

この票を記入するには、甲学校経費の調査票および乙学校調査票以外の市町村教育費の調査票によつて下さい。

ただし、学校組合は、この票の記入を行いませんから、学校組合の支出した教育費は、学校組合を構成する市町村に割り振つて、各構成市町村の側に合算して記入して下さい。

##### 3. 組合立学校の経費および義務教育委託費を割り振る方法

###### (1) 学校組合の場合

学校の教職員の給与・手当については、組合構成市町村の児童生徒数に按分比例して、各市町村の教職員の給与・手当の各項に割り振つて記入して下さい。

その他の消費的支出については、組合構成市町村が分担した支出実額を記入して下さい。組合の事務費も同様です。

###### (2) 義務教育委託の場合

学校の教職員の給与・手当については、委託児童生徒数と、その他の児童生徒数とに按分比例して、委託をしている側の町村に記入して下さい。

その他の消費的支出については、委託費を支出している町村の方に委託費の支出実額を記入して下さい。したがつて、委託を受けている市町村では、この経費を、差引いて下さい。

##### 4. 組合立学費および義務教育委託学校の学校数、学級数、児童生徒数を割り振る方法

補助的事項の学校数、学級数、児童生徒数は、甲学校経費の調査票、乙学校調査票以外の市町村教育費の調査票、丙市町村教育費の調査票の場合と異り、いわゆる現住地主義をとつて記入して下さい。すなわち、市町村は、自ら設置・維持している学校の児童生徒数ばかりでなく、その市町村から組合立学校に通学している児童生徒数、あるいは、他の市町村に委託している児童生徒数を、合算して記入して下さい。したがつて、委託されている児童生徒数は、委託を受けている市町村ではこれを除いて下さい。

学校数、学級数もこのような考えに基づいて、児童生徒数に按分して割り振つて下さい。

例えば、A・B・Cの三村で、児童200名、4学級の組合立小学校を設置・維持している場合に児童数はA村100人、B村50人、C村50人であれば、学校数、学級数は、次のように記入します。

	学校数	学級数
A 村	0.5 校	2 学級
B 村	0.25 校	1 学級
C 村	0.25 校	1 学級

委託の場合も同様です。なお、数字は、小数点第3位を四捨五入して第2位までを記入して下さい。

#### 第二章 補助的事項の説明

※印は都道府県教育委員会事務局で記入しますから、市町村では記入しないで下さい。



1. 調査区域の名称 調査される地方公共団体の名称を記入し、該当欄を○印でかこんで下さい。
2. 該当欄を○印でかこんで下さい。
3. 4. 5. 学校数、学級数、幼児児童生徒数については、昭和24年4月30日現在の学校基本調査の数字によつて記入して下さい。
3. 学校数は本校数のみを計上し、分校は一校としないで下さい。
4. 学級数については、分校の学級数もあわせ計上して下さい。
5. 幼児児童数については、分校の幼児児童生徒数もあわせて計上して下さい。
6. 第二部 甲学校経費以外の市町村教育費の調査票の説明を参照し、なつ印して下さい。

### 第三章 単位教育費算出事項の説明

#### 第一節 単位および比率の説明

- I 合計 甲学校経費の調査票及び甲学校経費以外の市町村教育費の調査票における財源の種類合計欄の金額を記入して下さい。
- II 1学校当り金額 該当支出項目の合計欄の金額を補助的事項の3学校数で割つて、算出記入して下さい。円位未満は切捨てして下さい。
- III 1学校当り金額 該当支出項目の合計欄の金額を補助的事項の4学校数で割つて記入して下さい。
- III 児童生徒1人当り金額 該当支出項目の合計欄の金額を補助的事項の5幼児児童生徒数で割つて算出記入して下さい。
- V 小学校児童1人当り消費的支出と中学校生徒1人当り消費的支出との百分比  
中学校一人当り消費的支出を小学校一人当り消費的支出で割つて100倍して下さい。100倍した数について小数第1位を四捨五入して下さい。

#### 第二節 支出項目の説明

##### 1 小学校消費的支出

###### (1) 教職員の給与・手当

当該市町村の設置している小学校の甲学校経費の調査票（以下甲票といひます）のA-2-b-

(1) 教職員の給与・手当の金額を各支出項目毎に集計し記入して下さい。

ただしこの票の(b)(c)教諭・助教諭・講師・助手の給与・手当の額は甲票の(b)教諭・助教諭・常勤講師の給与・手当と(c)非常勤講師・助手の給与・手当とを合計して記入して下さい。

###### (2) その他の消費的支出

当該市町村の設置している小学校のA-2-b教育費の中(2)学校図書費(3)消耗品費(4)その他の教育費(5)維持費(6)修繕費(7)サービス費(8)所定支拂金(9)その他の消費的支出の合計額を記入して下さい。したがつて、教職員の給与・手当以外の一切の消費的支出が含まれます。

##### 1. 小学校消費的支出総計

当該市町村の設置している小学校の甲票の消費的支出総計額を集計して記入して下さい。

##### 2. 中学校消費的支出

当該市町村の設置している中学校に就て1.小学校消費的支出の説明に準じて記入して下さい。

##### 3. 盲ろう学校消費的支出総計

当該市町村の設置している盲ろう学校の甲票消費的支出総計の金額を集計して記入して下さい。

##### 4. 小・中盲ろう学校消費的支出総計

当該市町村の設置しているすべての小学校・中学校・盲ろう学校の甲票の消費的支出総計欄の金額を集計して記入して下さい。

##### 5. 全日制高等学校消費的支出総計

当該市町村の設置している全日制高等学校の消費的支出総計欄の金額を集計して記入して下さい。

##### 6. 定時制高等学校消費的支出総計 7. 幼稚園消費的支出総計 8. その他の学校の消費的支出総計

5. 全日制高等学校消費的支出総計の算出方に準じて記入して下さい。

##### 9. 学校経費以外の市町村教育費消費的支出総計

当該市町村の甲学校経費以外の市町村教育費調査票の消費的支出総計の欄の金額をそのまま記入して下さい。



### 第三章 資料の統計處理

#### 地方教育費の實態調査分析表一覽表

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 第1表 小学校経費の集計表                        | 第35表 学校経費以外の教育費の費支出項目別・財源の種類別比率表                    |
| 第2表 中学校経費の集計表                        | 第36表 学校経費以外の教育費消費的支出の中支出項目別・財源の種類別比率表               |
| 第3表 盲ろう学校経費の集計表                      | 第37表 総教育費の中支出項目別・財源の種類別比率表                          |
| 第4表 全日制高等学校経費の集計表                    | 第38表 総教育費消費的支出の中支出項目別・財源の種類別比率表                     |
| 第5表 定時制高等学校経費の集計表                    | 第39表 学校種類別学校経費の比率表                                  |
| 第6表 幼稚園経費の集計表                        | 第40表 学校種類別単位当り消費的支出の倍率表                             |
| 第7表 その他の学校経費の集計表                     | 第41表 都道府県分小・中学校単位費用の分析表                             |
| 第8表 全学校経費の集計表                        | 第42表 都道府県分第3号補正係数の分析表—第1種地—                         |
| 第9表 学校経費以外の教育費の集計表                   | 第43表 都道府県分第3号補正係数の分析表—第2種地—                         |
| 第10表 総教育費の集計表                        | 第44表 都道府県分第3号補正係数の分析表—第3種地—                         |
| 第11表 設置者別学校種類別学校経費集計表                | 第45表 都道府県分第3号補正係数の分析表—第4種地—                         |
| 第12表 地方公共団体の類型別 学校経費以外の教育費の集計表       | 第46表 都道府県分第3号補正係数の分析表—第5種地—                         |
| 第13表 課程別高等学校経費の集計表                   | 第47表 都道府県分第3号補正係数の分析表—第6種地—                         |
| 第14表 小学校児童生徒1人当り経費表                  | 第48表 都道府県分第4号補正係数の分析表—特 地—                          |
| 第15表 中学校児童生徒1人当り経費表                  | 第49表 都道府県分第4号補正係数の分析表—甲 地—                          |
| 第16表 盲ろう学校児童生徒1人当り経費表                | 第50表 都道府県分第4号補正係数の分析表—乙 地—                          |
| 第17表 全日制高等学校児童生徒1人当り経費表              | 第51表 都道府県分第4号補正係数の分析表—丙 地—                          |
| 第18表 定時制高等学校児童生徒1人当り経費表              | 附 表 都道府県立全日制普通課程 高等学校の所在市町村の種類一覽表                   |
| 第19表 幼稚園幼児1人当り経費表                    | 第52表 小・中学校経費に関する 基準財政需要額と実額との比較表                    |
| 第20表 住民1人当り学校経費以外の教育費表               | 第53表 市町村教育費総額に関する 基準財政需要額と実額との比較表                   |
| 第21表 住民1人当り総教育費表                     | 第54表補助表 市町村分の小・中学校の 補正係数の分析補助表                      |
| 第22表 小学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表          | 第54表 市町村分の小・中学校の補正係数の分析表                            |
| 第23表 中学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表          | 第55表 「1標準生徒単位当り金額」別市町村度数分布表                         |
| 第24表 盲ろう学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表        | 第56表 市町村規模別1標準生徒単位当り 金額別市町村度数分布表—丙 地—               |
| 第25表 全日制高等学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表      | 第57表 小・中学校消費的支出に関する 生徒経費算定額と実額との比較表                 |
| 第26表 定時制高等学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表      | 第58表 小学校児童1人当り消費的支出に対する 中学校生徒1人当り消費的支出の倍率別 市町村度数分布表 |
| 第27表 幼稚園経費の大支出項目別・財源の種類別比率表          | 第59表 消費的支出費に占める教職員の給与・手当の比率別学校度数分布表                 |
| 第28表 その他の学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表       | 第60表 小学校児童生徒1人当り 消費的支出の学校規模別度数分布表                   |
| 第29表 全学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表          | 第61表 中学校児童生徒1人当り 消費的支出の学校規模別度数分布表                   |
| 第30表 小学校経費消費的支出の中支出項目別・財源の種類別比率表     |   |
| 第31表 中学校経費消費的支出の中支出項目別・財源の種類別比率表     |   |
| 第32表 全日制高等学校経費消費的支出項目別・財源の種類別比率表     |   |
| 第33表 定時制高等学校経費消費的支出の中支出項目別・財源の種類別比率表 |   |
| 第34表 全学校経費消費的支出の中支出項目別・財源の種類別比率表     |   |



## 2 集計・分析要領

### 第一部 地方教育費に関する実態の提示

都道府県単位にいろいろの分類にしたがつて教育費の集計を行い、各都道府県の教育費の実額を把握し、これに基づいて単位当りの経費、項目別比率等を算出して、地方教育費に関する実態を明確にてき出す。

#### 第一章 集計表の作成

##### A 甲票の集計表（学校種別別学校経費の集計表）の作成

- |                  |       |
|------------------|-------|
| 1. 小学校経費の集計表     | (第1表) |
| 2. 中学校経費の集計表     | (第2表) |
| 3. 盲ろう学校経費の集計表   | (第3表) |
| 4. 全日制高等学校経費の集計表 | (第4表) |
| 5. 定時制高等学校経費の集計表 | (第5表) |
| 6. 幼稚園経費の集計表     | (第6表) |
| 7. その他の学校経費の集計表  | (第7表) |
| 8. 全学校経費の集計表     | (第8表) |

##### B 乙票の集計表（都道府県〔以下縣という〕、市、町、村および学校組合の「学校経費以外の教育費」の集計表）の作成

この集計は地方公共団体の類型別に行う必要はない。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| I. 学校経費以外の教育費の集計表 | (第9表) |
|-------------------|-------|

##### C 丙票の集計表（縣教育費、市町村教育費集計表）の作成

- |             |        |
|-------------|--------|
| 1. 総教育費の集計表 | (第10表) |
|-------------|--------|

##### D 設置者別・地方公共団体の類型別教育費集計表の作成

算出する欄は消費的支出総計および学校経費総額の合計欄のみとする。

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 1. 設置者別・学校種別別学校経費の集計表       | (第11表) |
| (1) 学校経費総額                  |        |
| (2) 消費的支出総計                 |        |
| 2. 地方公共団体の類型別学校経費以外の教育等の集計表 | (第12表) |
| (1) 消費支出総計                  |        |
| (2) 学校経費以外の教育費総額            |        |

##### E 課程別高等学校経費集計表の作成

算出する欄は消費的支出総計および学校経費総額の合計欄のみとする。

- |                  |        |        |         |
|------------------|--------|--------|---------|
| 1. 課程別高等学校経費の集計表 | (第13表) |        |         |
| (1) 通常課程         |        |        |         |
| (a) 総合           | (b) 普通 | (c) 農業 | (d) 工業  |
| (e) 商業           | (f) 水産 | (g) 家庭 | (h) その他 |
| (2) 定時課程         |        |        |         |
| (a) 総合           | (b) 普通 | (c) 農業 | (d) 工業  |
| (e) 商業           | (f) 水産 | (g) 家庭 | (h) その他 |

#### 第二章 単位当り経費表の作成

第一章Aの集計表の金額を、児童生徒数で除して、支出項目別・財源の種類別の単位当り経費を、学校の種類別に算出する。第一章Bの集計表、Cの集計表の金額を、人口で除して、支出項目別・財



源の種類別の単位当り経費を算出する。

A 甲票の集計表に基く単位当り経費表の作成

第一章Aの甲票の集計表を学校種類別に、幼児児童生徒数で除して算出する。財源の種類は甲票の形式により、支出項目は教職員の給与・手当計、教授費合計、維持費合計、修繕費合計、サービス費合計、所定支拂金合計、その他の消費的支出、消費的支出総計、資本的支出総計、債務償還費、学校経費総額の11項目に限定して算出する。

1. 小学校児童1人当り経費表 (第14表)
2. 中学校生徒1人当り経費表 (第15表)
3. 盲ろう学校生徒1人当り経費表 (第16表)
4. 全日制高等学校生徒1人当り経費表 (第17表)
5. 定時制高等学校生徒1人当り経費表 (第18表)
6. 幼稚園幼児一人当り経費表 (第19表)

B 乙票の集計表に基く単位当り経費表の作成

第一章Bの乙票の集計表を人口で除して算出する。

財源の種類は乙票の形式により、支出項目は教育行政事務費計、学校教育指導費計、維持費修繕費、サービス費、所定支拂金、社会教育費計、研究所費、その他の消費的支出、消費的支出総計、資本的支出総計、債務償還費、学校経費以外の教育費総額の13項目に限定して算出する。

1. 住民1人当り学校経費以外の教育費表 (第20表)

C 丙票の集計表に基く単位当り経費表の作成

第一章Cの丙票の集計表を人口で除して算出する。

財源の種類は丙票の形式により、支出項目は教育行政事務費計、学校教育指導費計、教授費合計、維持費、修繕費、サービス費、所定支拂金、社会教育費、研究所費、その他の消費的支出、消費的支出総計、資本的支出総計、債務償還費、教育費総額の14項目に限定して算出する。

1. 住民1人当り総教育費表

第三章 支出項目別又は財源の種類別支出の比率表

第一章の集計表に基き、総額または消費的支出総計を10,000とした場合の各支出項目別、財源の種類別経費の比率を算出する。

全学校経費総額を10,000とした場合の各種別の学校経費の比率を算出する。

小学校単位当り消費的支出総計を100とした場合の各種別の学校の単位当り消費的支出の比率を算出する。

A 甲票の集計表に基く比率表(学校種類別学校経費の支出項目別・財源の種類別比率表)の作成

1. 大支出項目別学校経費比率表の作成

学校経費総額の合計欄の金額を10,000とした場合の消費的支出総計、資本的支出総計、債務償還費の財源の種類別の百分比率表を作成する。

- (1) 小学校経費の比率表 (第22表)
- (2) 中学校経費の比率表 (第23表)
- (3) 盲ろう学校経費の比率表 (第24表)
- (4) 全日制高等学校経費の比率表 (第25表)
- (5) 定時制高等学校経費の比率表 (第26表)
- (6) 幼稚園経費の比率表 (第27表)
- (7) その他の学校経費の比率表 (第28表)
- (8) 全学校経費の比率表 (第29表)



## 2. 中支出項目別消費的支出比率表の作成

消費的支出総計の合計欄の金額を10,000とした場合の支出項目別・財源の種類別経費の方分比率表を作成する。

財源の種類は甲票の形式により、支出項目は教職員の給与、手当計、教授費合計、維持費合計、修繕費合計、サービス費合計、所定支拂金合計、その他の消費的支出、消費的支出総計の8項目に限定して算出する。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| (1) 小学校経費の比率表     | (第30表) |
| (2) 中学校経費の比率表     | (第31表) |
| (3) 全日制高等学校経費の比率表 | (第32表) |
| (4) 定時制高等学校経費の比率表 | (第33表) |
| (5) 全学校経費の比率表     | (第34表) |

## B 乙票の集計表に基づく比率表(支出項目別・財源の種類別学校経費以外の教育費の比率表)の作成

## 1. 学校経費以外の教育費の比率表の作成

第一章Bの学校経費以外の教育費総額の合計欄の金額を10,000とした場合の消費的支出総計、資本的支出総計、債務償還費の財源の種類別の方分比率を作成する。

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| (1) 学校経費以外の教育費の大支出項目別・財源の種類別比率表 | (第35表) |
|---------------------------------|--------|

## 2. 学校経費以外の消費的支出比率表の作成

第一章Bの学校経費以外の教育費の消費的支出総計の合計欄の金額を10,000とした場合第二章Bと同じ支出項目分類(ただし、資本的支出総計、債務償還費、学校経費以外の教育費総額を除く)による支出項目別・財源の種類別の方分比率を作成する。

- |                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| (1) 学校経費以外の教育費の中支出項目別・財源の種類別消費的支出比率表 | (第26表) |
|--------------------------------------|--------|

## C 丙票の集計表に基づく比率表(支出項目別・財源の種類別教育費の比率表)の作成

## 1. 大支出項目別総教育費の比率表の作成

第一章Cの教育費総額の合計欄の金額を10,000とした場合の消費的支出総計、資本的支出総計、債務償還費の財源の種類別の方分比率を作成する。

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| (1) 総教育費の大支出項目別・財源の種類別比率表 | (第37表) |
|---------------------------|--------|

## 2. 中支出項目消費的支出比率表の作成

第一章Cの教育費の消費的支出総計の合計欄の金額を10,000とした場合、第二章Cと同じ支出項目分類(ただし、資本的支出総計、債務償還費、教育費総額を除く)における支出項目別・財源の種類別の方分比率を作成する。

- |                                |        |
|--------------------------------|--------|
| (1) 総教育費の中支出項目別・財源の種類別消費的支出比率表 | (第38表) |
|--------------------------------|--------|

## D 全学校経費中に占める学校種類別学校経費の比率表の作成

全学校経費総額を10,000とした場合の各学校種類別学校経費の方分比率表を作成する。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| (1) 学校種類別学校経費の比率表 | (第39表) |
|-------------------|--------|

## E 学校種類別の単位当り消費的支出の作成

第二章Aの小学校児童1人当り消費的支出を100とした場合の各学校種類別生徒1人当り消費的支出の倍率表を作成する。

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| (1) 学校種類別単位当り消費的支出の倍率表 | (第40表) |
|------------------------|--------|

## 第二部 地方財政平衡交付金法を検討するための分析

地方財政平衡交付金法(以下平衡交付金法という)の基準財政需要額算定方法による金額と、実態調査の金額との比較を行い、平衡交付金法における単位費用、補正係数検討の基礎資料作成を目標とする。



## 第一章 都道府県分の単位費用の検討

この検討は縣単位に行う。

### A 小・中学校単位費用の分析

この分析は小学校と中学校とに分けて行う。

#### 1. 都道府県分小・中学校単位費用の分析表

##### (1) 学校当り単位費用 (第41表)

平衡交付金法における学校当りの単位費用と実額との比較が不可能であるから、この分析は行わない。

##### (2) 学級当り単位費用 (第41表A)

(a) 甲票の集計表による「教職員の給與・手当計」から、138,300円（平衡交付金法における学校当り単位費用）に学校数（分校も一校とする）を乗じた金額を差し引いた金額を算出する。

(b) (a) により算出された金額から、事務職員の給與・手当の35%に当る金額を差し引いた金額の50%に当る金額を算出する。

(c) (d) の金額を補正された学級数（註）で除し、1学級当りの金額を算出する。

$$\frac{(\text{教職員の給與・手当計} - 138,300\text{円} \times \text{学校数} - \text{事務職員の給與・手当} \times \frac{35}{100}) \times \frac{1}{2}}{\text{補正された学級数}}$$

（註）学級数の補正は、平衡交付金法の第3号、第4号の補正による。

##### (3) 児童生徒当り単位費用 (第41表B)

(a) (2) の (b) によつて算出された金額を、補正された児童生徒数（註）で除し、児童生徒1人当りの金額を算出する。

$$\frac{(\text{教職員の給與・手当計} - 138,300\text{円} \times \text{学校数} - \text{事務職員の給與・手当} \times \frac{35}{100}) \times \frac{1}{2}}{\text{補正された児童生徒数}}$$

（註）児童生徒数の補正は、平衡交付金法の第3号、第4号の補正による。

### B 高等学校単位費用の分析

この分析は、文部省において行う。

## 第二章 都道府県分の補正係数の検討

### A 小・中学校補正係数の分析

この分析は、市町村単位で行う。小学校のみについて分析を行い、中学校についてはこれをもつて代える。

#### 1. 市町村の分類

都道府県内の各市町村を、平衡交付金法の第3号、第4号の補正係数算定の基準となるグループに分類する。

#### 2. 1学年当りの教員の給與・手当の算定

各市町村の1学級当りの教員の給與・手当は、丁票の1-(1)-(b)(c)の「1学級当り」の欄の金額を用いる。

#### 3. 第3号の補正

第4号の分類による6種の市町村郡毎に、第3号の分類による市町村郡別を横軸とし、1学級当りの教員の給與・手当の金額別（5,000円刻み）を縦軸とする市町村の二重度数分布表を作成する。

(1) 都道府県分第3号補正係数の分析表 一第1種地一 (第42表)

(2) 都道府県分第3号補正係数の分析表 一第2種地一 (第43表)



- (3) 都道府県分第3号補正係数の分析表 一第3種地一 (第44表)
- (4) 都道府県分第3号補正係数の分析表 一第4種地一 (第45表)
- (5) 都道府県分第3号補正係数の分析表 一第5種地一 (第46表)
- (6) 都道府県分第3号補正係数の分析表 一第6種地一 (第47表)

#### 4. 第4号の補正

第3号の分類による4種の市町村郡毎に、第4号の分類による市町村郡別を横軸とし、1学級当り教員の給与・手当の金額別を縦軸とする市町村の二重度数分布表を作成する。

- (1) 都道府県分第4号補正係数の分析表 一特 地一 (第48表)
- (2) 都道府県分第4号補正係数の分析表 一甲 地一 (第49表)
- (3) 都道府県分第4号補正係数の分析表 一乙 地一 (第50表)
- (4) 都道府県分第4号補正係数の分析表 一丙 地一 (第51表)

#### B 高等学校の補正係数の分析

この分析は、文部省において行う。ただし、都道府県においては、都道府県立の全日制普通課程の高等学校の一覧表を作成し、学校通し番号および学校の所在する市町村の平衡交付金法第3号・第4号の補正による種別を記入する。 (附表)

### 第三章 市町村分基準財政需要額の検討

#### A 小・中学校基準財政需要額の分析

この分析は市町村単位に、小学校と中学校を合せて行う。

小・中学校の単位費用の分析においては、実態調査の結果から平衡交付金法の学校当り、学級当り、児童生徒当りの単位費用を算出することは不可能であるから、実態調査の結果による小・中学校経費の総額と平衡交付金法による市町村単位の算定額との比較を行う。

##### 1. 小・中学校基準財政需要額と実額との比較表 (第52表)

この分析は、できる限り行うものとする。

- (1) 甲票から、市町村単位に、小学校の学校経営費総額の「市町村」欄の金額及び「寄附」欄の金額と、中学校の学校経営費総額の「市町村」欄の金額及び「寄附」欄の金額との合計額を算出する。

- (2) 平衡交付金法による各市町村の小・中学校の基準財政需要額(註)をもとめる。

- (3) (1)により算出された金額を(2)の基準財政需要額で除し、比率を算出する。

(註) 平衡交付金法による基準財政需要額は、都道府県地方課で算定した資料による。

#### B 市町村総教育費の基準財政需要額の分析

市町村分の基準財政需要額と市町村の負担した総教育費実額との比較を行う。

##### 1. 市町村教育費総額に関する基準財政需要額と実額との比較表 (第53表)

- (1) 丙票の「市町村教育費総額」の「市町村」欄の金額と「寄附」欄の金額との合計額を算出する。

- (2) 平衡交付金法による市町村分教育費の基準財政需要額(註)をもとめる。

- (3) (1)の金額を(2)の基準財政需要額で除し、その比率をもとめる。

(註) 平衡交付金法による基準財政需要額は都道府県地方課で算定した資料による。

### 第四章 市町村分の小・中学校補正係数の検討

この分析は市町村単位で行う。小学校についてのみ分析を行い、中学校については、小学校をもつて代表されたものとみなす。

#### 1. 平衡交付金法の算定額との比率の算定

各市町村毎に、平衡交付金法による市町村分の基準財政需要額(註)を算出し、この金額と、昭



和24年度の支出実額（丁票の「その他の消費的支出」の合計欄の金額）との比率を見る。

$$\frac{\text{その他の消費的支出}}{\text{市町村分基準財政需要額}}$$

(1) 市町村分の小・中学校補正係数の分析補助表 (第54表補助表)

(註) 基準財政需要額の算定は都道府県地方課で算定した資料による。

### 3. 比率の度数分布

1により算出された数値の多少（5%刻み）により、市町村を分類し、さらに、第3号、第4号により、市町村を分類し、これらを縦横の両軸とする二重度数分布表を作成する。

(1) 市町村分小・中学校補正係数の分析表 (第54表)

## 第三部 標準義務教育費法案を検討するための分析

標準義務教育費法案の算定方法による算定額と実態調査による金額との比較から、標準義務教育費法案の単位費用、補正係数を検討する。

### 第一章 標準義務教育費法案による算定額と実態調査との偏差の分析

市町村ごとに算定された標準生徒単位数で当該市町村の義務教育費の実額（丁票の4小・中・盲ろう学業消費的支出総計の合計欄の金額）を除いた金額、すなわち1標準生徒単位数当り金額の度数分布をみる。

A 勤務地手当地域区分別に見た市町村の児童生徒数別・標準生徒単位数当り金額別市町村の度数分布表の作成

1. 市町村の「1標準生徒単位数当り金額」（丁票の4小・中・盲ろう学校消費的支出総計の1標準生徒単位数当り金額）に基き、200円刻みにグループ分けし、各グループに属する市町村数を勤務地手当地域区分別に表示する。

(1) 1標準生徒単位数当り金額別市町村度数分布表 (第55表)

2. 市町村の標準生徒単位数に基き、若干のグループにグループ分けし、各グループに属する市町村数を表示する。ただし、丙地に属する町村のみをとりあげる。

3. 1の丙地と2から標準生徒単位数別・1標準生徒単位数当り金額別市町村度数分布表を作成する。

(1) 市町村規模別・1標準生徒単位数当り金額別市町村度数分布表 一丙地一 (第56表)

### 第二章 標準義務教育費法案による生徒経費算定額と実態調査による実態との比率の分析

標準義務教育費法案において、いわゆる生徒経費の単位費用を850円と見込んでいるが、その妥当性を実態調査の実額との比較により検討する。この分析は市町村単位に行う。ただしこの分析の対象となる市町村は勤務地手当地域区分における丙地の町村のみとする。

1. 小・中学校消費的支出に関する生徒経費算定額と実額との比較表 (第57表)

(1) 標準義務教育費法案による市町村の生徒経費は、850円に標準生徒単位数を乗じて算出する。

(2) 実態調査の実額は、丁票の小学数及び中学数の「その他の消費的支出」の金額の合計額を算出する。

(3) (2)の金額を(1)の金額で除して、比率を算出する。

### 第三章 小学校の児童1人当り消費的支出に対する中学校の生徒1人当り消費的支出の倍率の分析

第一部第三章においては小学校に対する各種の学校の単位当り消費的支出倍率を、縣全体についてみたのであるが、ここでは、市町村ごとに、小学校児童1人当り消費的支出に対する中学校生徒1人当り消費的支出の倍率をみて、その倍率の多少による度数分布を具体的に検討する。



## A 小学校に対する中学校の単位費用の倍率表の作成

丁票により算出された「小学校児童1人当り消費的支出と中学校生徒1人当り消費的支出との百分比」にしたがい5%刻みにグループ分けし、各グループに属する市町村数を表示する。

1. 小学校児童1人当り消費的支出に対する中学校生徒1人当り消費的支出の倍率別市町村度数分布表

(第58表)

## 第四章 教職員の給与・手当が消費的支出総計中に占める百分比の分析

## A 教職員の給与・手当が消費的支出総計中に占める百分比表の作成

小学校および中学校の甲票に記入された「教職員給与・手当が消費的支出総計中に占める百分比」の数値につき、5%刻みにグループ分けし、各グループに属する学校の度数分布を表示する。

1. 消費的支出中に占める教職員の給与・手当の比率別学校度数分布表

(第59表)

## 第五章 学校規模と児童生徒1人当り消費的支出との相関関係の分析

## A 小・中学校児童生徒1人当り消費的支出の学校規模別度数分布表の作成

小学校および中学校の児童生徒1人当り消費的支出の金額により学校を500円刻みにグループ分けするとともに、各学校の児童生徒数によつてグループ分けし、二重度数分布表を作成する。

1. 小学校児童1人当り消費的支出の学校規模別度数分布表
2. 中学校生徒1人当り消費的支出の学校規模別度数分布表

(第60表)

(第61表)

## 「集計・分析表記入上の注意」の補遺 (その一)

## 第一部 地方教育費に関する実態の提示

## 第一章 集計表の作成

1. 公立大学の経費は除外すること。
2. 学校経費以外の教育費の集計表とは「乙集・学校経費以外の市町村教育費の集計表」と「学校経費以外の都道府県教育費の調査票」の金額を合計したものをいう。  
総教育費の集計表とは、「甲集・学校経費の集計表」と第一章Bの「学校経費以外の教育費の集計表」の金額を丙票作成の要領で合計したものをいう。
3. 大都市とは、大阪、京都、横浜、名古屋、神戸の五大都市をいう。  
東京都においては、特別区の存する区域全部を大都市とみなす。
4. 全部事務組合は市町村とみなす。

## 第二章 単位当り経費表の作成

1. 単位当り経費を算出する場合、円位未満は四捨五入すること。ただし、四捨五入しても1円に満たない欄には0と記入し、全く経費の計上されない欄には一を記入すること。この場合若干の誤差が生ずるが、縦横の合計をあわせること。

## 第三章 支出項目別又は財源の種類別経費の比率表

1. A、B、C、Dの百分比表を作成する場合は、10,000とした欄の金額で各の金額を除し、それを10,000倍すること。カ百分比を算出する場合、10,000倍して得た数値の小数点第1位を四捨五入すること。この場合、数値が0となる欄には0と記入し、全く経費の計上されない欄には一を記入すること。
2. Eの倍率表の作成においては、小学校児童1人当り消費的支出の金額で各学校種類別生徒1人当り消費的支出の金額を除し、それを100倍すること。100倍して得た数値の小数第1位を四捨五入すること。



**第二部 地方財政平衡交付金法を算定するための分析**

**第一章 都道府県分の単位費用の検討**

1. 第3号および第4号による市町村の分類

- (1) 第3号の分類は勤務地手当地域区分にしたがつて、特地、甲地、乙地、丙地とする。
- (2) 第4号の分類は、第1種地、第2種地、第3種地、第4種地、第5種地、第6種地に分つ。

本調査における第4号の種別と「地方団体に交付すべき昭和25年度分の地方財政平衡交付金の仮決定額の算定に関する規則」における種別との関係は次のごとくである。

規 則	本調査
第4種地 { 石炭手当を支給する地域 { 石炭手当を支給しない地域	第1種地 第2種地
第3種地	第3種地
第2種地	第4種地
第1種地	第5種地
そ の 他	第6種地

2. 補正された学級数の算定方法

- (1) 各都道府県内の小学校、中学校の学級数及人口を次のごとく集計する。(集計に用いる学級数及人口は丁票の「学級数」欄及人口欄の数値とする。)

第3号の分類 学校の種類	第3号の分類			
	特地に属 するもの	甲地に属 するもの	乙地に属 するもの	丙地に属 するもの
小 学 校				
中 学 校				

第4号の分類	第4号の分類					
	第1種地 に属する もの	第2種地 に属する もの	第3種地 に属する もの	第4種地 に属する もの	第5種地 に属する もの	第6種地 に属する もの
人 口						

(2) 小学校の学級数の算定方式

特地に属する学級数×1.247=A

甲地に属する学級数×1.110=B

乙地に属する学級数×1.028=C

丙地に属する学級数×0.954=D

(A+B+C+D)÷(実学級合計)=E (第3号の都道府県分補正係数)

第1種地に属する人口×1.135=F

第2種地に属する人口×1.055=G

第3種地に属する人口×1.042=H

第4種地に属する人口×1.027=I

第5種地に属する人口×1.014=J

第6種地に属する人口×1.000=K

(F+G+H+I+J+K)÷(実人口合計)=L (第4号の都道府県分補正係数)

(実学級数合計)×E×L=補正された学級数

小学校の場合と同様。



3. 補正された児童生徒数の算定方式

(1) 各都道府県の小学校および中学校の児童生徒数を1.の(1)に準じて分類集計する。(集計に用いる児童数は丁票の「児童生徒数」の欄の数字とする。)

(2) 小学校の児童数の算定方式

特地に属する児童数×1.247=a

甲地に属する児童数×1.110=b

乙地に属する児童数×1.028=c

丙地に属する児童数×0.954=d

(a+b+c+d)÷(実児童数合計)=e (第3号の都道府県分補正係数)

実児童数合計×e×L=補正された児童数

(3) 中学校の生徒数の算定方式

小学校の場合と同様

第三章 市町村分基準財政需要額の検討

1. 小・中学校基準財政需要額の分析

第52表の「小・中学校経費実額」の「小学校」の欄には、当該市町村立小学校の学校経費総額(甲票)の「市町村」欄と「寄附」欄の金額の合計の金額、「中学校」の欄には、当該市町村立中学校の学校経費総額(甲票)の「市町村」欄と「寄附」欄の金額の合計の金額。

2. 市町村分基準財政需要額は、各都道府県地方課において、地方財政委員会の指示により各市町村毎に算定した昭和25年度分の仮決定額によること。なお、余力がある場合は、この調査の資料に基づき、昭和24年度についての市町村分基準財政需要額で算定して、比較してみてもよい。

第3号および第4号による市町村の分類は第一部の分類と同じ。

「集計・分析表記入上の注意」の補遺 (その二) 昭和25.10.9

先般各プロツク別に説明しました「集計・分析要領の記入上の注意」について説明上不十分の箇所がありましたから、以下の点を補遺します。

第二部 地方財政平衡交付金法を論議するための分析

I 市町村の第4号の分類についての説明の補遺

(1) 第一章 都道府県分の単位費用の検討 第二章 都道府県分の補正係数の検討のさいの「第四号による市町村分類」の取扱いは「集計・分析表記入上の注意」(すでに配布済み)の通りである。即ち、この場合の分類は、現在の「寒冷地手当地域区分」によるのであるが、尙これと「地方団体に交付すべき昭和25年度分の地方財政平衡交付金の仮決定額の算定に関する規則」および本分析における分類との関係は次の通りであるから念のために下記する。

寒冷地手当支給割合	規 則	本分析
4 割	第4種地 { 石炭手当を支給する地域 第1種地石炭手当を支給しない地域	第1種地 第2種地
3 割	第3種地	第3種地
2 割	第2種地	第4種地
1 割	第1種地	第5種地
寒冷手当のない地域	—	第6種地

「この分類を用いる分析表は第41表～第51表である。」



(2) 第三章、市町村分基準財政需要額の検討。第四章、市町村分の小・中学校補正係数の検討については、別表Ⅰ第4号の市町村分類表(註)によつて市町村を分類する。この分類表に記載されていない市町村は第6種地とする。「この分類を用いる分析表は、第52表、第53表、第54表補助表、第54表である。」

(註) 別表Ⅰ第4号の市町村分類表は追つて送付する。

なお、この第4号の市町村分類は、官報号外第111号(昭和25年9月14日)第14頁～第18頁とまったく同様のものとありますから、これによつてもよい。

#### Ⅰ 学校組合、義務教育委託町村についての説明の補遺

第三章、市町村分基準財政需要額の検討、A小・中学校基準財政需要額の分析においては下記の市町村をこの分析から除外する。(1)小学校または中学校の組合を構成している市町村、(2)小学校または中学校の義務教育の委託をしている町村または委託を受けている市町村

第三章のB市町村総教育費の基準財政需要額の分析においても同様に、学校組合(高等学校組合も含む)を構成している市町村および小学校または中学校の義務教育の委託をしている町村または委託を受けている市町村、この分析から除外する。

ただし第四章市町村分の小・中学校補正係数の検討においては、これらを除外しないで含める。

#### Ⅱ 市町村分単位費用の分析についての説明の補遺

市町村分小・中学校単位費用の分析は文部省において行う(「集計・分析要領」6頁29行、第30行参照)のであるが、各都道府県においては、同封の別表Ⅱに、市町村の第3号、第4号の分類による種別に、児童生徒数、学級数を記入して、11月15日までに文部省へ送付して下さい。この場合、第3号の分類による児童生徒数、学級数は、第一章都道府県分の単位費用の検討における数字を用いればよいわけです。第4号の分類による児童生徒数、学級数は、別表Ⅰによつて分類した各市町村の丁票の数字を集計して記入する。(この第4号の分類の作業は第54表補助表を作成する際に、同時に行うと便利です)

#### Ⅲ 一つの市町村が二つ以上の分類に属する場合についての説明の補遺

第3号、第4号の市町村の分類において、一つの市町村が二つ以上の分類に属している場合は、もつとも多く人口が居住する地域の所屬する分類を、その市町村の属する分類とする。

例えば第3号の分類によれば、人口60,000人のA市が乙地と丙地の二つの地域に分かれている場合、乙地に属する地域に居住する人口が45,000人、丙地に属する地域に居住する人口が15,000人とすれば、A市の第3号の分類は乙地となる。

#### Ⅳ 補正係数および補正された学級数、児童生徒数の算出についての説明補遺

補正係数を算出する場合は、小数点以下第3位未満の端数は四捨五入する。補正された学級数、児童生徒数を算出する場合は、小数第1位を四捨五入する。

#### Ⅴ 比率の算出についての説明の補遺

第三章市町村分基準財政需要額の検討、第四章市町村分の小・中学校補正係数の検討において、比率を算出する場合は、小数第3位を四捨五入した数字を100倍してもとめる。すなわち整数とする。

(この比率の算出を用いるのは、第52表、第53表、第54表補助表、第57表、第58表、第56表である。)



### 3 集計分析結果

第1表 小學校經費の都道府縣集計表

補助的事項

1 都道府縣の名稱	2 学校数	3 教員数	4 幼児児童生徒数
高知縣	476	3,529	108,113

調査事項

支出項目		財源の種類			
		I 起債・寄附以外	II 國・都道府縣		
A 消 費 的 支 出	2 b 教 員 の 給 当	(1) 校長の給与・手当	51,368,525	3,243,646	
		(b) 教諭・助教諭・常勤講師の給与・手当	240,430,146	1,672,357	
		(c) 非常勤講師・助手の給与・手当	—	203,562	
		(d) 事務職員・職員の給与・手当	—	715,344	
		(e) 非常勤講師・助手の給与・手当	10,110,400	1,998,417	
		(f) 旅費・宿直手当	9,156,617	111,110	
			計	311,085,688	7,944,436
	3 費 維 持 費	(2) 学校図書費	2,000	5,927,725	
		(3) 学消その他	—	8,173,179	
		(4) 学消その他	—	5,257,582	
		計	311,087,688	27,302,922	
4 修 繕 費	(a) 用人の給与・手当	28,800	7,351,255		
	(b) 消耗品	—	2,149,564		
	(c) 消耗品	—	1,731,227		
	(d) 消耗品	—	1,777,240		
	(e) 消耗品	28,800	833,897		
		計	28,800	13,843,183	
5 サ ー ビ ス 費	a 校建設備修繕費	96,200	1,082,935		
	b 校建設備修繕費	116,500	15,083,224		
	c 校建設備修繕費	—	3,453,856		
	d 校建設備修繕費	—	6,397,841		
	e 校建設備修繕費	212,700	384,937		
		計	212,700	26,352,793	
6 所 定 支 拂 金	a 衛生食費	860	1,264,282		
	b 衛生食費	102,400	598,360		
	c 衛生食費	—	3,600		
	d 衛生食費	—	627,025		
	e 衛生食費	102,760	2,493,257		
		計	102,760	2,493,257	
9 消 費 的 支 出 總 計	a 保地一時の支拂	—	1,830,487		
	b 保地一時の支拂	—	547,147		
	c 保地一時の支拂	—	102,720		
	d 保地一時の支拂	997,113	22,476		
	e 保地一時の支拂	48,431	137,645		
		計	1,045,544	2,640,475	
9		その他の消費的支出	21,716	142,507	
		消費的支出總計	312,499,208	72,775,147	
B 資 本 的 支 出	1 土建設備修繕費	1,114,064	1,172,582		
	2 土建設備修繕費	4,314,860	30,695,074		
	3 土建設備修繕費	3,420	10,698,168		
	4 土建設備修繕費	—	522,574		
	5 土建設備修繕費	—	362,754		
		計	5,432,344	43,451,152	
C		債務償還費	116,435	1,455,055	
		学校經費總額	318,047,987	117,681,354	



○ 公 費	■ 寄 附	V 起 債	合 計
計			
円	円	円	円
54,612,171	25,144	—	54,637,315
242,122,503	473,309	—	242,595,812
203,562	40,900	—	244,462
715,344	—	—	715,344
12,103,817	1,982,656	—	14,091,473
9,267,727	57,416	—	9,325,143
319,030,124	2,579,425	—	321,609,549
5,929,725	3,349,229	—	9,278,954
8,173,179	1,710,957	—	9,884,136
5,257,582	3,540,253	—	8,797,835
338,390,610	11,179,864	—	349,570,474
7,380,055	171,820	—	7,551,875
2,149,564	559,120	—	2,708,684
1,731,227	474,772	—	2,205,999
1,777,240	179,600	—	1,956,840
833,897	261,804	—	1,095,701
13,871,983	1,647,116	—	15,519,099
1,129,135	1,361,180	—	2,490,315
15,199,724	2,569,031	—	17,768,755
3,453,856	1,269,094	—	4,722,950
6,397,841	923,948	—	7,321,789
384,937	115,610	—	500,547
26,565,493	6,238,863	—	32,804,356
1,264,642	388,215	—	1,652,857
700,760	1,900,956	—	2,601,716
3,600	13,832	—	17,432
627,025	929,424	—	1,556,449
2,596,027	3,232,427	—	5,828,454
1,830,437	14,980	—	1,845,417
547,147	8,159	—	555,306
102,720	3,036	—	105,756
1,019,589	—	—	1,019,589
186,076	3,431	—	189,507
3,686,019	29,606	—	3,715,625
164,223	1,163,904	—	1,328,127
385,274,355	23,491,780	—	408,766,135
2,286,646	1,898,136	1,610,000	5,794,782
35,009,934	9,931,383	6,250,000	51,191,317
10,701,588	6,045,768	—	16,747,356
522,574	776,163	—	1,298,737
362,754	2,708,389	—	3,071,143
48,883,496	21,359,839	7,860,000	78,103,335
1,571,490	—	245,229	1,816,719
435,729,341	44,851,619	8,105,229	488,686,189



第2表 中學校經費の都道府縣集計表

補助的事項

1 都道府縣の名稱	2 学校数	3 教員数	4 幼児児童生徒数
高知縣	227	2,049	47,564

調査事項

支出項目		財源の種類		
		I 起債・寄附以外	II 市町村	
		I 國・都道府縣	II 市町村	
A	2 教職員の給与	(1) 校長の給与・手当	28,176,504	124,892
		(b) 教諭・助教諭・常勤講師の給与・手当	153,886,508	1,090,519
		(c) 非常勤講師・助手の給与・手当	—	258,600
		(d) 事務職員の手当	—	504,095
		(e) 旅費	4,869,523	1,307,104
		(f) 日直・宿直手当	5,034,914	41,642
	計		191,967,449	3,326,852
	3 授費	(2) 学用校の図書費	58,000	2,826,346
		(3) 学用校の他費	—	5,875,055
		(4) 学用校の授費合計	12,530	3,919,219
計		192,037,979	15,947,482	
B	3 維持費	a 用消燃電そ維	—	3,372,557
		b 人の消耗	—	1,316,538
		c 給料	—	1,031,953
		d 水道維持	—	902,791
		e 其他費	—	322,582
計		—	6,946,421	
C	4 修繕費	a 校建設備そ修	232,900	1,147,041
		b 地物の修繕	—	4,748,338
		c 備品の修繕	—	1,777,316
		d 其他の修繕	—	2,554,731
		e 修繕・補修・補充費合計	232,900	202,447
計		232,900	10,429,873	
D	5 サービス費	a 衛給寄そサ	—	700,291
		b 其他	—	207,667
		c 宿舎	—	44,879
		d 生食	—	334,271
		e 其他	—	1,287,038
計		—	1,287,038	
E	6 所定支拂金	a 保地一恩所	—	747,930
		b 時給其他	—	317,118
		c 代借の支拂	3,361	445,347
		d 借入金所拂	618,139	11,504
		e 利拂	159,854	10,716
計		781,354	1,532,615	
9 その他の消費的支出		2,696	175,910	
消費的支出総計		193,054,929	36,319,339	
F	1 土地建設臨そ資	1 土地建設臨そ資	1,356,000	4,680,427
		2 備品の購入	10,259,565	42,318,513
		3 備品の購入	23,825	14,215,954
		4 備品の購入	—	528,635
		5 其他の本	522,720	1,549,338
計		12,162,110	69,292,867	
C 債務償還費		23,618,150	15,981,375	
学校経費総額		228,835,189	115,593,581	



の 公 費	附 寄	V 起 債	合 計
計			
28,301,396	9,030		28,310,426
154,977,027	200,344	—	155,177,371
258,600	35,015	—	293,615
504,095	403,180	—	907,275
6,176,627	595,394	—	6,772,021
5,076,556	3,800	—	5,080,356
195,294,301	1,246,763	—	196,541,064
2,884,346	4,974,334	—	4,858,680
5,875,065	2,050,033	—	7,925,098
3,931,749	2,215,969	—	6,147,718
207,985,461	7,487,099	—	215,472,560
3,372,557	190,004	—	3,562,561
1,316,538	502,091	—	1,818,629
1,031,953	258,765	—	1,290,718
902,791	38,291	—	941,082
322,582	136,468	—	459,050
6,946,421	1,125,619	—	8,072,040
1,147,041	2,895,088	—	4,042,129
4,931,238	494,144	—	5,425,382
1,777,316	538,558	—	2,315,874
2,554,731	933,921	—	3,488,652
202,447	44,463	—	246,910
10,662,773	4,906,174	—	15,568,947
700,291	272,042	—	972,333
207,667	532,350	—	740,017
44,809	37,230	—	82,039
334,271	624,395	—	958,666
1,287,038	1,466,017	—	2,753,055
747,930	4,020	—	751,950
317,118	26,100	—	343,218
448,708	10,572	—	459,280
629,643	335,578	—	965,221
170,570	1,176	—	171,746
2,313,969	377,446	—	2,691,415
178,606	64,014	—	242,620
229,374,268	15,426,369	—	244,800,637
6,036,427	5,060,610	496,120	11,593,157
52,578,078	8,352,189	27,472,815	88,383,082
14,239,779	4,779,820	228,000	19,247,599
528,635	624,260	—	1,152,865
2,072,058	1,209,169	—	3,281,227
75,454,977	20,006,048	28,196,935	123,657,960
39,599,525	5,745,355	148,503	45,493,383
344,428,770	41,177,772	28,345,438	413,951,980



第3表 盲ろう学校経費の都道府県集計表

補助的事項

1 都道府県の名稱	2 学校数	3 教員数	4 幼児児童生徒数
高知縣	2	33	183

調査事項

支出項目		財源の種類		
		I 起債・寄附以外	II 市町村	
A 消 費 的 支 出	2 b 教 員 の 給 付	(1) (a) 校長の給与・手当	171,421	—
		(b) 教諭・助教諭・常勤講師の給与・手当	3,174,162	—
		(c) 非常勤講師の給与・手当	—	—
		(d) 事務職員等の給与・手当	157,358	—
		(e) 旅費	113,743	—
		(f) 日直・宿直手当	5,980	—
		計	3,622,664	—
	3 費 用	(2) 学費	9,036	—
		(3) 校舎の消耗品費	12,236	—
		(4) その他	8,609	—
	計	30,652,545	—	
3 費 用	a 用	97,652	—	
	b 燃	9,893	—	
	c 電	1,793	—	
	d 費	6,686	—	
	e 計	116,024	—	
4 費 用	a 校	—	—	
	b 舎	—	—	
	c 修	139,743	—	
	d 繕	10,000	—	
	計	149,743	—	
5 費 用	a 衛	6,000	—	
	b 給	—	—	
	c 寄	121,192	—	
	d 費	169,000	—	
	計	296,192	—	
6 費 用	a 保	31,036	—	
	b 地	—	—	
	c 一	8,397	—	
	d 所	—	—	
	計	39,433	—	
9	その他の消費的支出	—	—	
	消費的支出総計	4,253,937	—	
B 資 本 的 支 出	1 土	—	—	
	2 建	5,187,617	—	
	3 設	—	—	
	4 備	—	—	
	5 費	5,187,617	—	
	計	5,187,617	—	
C	債務償還費	—	—	
	学校経費総額	9,441,554	—	



公債	附寄	V起債	合計
計			
円	円	円	円
171,421	—	—	171,421
3,174,162	—	—	3,174,162
—	—	—	—
157,358	—	—	157,358
113,743	16,667	—	130,410
5,980	16,600	—	22,580
3,622,664	33,267	—	3,655,931
9,036	21,049	—	30,085
12,236	27,863	—	40,099
8,609	23,035	—	31,644
3,652,545	105,214	—	3,757,759
97,652	—	—	97,652
9,893	21,766	—	31,659
1,793	7,120	—	8,913
6,686	3,500	—	10,186
—	13,466	—	-13,466
116,024	45,852	—	161,876
—	—	—	—
—	35,509	—	35,509
—	20,050	—	20,050
139,743	5,980	—	145,723
10,000	9,540	—	19,540
149,743	71,079	—	220,822
6,000	—	—	6,000
—	—	—	—
121,192	16,757	—	137,949
169,000	—	—	169,000
296,192	16,757	—	312,949
31,036	—	—	31,036
—	—	—	—
8,397	—	—	8,397
—	—	—	—
39,433	—	—	39,433
—	—	—	—
4,253,937	238,902	—	4,492,839
—	—	—	—
5,187,617	—	66,000	5,253,617
—	27,814	—	27,814
—	—	—	—
—	—	—	—
5,187,617	27,814	66,000	5,281,431
—	—	—	—
9,441,554	266,716	66,000	9,774,270



第4表 全日制高等学校経費の都道府県集計表

補助的事項

1 都道府県の名稱	2 学校数	3 教員数	4 幼児児童生徒数
高知縣	23	592	10,393

調査事項

支出項目	財源の種類		I 起債・寄附以外	
			II 國・都道府県	III 市町村
A 消費的支出	(1) 教職員の給与	(a) 校長の給与・手当	3,586,670	166,353
		(b) 教諭・助教諭・常勤講師の給与・手当	56,793,181	3,668,858
		(c) 非常勤講師・助手の給与・手当	3,717,865	500
		(d) 事務職員等の給与・手当	6,123,972	284,760
		(e) 旅費	4,051,793	49,863
		(f) 日直・宿直手当	1,603,689	57,542
		計	75,877,170	4,227,876
	(2) 学校図書費	(3) 校舎の消耗費	458,942	32,011
		(4) その他	1,089,939	68,959
		計	1,046,357	17,960
3 維持費	a 用消耗電	2,963,190	181,866	
	b 人の消耗	501,617	3,440	
	c 給料	229,596	8,243	
	d 水道維持	625,388	11,080	
	e 其他	505,532	—	
	計	4,825,323	204,629	
4 修繕費	a 校建設備	179,100	—	
	b 地物の修繕	1,059,151	—	
	c 備品の修繕	434,152	45,016	
	d 其他修繕	565,819	126,515	
	e 計	3,896,631	—	
	計	6,134,853	171,531	
5 サービス費	a 衛給寄	239,163	2,000	
	b 寄所	46,236	—	
	c 宿舎	61,316	—	
	d 其他	52,596	140,000	
	e 計	399,311	142,000	
6 所定支拂金	a 保地一	1,064,041	—	
	b 時給	61,774	—	
	c 代借の支	—	3,019	
	d 入負所拂	775,232	—	
	e 計	1,901,047	68,361	
	計	—	71,380	
9	その他の消費的支出	16,668	6,905	
	消費的支出総計	91,749,590	4,943,251	
B 資本的支出	1 土建設	200,000	55,000	
	2 備品の	17,322,740	2,359,960	
	3 備品の	5,496,378	174,633	
	4 其他	30,000	—	
	5 計	158,000	—	
	計	23,207,118	2,589,593	
C	債務償還費	—	—	
	学校経費総額	114,956,708	7,532,844	



○ 公 費	■ 寄 附	V 起 債	合 計
計			
円	円	円	円
3,753,023	44,990	—	3,798,013
60,462,039	1,183,610	—	61,645,649
3,718,365	71,003	—	3,789,368
6,408,732	1,122,780	—	7,531,512
4,101,656	742,226	—	4,843,882
1,661,231	—	—	1,661,231
80,105,046	2,164,609	—	82,269,655
490,953	918,579	—	1,409,532
1,158,898	1,800,437	—	2,959,335
1,064,297	1,702,294	—	2,766,591
82,819,194	6,585,919	—	89,405,113
3,145,056	131,459	—	3,276,515
505,057	391,174	—	896,231
237,839	236,887	—	474,726
636,468	90,631	—	727,149
505,532	801,626	—	1,307,158
5,029,952	1,651,827	—	6,681,779
179,100	56,600	—	235,600
1,059,151	264,426	—	1,323,577
479,168	369,873	—	849,041
692,334	365,978	—	1,058,312
3,896,631	109,854	—	4,006,485
6,306,384	1,166,631	—	7,473,015
241,163	215,059	—	456,222
46,236	18,893	—	65,129
61,316	356,560	—	417,876
192,596	763,538	—	956,134
541,311	1,354,050	—	1,895,361
1,064,041	47,361	—	1,111,402
61,774	2,612	—	64,386
3,019	1,632	—	4,701
775,232	—	—	775,232
68,361	—	—	68,361
1,972,427	51,655	—	2,024,082
23,573	245,907	—	269,480
96,692,841	11,055,989	—	107,748,830
255,000	245,019	—	500,019
19,682,700	12,129,731	3,447,000	35,259,431
5,671,011	2,445,010	—	8,116,021
30,000	240,166	—	270,166
158,000	131,000	—	289,000
25,796,711	15,190,926	3,447,000	44,434,637
—	—	—	—
122,489,552	26,246,915	3,447,000	152,183,467



第5表 定時制高等學校經費の都道府縣集計表

補助的事項

1 都道府縣の名稱	2 学校数	3 教員数	4 幼児児童生徒数
高知縣	34	146	2,378

調査事項

支出項目		財源の種類			
		I 起債・寄附以外	II 國・都道府縣		
A 消費的支出	2-1 b 教職員の手当給	(1) 校長の給与・手当	23,640	—	
		(a) 校長の給与・手当	—	—	
	(b) 教諭・助教諭・非常勤講師の給与・手当	12,256,289	57,196		
	(c) 非常勤講師の給与・手当	1,337,727	14,185		
	(d) 事務職員の手当	1,168,512	13,750		
	(e) 事務職員の手当	1,295,821	159,183		
	(f) 旅費・宿直	72,870	—		
	計	16,154,859	244,314		
	3 維持費	a b c d e	用消燃電	202,897	204,181
			人の消耗	81,570	76,382
給料			80,447	54,876	
水道維持			35,342	25,864	
4 修繕費	a b c d e	校建設備	—	50,500	
		地物の修繕	1,440	95,146	
		の修繕	28,842	18,451	
		の修繕	139,573	59,092	
5 サービス費	a b c d	衛生給	—	9,230	
		宿舎	—	—	
		サービス	19,300	19,240	
		合計	19,300	28,470	
6 所定支拂金	a b c d e	保地	—	5,847	
		一時給	—	10,600	
		代借	109,226	—	
		代借	109,226	—	
9 消費的支出	その他の消費的支出		—	3,210	
	消費的支出合計		17,673,627	1,441,665	
B 資本的支出	1 2 3 4 5	土地建設	—	—	
		臨時資本	833,581	5,371,096	
		備品の購入	—	1,004,415	
		備品の購入	—	36,772	
		備品の購入	833,581	218,000	
C 償還費		—	—	6,630,283	
学校経費総額		18,507,208	8,071,948	—	

第6表 幼稚園 本縣該当なし



公 費	附 寄	V 起 債	合 計
計			
円	円	円	円
23,640	—	—	23,640
12,313,485	140,210	—	12,453,695
1,351,912	6,160	—	1,358,072
1,182,262	17,100	—	1,199,362
1,455,004	48,067	—	1,503,071
72,870	1,254	—	74,124
16,399,173	212,791	—	16,611,964
287,169	45,148	—	332,317
595,584	142,848	—	738,432
450,397	130,245	—	580,642
17,732,323	531,032	—	18,263,355
407,078	11,900	—	418,978
157,952	33,295	—	191,247
135,323	22,403	—	157,726
61,206	1,962	—	63,168
49,623	49,860	—	99,483
811,182	119,420	—	930,602
50,500	—	—	50,500
96,586	1,513	—	98,099
47,293	113,733	—	161,026
198,665	16,515	—	215,180
2,000	775	—	2,775
395,044	132,536	—	527,580
9,230	5,100	—	14,330
—	—	—	—
—	—	—	—
38,630	67,452	—	106,082
47,860	72,552	—	120,412
5,847	—	—	5,847
10,600	—	—	10,600
—	—	—	—
109,226	—	—	109,226
—	—	—	—
125,673	—	—	125,673
3,210	—	—	3,210
19,115,292	855,540	—	19,970,832
—	—	—	—
5,371,096	—	—	5,371,096
1,837,996	85,625	—	1,923,621
36,772	13,320	—	50,092
218,000	—	—	218,000
7,463,864	98,945	—	7,562,809
—	—	—	—
26,579,156	954,485	—	27,533,641



第7表 その他の學校經費の都道府縣集計表

補助的事項

1 都道府縣の名稱	2 學校數	3 教員數	4 幼兒兒童生徒數
高知縣	4	5	537

調査事項

支出項目		財源の種類		
		I 起債・寄附以外	II 國・都道府縣 III 市町村	
A 消 費 的 支 出	2   b 教 員 の 給 與 手 当	(1) (a) 校長の給与・手当	—	14,000
		(b) 教諭・助教諭・常勤講師の給与・手当	343,036	73,400
		(c) 非常勤講師の給与・手当	157,734	3,000
		(d) 事務職員等の給与・手当	223,969	—
		(e) 旅費	46,949	—
		(f) 日直・宿直手当	—	90,400
	授 費	(2) 図書費	1,000	—
		(3) 校舎の消耗費	126,532	9,500
		(4) 教授費	58,671	—
		(4) 教授費合計	957,891	99,900
3 維 持 費	a 用電費	—	—	
	b 人の消耗	2,000	600	
	c 水道維持費	—	1,000	
4 修 繕 費	a 校舎の修繕費	—	—	
	b 校舎の修繕費	—	—	
	c 校舎の修繕費	2,120	—	
5 サ ー ビ ス 費	a 衛生費	—	100	
	b 宿舎費	—	—	
	c 給食費	—	300	
6 所 定 支 拂 金	a 借入金	—	—	
	b 借入金	2,153	—	
	c 借入金	—	500	
9 消 費 的 支 出 總 計	その他の消費的支出	—	—	
	消費的支出總計	964,164	102,688	
B 資 本 的 支 出	1 地築費	—	156,500	
	2 備品の購入	—	147,531	
	3 備品の購入	—	—	
	4 備品の購入	—	—	
	5 備品の購入	—	304,031	
C 債 務 償 還 費	債務償還費	—	—	
	學校經費總額	964,164	406,719	



の 公 費	附 寄	起 債	合 計
計			
円	円	円	円
14,000	—	—	14,000
416,436	—	—	416,436
160,734	—	—	160,734
223,969	—	—	223,969
46,946	—	—	46,949
—	—	—	—
862,088	—	—	862,088
1,000	—	—	1,000
136,032	—	—	136,032
58,671	—	—	58,671
1,057,791	—	—	1,057,791
—	—	—	—
2,600	—	—	2,600
1,000	2,000	—	3,000
288	—	—	288
—	—	—	—
3,888	2,000	—	5,888
—	—	—	—
—	—	—	—
2,120	—	—	2,120
—	—	—	—
2,120	—	—	2,120
100	—	—	100
—	—	—	—
300	—	—	300
400	—	—	400
—	—	—	—
500	—	—	500
—	—	—	—
2,153	—	—	2,153
—	—	—	—
2,653	—	—	2,653
—	—	—	—
1,066,852	2,000	—	1,068,852
—	—	—	—
156,500	—	—	156,500
147,531	—	—	147,531
—	—	—	—
304,031	—	—	304,031
—	—	—	—
1,370,883	2,000	—	1,372,883



第8表 全學校經費の都道府縣集計表

補助的事項

1 都道府縣の名稱	2 学校数	3 教員数	4 幼児児童生徒数
高知縣	766	6,354	169,168

調査事項

支出項目		財源の種類		
		I 起債・寄附以外	II 國・都道府縣	
A 消 費 的 支 出	2 b 教 員 手 当 給	(1) 校長の給与・手当	83,326,730	3,548,891
		(b) 教諭・助教諭・常勤講師の給与・手当	466,903,322	6,562,330
		(c) 非常勤講師・助手の給与・手当	5,213,326	479,847
		(d) 事務職員等の給与・手当	7,673,811	1,517,943
		(e) 事務旅費	20,488,229	3,514,567
		(f) 日直・宿直手当	15,874,070	210,294
	計		599,479,518	15,833,878
	3 費 維 持 費	(2) 学費	644,103	8,958,126
		(3) 校舎の消耗費	1,627,447	14,323,547
		(4) 校舎の修繕費	1,401,354	9,369,951
計		603,152,422	48,435,502	
4 的 支 出	a 用電	3,292,539	11,109,859	
	b 人の消耗	595,080	3,546,524	
	c 給料	311,836	2,827,299	
	d 水道	667,416	2,717,263	
	e 維持費	536,501	1,175,333	
計		5,403,372	21,376,078	
5 支 出	a 校舎の修繕	275,300	2,230,476	
	b 校舎の修繕	1,409,991	19,926,708	
	c 校舎の修繕	462,994	5,294,633	
	d 校舎の修繕	847,255	9,138,179	
	e 校舎の修繕	3,906,631	589,384	
計		6,902,171	37,179,386	
6 出	a 衛生	245,523	1,975,903	
	b 給食	148,636	806,027	
	c 宿舎	182,508	48,409	
	d 給水	240,986	1,120,836	
	e 給電	817,653	3,951,175	
計		1,635,206	7,882,350	
9 支 出	a 保地	1,095,077	2,584,264	
	b 地代	61,774	875,365	
	c 借入金	3,351	551,086	
	d 借入金	2,510,260	33,930	
	e 借入金	208,235	216,722	
計		3,878,757	4,261,417	
9 その他の消費的支出		41,080	328,532	
消費的支出総計		620,195,455	115,582,030	
B 資 本 的 支 出	1 土地	2,670,064	5,908,003	
	2 建設	87,034,732	80,901,143	
	3 設備	6,357,204	26,240,701	
	4 備品	30,000	1,037,981	
	5 建設	680,720	2,130,092	
計		46,822,770	116,267,926	
C 債務償還費		23,734,585	17,436,430	
学校経費総額		690,752,810	249,286,446	



公 費	附 寄	起 債	合 計
計			
円	円	円	円
86,875,651	79,164	—	86,954,815
473,465,652	1,997,473	—	475,463,125
5,693,173	153,078	—	5,846,251
9,191,760	543,060	—	9,734,820
24,002,796	3,385,010	—	27,387,806
16,084,364	79,070	—	16,163,434
615,313,396	6,236,855	—	621,550,251
9,602,229	6,308,339	—	15,910,568
15,950,994	5,732,138	—	21,683,132
10,771,305	7,611,796	—	18,383,101
651,637,924	25,889,128	—	677,527,052
14,402,398	505,183	—	14,907,581
4,141,604	1,507,446	—	5,649,050
3,139,135	1,001,947	—	4,141,082
3,384,679	314,034	—	3,698,713
1,711,634	1,263,224	—	2,974,858
26,779,450	4,591,834	—	31,371,284
2,505,776	4,312,768	—	6,818,544
21,836,699	3,364,623	—	24,701,322
5,757,633	2,311,308	—	8,068,941
9,985,434	2,246,342	—	12,231,776
4,496,015	280,242	—	4,776,257
44,081,557	12,555,283	—	56,536,840
2,221,426	880,416	—	3,101,842
954,663	2,452,199	—	3,406,862
230,917	424,379	—	655,296
1,361,822	2,334,809	—	3,746,631
4,768,828	6,141,803	—	10,910,631
3,679,341	66,361	—	3,745,702
937,139	36,871	—	974,010
554,447	15,290	—	569,737
2,544,240	335,578	—	2,879,818
425,007	4,607	—	429,614
8,140,174	458,707	—	8,598,881
369,612	1,473,825	—	1,843,437
735,777,545	51,070,580	—	786,848,125
8,578,073	7,203,765	2,106,120	17,887,958
117,985,925	30,393,303	37,235,815	185,615,043
32,597,905	13,384,037	228,000	46,209,942
1,117,981	1,653,909	—	2,771,890
2,810,812	4,048,558	—	6,859,370
163,090,696	56,683,572	39,569,935	259,344,203
41,171,015	5,745,355	393,732	47,310,102
940,039,256	113,499,507	39,963,667	1,093,502,430



第9表 學校経別以外の教育費の集計表

都道府縣の名稱		人	口	市 町 村 数	
高 知 縣		866,385		市	1
				特別区	—
				町	36
				村	133
				学校組合	16
				全部組合	—

支出項目		財源の種類		I 起債・寄附以外			
				II 國・都道府縣	III 市 町 村		
A 消 費 的 支 出	1 教育行政費	a 給 b 其他	與・手 行政事務 計	当 費	12,128,718円 5,032,990 17,161,708	12,238,371円 2,866,266 15,104,637	
	2-a 学教指費 校育導	(1)	給 其他	與・手 学校教育指導 計	当 費	1,289,425 22,882,037 24,171,462	424,481 768,010 1,192,491
		3 4 5 6	維持 修サ所 一定 所	持 繕ビ支 ス拂	費 費 金	41,000 132,519 2,987,335 115,319	602,643 325,866 361,486 955,786
	7 社会教育費	a	成人・青 体公 民	少年教育 レクリエーション 館	費 費 費	745,907 2,071,100 898,833	3,268,976 2,627,950 2,824,430
		b	図書 文化	博 物 館	費 費 費	8,694,448 2,927,741 3,519,906	3,910,218 235,368 3,562,599
		c	其他	社 会 教 育	費	18,857,625	16,429,541
		d e f	其他	計			
		8 9	研 究 所 の 支 出 總 計	究 所 の 支 出 總 計	費 出 計	581,488 44,123,759 108,172,225	82,564 4,581,584 39,636,598
	B	資 本 的 支 出 總 計			5,411,864	18,165,102	
	C	債 務 償 還 費			2,031,000	1,405,490	
学校経費以外の教育費總額				115,615,089	59,207,190		

第10表 總教育費の集計表

都道府縣の名稱		人	口	都道府縣教育委員会	
高 知 縣		866,385			

支出項目		財源の種類		I 起債・寄附以外			
				II 國・都道府縣	III 市 町 村		
A 消 費 的 支 出	1 教育行政費	a 給 b 其他	與・手 行政事務 計	当 費	12,128,718円 5,032,990 17,161,708	12,238,371円 2,866,266 15,104,637	
	2 学教指費 校育導	(1)	給 其他	與・手 学校教育指導 計	当 費	1,289,425 22,882,037 24,171,462	424,481 768,010 1,192,491
		3 4 5 6 7 8 9	(a)	校長の給 教諭・助教諭・常勤講師の給 非常勤講師・助手の給 事務職員 旅直 日直	與・手 給與・手 給與・手 給與・手 給與・手 直手	当 当 当 当 当 当	83,326,760 464,261,486 6,804,813 8,724,160 20,488,229 15,874,070 599,479,518
	(b)		校舎の給 図書 其他	費 費 費	644,103 1,627,447 1,401,354	8,958,126 14,323,547 9,369,951	
	(c)		学校消耗品	費	1,401,354	9,369,951	
	(d)		其他	費	603,152,422	48,485,502	
	(e)		維持 修サ所 一定 所	持 繕ビ支 ス拂	費 費 金	5,444,372 7,034,690 3,804,988 3,994,076	21,978,721 37,505,252 4,312,661 5,217,203
	(f)		社会 研 究 所 の 支 出 總 計	究 所 の 支 出 總 計	費 出 計	18,857,635 581,488 44,164,839 728,367,680	16,429,541 82,564 4,910,116 155,218,638
	B	資 本 的 支 出 總 計			52,234,634	134,433,028	
	C	債 務 償 還 費			25,765,585	18,841,920	
教 育 費 總 額				806,367,899	308,493,636		



○ 公 費	■ 寄 附	V 起 債	合 計
計			
24,367,089円	18,000円	—円	24,385,089円
7,899,256	—	—	7,899,256
32,266,345	18,000	—	32,284,345
1,713,906	18,200	—	1,732,106
23,650,047	55,800	—	23,705,847
25,363,953	74,000	—	25,437,953
643,643	10,000	—	653,643
458,385	62,350	350,000	870,735
3,348,821	91,200	—	3,440,021
1,071,105	1,270	—	1,072,375
4,014,883	165,358	—	4,180,241
4,699,050	423,743	—	5,122,793
3,723,263	828,032	—	4,551,295
12,604,666	60,800	—	12,665,466
3,163,109	10,000	—	3,173,109
7,082,205	228,600	—	7,310,805
35,287,176	1,716,533	—	37,003,709
664,052	—	—	664,052
48,705,343	6,000	349,800	49,061,143
147,808,823	1,979,353	699,800	150,487,976
23,576,966	4,318,893	6,960,000	34,855,859
3,436,490	—	3,505,882	6,942,372
174,822,279	6,298,246	11,165,632	192,286,207

○ 公 費	■ 寄 附	V 起 債	合 計
計			
24,367,089円	18,000円	—円	24,385,089円
7,899,256	—	—	7,899,256
32,266,345	18,000	—	32,284,345
1,713,906	18,200	—	1,732,106
23,650,047	55,800	—	23,705,847
25,363,953	74,000	—	25,437,953
86,875,651	79,164	—	86,954,815
470,823,816	1,997,473	—	472,821,289
7,284,660	1,3078	—	7,437,738
10,242,109	543,060	—	10,785,169
24,002,796	3,385,010	—	27,387,806
16,084,364	79,070	—	16,163,434
615,313,396	6,236,855	—	621,550,251
9,602,229	9,308,339	—	15,910,568
15,950,994	5,732,138	—	21,683,132
10,771,305	7,611,796	—	18,383,101
651,637,924	25,889,128	—	677,527,052
27,423,093	4,601,834	—	32,024,927
44,539,942	12,577,633	350,000	57,467,575
8,117,649	6,233,003	—	14,350,652
9,211,279	459,977	—	9,671,256
35,287,176	1,716,533	—	37,003,709
664,052	—	—	664,052
49,074,955	1,479,825	349,800	50,904,580
883,586,368	53,049,933	699,800	937,336,101
186,647,662	61,002,465	46,529,935	294,200,062
44,607,505	5,745,355	3,899,614	54,252,474
1,114,861,535	119,797,753	51,129,349	1,285,788,637



第11表 設置者別・学校種類別学校経費の集計表

A 設置者別・学校種類別児童生徒数

設置者	縣立	大都市立	市立	町立	村立	組合立
小学校	183	—	16,573	35,443	55,540	557
中学校	9,817	—	6,653	11,383	22,661	6,867
盲ろう学校	1,083	—	—	—	—	—
全日制高等学校	—	—	576	—	—	—
定時制高等学校	—	—	166	—	582	—
幼稚園	—	—	—	—	511	90
その他の学校	430	—	—	—	57	—

B 設置者別・学校種類別学校経費総額

設置者	縣立	大都市立	市立	町立	村立	組合立
小学校	75,946,299	—	133,530,374	276,932,352	2,247,164	—
中学校	40,305,515	—	105,654,816	233,338,680	34,652,969	—
盲ろう学校	9,774,270	—	—	—	5,646	—
全日制高等学校	145,508,131	—	6,675,336	—	—	—
定時制高等学校	12,809,415	—	1,501,175	4,041,144	8,081,080	1,100,827
幼稚園	—	—	—	6,944	15,814	12,231
その他の学校	966,164	—	—	—	406,719	—
	2,013	—	—	—	7,135	—

C 設置者別・学校種類別学校経費消費的支出総計

設置者	縣立	大都市立	市立	町立	村立	組合立
小学校	59,453,389	—	112,606,914	234,611,474	2,094,358	—
中学校	30,982,641	—	68,998,962	25,244,594	24,574,440	—
盲ろう学校	4,492,839	—	—	—	3,579	—
全日制高等学校	102,866,617	—	4,882,213	—	—	—
定時制高等学校	11,702,774	—	1,501,975	2,977,893	2,772,655	1,015,535
幼稚園	—	—	—	5,117	5,426	11,284
その他の学校	966,164	—	—	—	102,688	—
	2,013	—	—	—	1,802	—

第12表 地方公共団体の類型別学校経費以外の教育費の集計表

地方公共団体の類型	地方公共団体の数	人口	消費的支出総計		学校経費以外の教育費の総額	
			金額	1人当り	金額	1人当り
都道府県	—	866,985	107,520,026	124	111,347,510	129
大都市	1	152,738	7,253,489	47	7,261,589	48
市町村	36	241,838	11,595,705	48	29,299,675	121
学校組合	13	471,809	22,793,997	48	37,397,755	79
	16	—	1,325,359	—	6,979,678	—



第13表 課程別高等学校経費の集計表

課程別	学校数	生徒数	消費的支出		生徒1人 当り金額	学校経費総額	生徒1人 当り金額
			円	円			
全 日 制	合	7	4,185	43,516,002	10,398	55,464,555	13,253
	通	10	3,944	36,565,923	9,271	58,386,833	14,804
	業	2	512	6,423,563	12,546	8,002,827	15,631
	業	2	1,140	13,993,701	12,275	20,960,543	18,386
	産	1	576	4,906,348	8,518	6,702,258	11,639
	産	1	36	2,333,293	65,091	2,666,451	74,068
	庭	—	—	—	—	—	—
	他	—	—	—	—	—	—
定 時 制	合	7	703	3,420,277	4,865	9,411,832	13,388
	通	8	709	6,730,482	9,493	7,078,929	9,984
	業	6	373	4,475,660	11,999	4,875,687	13,072
	業	1	125	1,393,597	11,149	1,528,530	12,228
	産	1	92	761,078	8,273	761,078	8,273
	産	—	—	—	—	—	—
	庭	10	337	2,622,497	7,782	3,129,331	9,286
	他	1	39	567,241	14,545	743,254	19,186

第14表 小学校児童生徒1人当り経費表

支出項目	財源の種類			寄附	起債	合計
	国・都道府縣	市町村	計			
消費的支出	2,877	74	2,951	24	—	2,975
教授費	2,878	252	3,130	104	—	3,234
職員給料	0	128	128	16	—	144
維持費	2	244	246	57	—	303
修繕費	1	23	24	30	—	54
サロンの消費	10	24	34	0	—	34
その他	0	1	1	1	—	12
消費的支出の合計	2,891	672	3,563	218	—	3,781
資債学	50	402	452	197	73	722
本務校	1	14	15	—	2	17
校務経費の合計	2,942	1,088	4,030	415	75	4,520

第15表 中学校児童生徒1人当り経費表

支出項目	財源の種類			寄附	起債	合計
	国・都道府縣	市町村	計			
消費的支出	4,036	70	4,106	26	—	4,132
教授費	4,038	335	4,373	157	—	4,530
職員給料	—	146	146	24	—	170
維持費	5	219	224	103	—	327
修繕費	—	27	27	31	—	58
サロンの消費	16	33	49	8	—	57
その他	0	4	4	1	—	5
消費的支出の合計	4,059	764	4,823	324	—	5,147
資債学	256	1,331	1,587	420	593	2,600
本務校	496	335	831	122	3	956
校務経費の合計	4,811	2,430	7,241	866	596	8,703



第16表 盲ろう学校児童生徒1人當り經費表

支出項目	財源の種類	起債・寄附以外の公費			寄附	起債	合計
		國・都道府縣	市町村	計			
消	教授費	19,796	—	19,796	182	—	19,978
費	教職員の給與・手当計	19,959	—	19,959	575	—	20,534
的	維持費	634	—	634	251	—	885
	修繕費	818	—	818	389	—	1,207
支	サ一ビス費	1,619	—	1,619	91	—	1,710
出	所定の拂金	215	—	215	—	—	215
	その他の消費的支出	—	—	—	—	—	—
資	資本的支出	23,245	—	23,245	1,306	—	24,551
債	債務償還費	28,348	—	28,348	512	—	28,860
学	学校經費總額	51,593	—	51,593	1,818	—	53,411

第17表 全日制高等学校児童生徒1人當り經費表

支出項目	財源の種類	起債・寄附以外の公費			寄附	起債	合計
		國・都道府縣	市町村	計			
消	教授費	7,301	407	7,708	208	—	7,916
費	教職員の給與・手当計	7,551	417	7,968	634	—	8,602
的	維持費	464	20	484	159	—	643
	修繕費	590	17	607	112	—	719
支	サ一ビス費	38	14	52	130	—	182
出	所定の拂金	183	7	190	5	—	195
	その他の消費的支出	2	0	2	24	—	26
資	資本的支出	8,828	475	9,303	1,064	—	10,367
債	債務償還費	2,233	249	2,482	1,461	333	4,276
学	学校經費總額	11,061	724	11,785	2,525	333	14,643

第18表 定時制高等学校児童生徒1人當り經費表

支出項目	財源の種類	起債・寄附以外の公費			寄附	起債	合計
		國・都道府縣	市町村	計			
消	教授費	6,793	103	6,896	90	—	6,986
費	教職員の給與・手当計	7,126	332	7,458	223	—	7,681
的	維持費	181	160	341	50	—	391
	修繕費	71	95	166	56	—	222
支	サ一ビス費	8	12	20	31	—	51
出	所定の拂金	46	7	53	—	—	53
	その他の消費的支出	—	0	0	—	—	0
資	資本的支出	7,432	606	8,038	360	—	8,398
債	債務償還費	351	2,788	3,139	41	—	3,180
学	学校經費總額	7,783	3,394	11,177	401	—	11,578

第19表 幼稚園幼兒1人當り經費表



第20表 住民1人當り学校経費以外の教育費表

支出項目	財源の種類	起債・寄附以外の公費			寄 附	起 債	合 計
		國・都道府縣	市町村	計			
教育行政事務費計		19	18	37	0	—	37
学校教育指導費計		28	1	29	0	—	29
維持費		0	1	1	0	—	1
修繕費		0	1	1	0	—	1
施設整備費		4	0	4	0	—	4
その他		0	1	1	0	—	1
社会教育費計		22	19	41	2	—	43
研究所費		1	0	1	—	—	1
その他の消費的支出		51	5	56	0	1	57
消費的支出総計		125	46	171	2	1	174
資本的支出総計		6	21	27	5	8	40
債務償還費		2	2	4	—	—	8
学校経費以外の教育費総額		133	69	202	7	13	222

第21表 住民1人當り總教育費表

支出項目	財 源 類 別	起債・寄附以外の公費			寄 附	起 債	合 計
		國・都道府縣	市町村	計			
教育行政事務費計		20	17	37	0	—	37
学校教育指導費計		28	1	29	0	—	29
維持費		696	56	752	30	—	782
修繕費		6	26	32	5	—	37
施設整備費		8	43	51	14	1	66
その他		4	5	9	8	—	17
消費的支出		5	6	11	0	—	11
社会教育費計		22	19	41	2	—	43
研究所費		1	0	1	—	—	1
その他の消費的支出		51	6	57	2	0	59
消費的支出総計		841	179	1,020	61	1	1,082
資本的支出総計		60	155	215	70	54	339
債務償還費		30	22	52	7	4	63
教育費総額		931	356	1,287	138	59	1,484

第22表 小学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表

支出項目	財源の種類	起債・寄附以外の公費			寄 附	起 債	合 計
		國・都道府縣	市町村	計			
消費的支出総計		6,394	1,490	7,884	481	—	8,365
資本的支出総計		111	889	1,000	437	161	1,598
債務償還費		3	29	32	—	5	37
学校経費総額		6,508	2,408	8,916	918	166	10,000

第23表 中学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表

支出項目	財源の種類	起債・寄附以外の公費			寄 附	起 債	合 計
		國・都道府縣	市町村	計			
消費的支出総計		4,664	877	5,541	373	—	5,914
資本的支出総計		293	1,530	1,823	483	681	2,987
債務償還費		571	335	956	139	4	1,099
学校経費総額		5,528	2,792	8,320	995	685	10,000



第24表 盲ろう学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
消費的支出総計	4,353	—	4,353	244	—	4,597
資本的支出総計	5,307	—	5,307	96	—	5,403
債務償還費	—	—	—	—	—	—
学校経費総額	9,660	—	9,660	340	—	10,000

第25表 全日制高等学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
消費的支出総計	6,029	325	6,354	726	—	7,080
資本的支出総計	1,525	170	1,695	998	227	2,920
債務償還費	—	—	—	—	—	—
学校経費総額	7,554	495	8,049	1,724	227	10,000

第26表 定時制高等学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
消費的支出総計	6,419	524	6,943	310	—	7,253
資本的支出総計	303	2,407	2,710	37	—	2,747
債務償還費	—	—	—	—	—	—
学校経費総額	6,722	2,931	9,653	347	—	10,000

第27表 幼稚園経費の比率表

第28表 その他の学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
消費的支出総計	7,023	743	7,771	14	—	7,785
資本的支出総計	—	2,215	2,215	—	—	2,215
債務償還費	—	—	—	—	—	—
学校経費総額	7,023	2,963	9,986	14	—	10,000



第29表 全学校経費の大支出項目別・財源の種類別比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
消費的支出総計	5,672	1,057	6,729	467	—	7,196
資本的支出総計	428	1,063	1,491	519	362	2,372
債務償還費	217	160	377	52	3	432
学校経費総額	6,317	2,280	8,597	1,038	365	10,000

第30表 小学校経費の中支出項目別・財源の種類別消費的支出比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
教授費(教職員の給与・手当計)	7,610	195	7,805	63	—	7,868
	7,610	668	8,278	274	—	8,552
維持費合計	0	339	339	41	—	380
修繕費合計	5	654	650	153	—	803
サービス費合計	3	61	64	78	—	142
所定支拂金合計	26	64	90	1	—	91
その他の消費的支出	1	3	4	28	—	32
消費的支出総計	7,645	1,780	9,425	575	—	10,000

第31表 中学校経費の中支出項目別・財源の種類別消費的支出比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
教授費(教職員の給与・手当計)	7,842	136	7,978	51	—	8,029
	7,844	652	8,496	306	—	8,802
維持費合計	—	284	284	46	—	330
修繕費合計	10	426	436	200	—	636
サービス費合計	—	52	52	60	—	112
所定支拂金合計	32	63	95	15	—	110
その他の消費的支出	0	7	7	3	—	10
消費的支出総計	7,886	1,484	9,370	630	—	10,000

第32表 全日制高等学校経費の中支出項目別・財源の種類別消費的支出比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
教授費(教職員の給与・手当計)	7,042	392	7,434	201	—	7,635
	7,283	403	7,686	611	—	8,297
維持費合計	448	19	467	153	—	620
修繕費合計	569	17	586	108	—	694
サービス費合計	37	13	50	126	—	176
所定支拂金合計	176	7	183	5	—	188
その他の消費的支出	2	0	2	23	—	25
消費的支出総計	8,515	459	8,974	1,026	—	10,000



第33表 定時制高等学校経費の中支出項目別・財源の種類別消費的支出比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
教授費 { 教職員の給与・手当計 教授費合計	8,089	123	8,212	106	—	8,318
	8,484	395	8,879	269	—	9,145
維持費合計 修繕費合計	216	190	406	60	—	466
	85	113	198	66	—	264
サービス費合計 所定支拂金合計	10	14	24	36	—	60
	55	8	63	—	—	63
その他の消費的支出 消費的支出総計	—	2	2	—	—	2
	8,850	722	9,572	428	—	10,000

第34表 全学校経費の中支出項目別・財源の種類別消費的支出比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
教授費 { 教職員の給与・手当計 教授費合計	7,619	201	7,820	79	—	7,899
	7,666	616	8,282	329	—	8,611
維持費合計 修繕費合計	68	272	340	59	—	399
	88	472	560	159	—	719
サービス費合計 所定支拂金合計	10	51	61	78	—	139
	49	54	103	6	—	109
その他の消費的支出 消費的支出総計	1	4	5	15	—	23
	7,882	1,469	9,351	649	—	10,000

第35表 学校経費以外の教育費の大支出項目別・財源の種類別比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
消費的支出総計	5,626	2,061	7,687	103	36	7,826
資本的支出総計	281	945	1,226	225	362	1,813
債務償還費 学校経費以外の教育費総額	106	3	179	—	182	361
	6,013	3,079	9,092	328	580	10,000

第36表 学校経費以外の教育費の中支出項目別・財源の種類別消費的支出比率表

支出項目	財源の種類			寄 附	起 債	合 計
	起債・寄附以外の公費					
	国・都道府縣	市町村	計			
教育行政事務費計	1,140	1,004	2, 4	1	—	2,145
学校教育指導費計	1,606	79	1,685	5	—	1,690
維持費 修繕費	3	40	43	1	—	44
	8	23	31	4	23	58
サービス費 所定支拂金	199	24	223	6	—	229
	8	63	71	0	—	71
社会教育費計	1,253	1,092	2,345	114	—	2,459
研究所費	39	5	44	—	—	44
その他の消費的支出	2,932	304	3,236	1	23	3,267
消費的支出総計	7,188	2,634	9,822	132	46	10,000







RECEIPT FOR PAYMENT

MEMO

No. General Account of FY 19__	
Address & Name of Payer	
Part	Title
Item	Object
¥ _____	
Date Receipt (Chop)	

REPORT

No. General Account of FY 19__	
Address & Name of Payer	
Part	Title
Item	Object
¥ _____ Date	
Notified above amount is hereby received.	
Chief (Partial) Cash Receiving Officer Rank & Name (Chop)	
TO: Revenue Collecting Officer Rank & Name	

No.	General
Address & Name	
Part	
Item	
¥ _____	
Above an	
Chief Receiv Ran	

Size A-6 130mm x 95mm



第37表 総教育費の大支出項目別・財源の種類別比率表

支出項目	財源の種類		寄 附	起 價	合 計
	起 價・寄附以外の公費	計			
	國・都道府縣	市町村			
消費的支出総計	5,665	1,207	413	5	7,290
資本的支出総計	406	1,046	474	362	2,288
債務教育費	201	146	45	30	422
債務教育費	6,272	2,399	932	397	10,000

第38表 総教育費の中支出項目別・財源の種類別消費的支出比率表

支出項目	財源の種類		寄 附	起 價	合 計
	起 價・寄附以外の公費	計			
	國・都道府縣	市町村			
教育行政事務費計	183	161	1	—	345
指導教授費	258	12	1	—	271
指導教授費	6,435	517	276	—	7,228
維持費	58	235	49	—	342
修繕費	75	400	134	4	613
サ一定支拂費	41	46	66	—	153
社会教育費	43	55	5	—	103
研究所の他の消費的支出	201	176	18	—	395
その他の消費的支出	6	1	—	—	7
消費的支出総計	7,771	1,656	566	7	10,000

第39表 学校種類別学校経費の比率表

学校の種類	学校経費総額	比 率
小学校	488,686,189	4,469
中学校	413,951,980	3,785
盲ろう学校	9,774,270	89
全日制高等学校	152,183,467	1,392
定時制高等学校	27,533,641	252
幼稚園	—	—
その他の学校	1,372,883	13
全 校	1,093,502,430	10,000

第40表 学校種類別単位當り消費的支出の倍率表

学校の種類	幼児児童生徒1人当り消費的支出	比 率
小学校	3,781	100
中学校	5,147	136
盲ろう学校	24,551	649
全日制高等学校	10,867	274
定時制高等学校	8,398	222
幼稚園	—	—
その他の学校	2,557	68

第41表 都道府縣分小・中学校単位費用の分析表

A 学級當り単位費用

項目別	学級数により算定されるべき経費						学級数	補正され た学級数	学級當り 単位費用
	教職員の給 與・手当 a	学校小 中 b	138,300円×b 148,000円×b c	事務職員 の給與・手 当 d	d×0.35 e	{a-(c+ e)}× $\frac{1}{2}$ f			
小学校	321,609,549円	476	65,830,800円	758,845円	265,596円	127,756,577円	3,052級	2,945級	43,381円
中学校	196,541,064	227	33,596,600	1,914,123	669,943	81,137,561	1,268	1,222	66,397

B 児童生徒當り単位費用

項目別	児童生徒数により算定されるべき経費(Aのfと同額)	児童生徒数	補正された児童生徒数	児童生徒當り 単位費用
小学校	127,756,577円	108,113人	104,545人	1,222円
中学校	81,137,561	47,564	45,899	1,768

平衡交付金法による単位費用の検討

	学校當り 単位費用	学級當り 単位費用	児童生徒1人 當り単位費用
小学校	138,300円	54,600円 43,381	1,24円 1,222
中学校	148,000	77,410 66,397	1,702 1,768

41表による計算は平衡交付金法による単位費用を検討するために、昭和24年度の実額より、学校當り単位費用を固定して、学級當り単位費用、児童生徒1人當り単位費用を逆算したのである。勿論3号補正、4号補正における係数はそのままを用いてある。

上段は平衡交付金法による単位費用  
ゴチックは昭和24年度の実額よりの算定



第42~45表 本縣該当なし

第46表 都道府縣分第3號 補正係數の分析表

—小学校— 第5種地

1学級 当り教員の給與・手当	第3号の分類				合計
	特地	甲地	乙地	丙地	
50,000円未満				1	1
50,000 ~ 54,999				1	1
55,000 ~ 59,999				1	1
60,000 ~ 64,999				2	2
65,000 ~ 69,999					
70,000 ~ 74,999					
75,000 ~ 79,999					
80,000 ~ 84,999					
85,000 ~ 89,999					
90,000 ~ 94,999					
95,000 ~ 99,999					
100,000 ~ 104,999					
105,000 ~ 109,999					
110,000 ~ 114,999					
115,000 ~ 119,999					
120,000 ~ 124,999					
125,000 ~ 129,999					
130,000 ~ 134,999					
135,000 ~ 139,999					
140,000 ~ 144,999					
145,000 ~ 149,999					
150,000 ~ 154,999					
155,000 ~ 159,999					
160,000円以上				5	5
計				5	5

第47表 都道府縣分第3號 補正係數の分析表

—小学校— 第6種地

1学級 当り教員の給與・手当	第3号の分類				合計
	特地	甲地	乙地	丙地	
50,000円未満				5	5
50,000 ~ 54,999				15	15
55,000 ~ 59,999				13	13
60,000 ~ 64,999				16	16
65,000 ~ 69,999				21	21
70,000 ~ 74,999				18	18
75,000 ~ 79,999				19	19
80,000 ~ 84,999				14	14
85,000 ~ 89,999			1	16	17
90,000 ~ 94,999				11	11
95,000 ~ 99,999			1	4	5
100,000 ~ 104,999				1	1
105,000 ~ 109,999				6	6
110,000 ~ 114,999			1	4	5
115,000 ~ 119,999			1		1
120,000 ~ 124,999			2		2
125,000 ~ 129,999				1	1
130,000 ~ 134,999					
135,000 ~ 139,999					
140,000 ~ 144,999					
145,000 ~ 149,999					
150,000 ~ 154,999					
155,000 ~ 159,999					
160,000円以上				6	6
計				164	170

第48~49表は該当なし

第50表 都道府縣分第4號 補正係數の分析表

—小学校— 乙地

1学級当 り教員の給與・手当	第4号の分類						合計
	第1種地	第2種地	第3種地	第4種地	第5種地	第6種地	
50,000円未満							
50,000~54,999							
55,000~59,999							
60,000~64,999							
65,000~69,999							
70,000~74,999							
75,000~79,999							
80,000~84,999							
85,000~89,999						1	1
90,000~94,999							
95,000~99,999						1	1
100,000~104,999							
105,000~109,999							
110,000~114,999						1	1
115,000~119,999						1	1
120,000~129,999						2	2
125,000~129,999							
130,000~134,999							
135,000~139,999							
140,000~144,999							
145,000~149,999							
150,000~154,999							
155,000~159,999							
160,000円以上						6	6
計						6	6

第51表 都道府縣分第4號 補正係數の分析表

—小学校— 丙地

1学級当 り教員の給與・手当	第4号の分類						合計
	第1種地	第2種地	第3種地	第4種地	第5種地	第6種地	
50,000円未満						5	5
50,000~54,999						15	15
55,000~59,999						13	13
60,000~64,999						16	16
65,000~69,999						21	21
70,000~74,999						18	18
75,000~79,999						19	19
80,000~84,999						14	14
85,000~89,999						16	16
90,000~94,999						11	11
95,000~99,999						4	4
100,000~104,999						1	1
105,000~109,999						6	6
110,000~114,999						4	4
115,000~119,999							
120,000~124,999							
125,000~129,999							
130,000~134,999						1	1
135,000~139,999							
140,000~144,999							
145,000~149,999							
150,000~154,999							
155,000~159,999							
160,000円以上						164	164
計						164	164

第52表 省 略



第53表 市町村教育費総額に関する基準財政需要額と実額との比較表

市町村名	第3号 の市 村分類	第4号 の市 村分類	市町村総教育費実額			平衡交付金法 による基準政 財需要額 b	a/b × 100 %
			市町村支出金	寄附	計 a		
			円	円	円	円	%
高甲野	乙地	第六種地	42,726,855	16,930,596	59,457,451	39,335,318	151
知浦根	同	同	898,916	273,665	1,169,581	1,514,936	77
喜戸	同	同	1,300,616	113,629	1,414,245	1,862,693	76
喜戸	同	同	546,666	69,930	616,596	1,773,277	35
喜戸	同	同	1,277,451	252,335	1,529,836	2,964,567	51
室吉奈田	同	同	2,061,083	777,860	2,838,943	2,861,711	99
室吉奈田	同	同	988,144	267,050	1,255,194	2,588,481	48
室吉奈田	同	同	2,050,607	284,605	2,335,262	2,306,045	101
室吉奈田	同	同	2,000,812	298,475	2,299,287	1,325,277	173
室吉奈田	同	同	2,135,626	47,876	2,183,502	2,639,783	83
安夜赤本	同	同	4,136,562	307,579	4,444,141	2,869,054	155
安夜赤本	同	同	3,272,533	327,793	3,600,326	1,803,467	200
安夜赤本	同	同	1,096,841	351,169	1,448,010	1,433,042	101
安夜赤本	同	同	1,871,205	1,070,185	2,941,390	2,789,388	105
安夜赤本	同	同	2,030,023	416,043	2,446,066	2,040,715	120
池高宇越	同	第五種地	3,587,117	2,828,659	6,415,776	5,202,002	123
池高宇越	同	第六種地	10,742,141	777,611	11,519,752	2,273,820	507
池高宇越	同	同	4,174,465	310,061	4,484,526	1,829,450	245
池高宇越	同	同	1,467,519	198,658	1,666,177	2,140,934	78
池高宇越	同	同	3,697,979	1,626,296	5,324,275	3,592,749	148
久上窪	同	同	1,511,928	291,350	1,803,278	1,710,614	105
久上窪	同	同	687,055	38,400	725,455	2,279,026	42
久上窪	同	同	3,627,624	478,558	4,106,182	4,226,123	97
久上窪	同	同	2,037,948	120,916	2,158,864	2,761,080	78
久上窪	同	同	3,519,324	1,241,312	4,760,636	4,366,902	109
下中瀧	同	同	1,053,418	86,773	1,140,191	1,751,912	65
下中瀧	同	同	8,922,695	634,890	9,557,585	1,976,344	483
下中瀧	同	同	4,024,012	1,123,168	5,152,180	5,021,899	103
下中瀧	同	同	958,432	153,893	1,112,325	1,457,551	63
下中瀧	同	同	7,729,920	1,036,234	8,766,154	4,210,576	208
大羽北馬	同	同	1,551,360	411,169	1,962,529	5,000,480	39
大羽北馬	同	同	1,043,668	93,311	1,136,979	2,150,495	53
大羽北馬	同	同	1,728,589	496,930	2,225,519	3,411,033	65
大羽北馬	同	同	933,944	115,200	1,049,144	1,610,122	65
大羽北馬	同	同	1,454,304	33,550	1,487,854	1,458,572	102
川東畑	同	同	467,805	-	467,805	1,004,519	47
川東畑	同	同	1,039,288	779,332	1,818,620	2,959,788	61
川東畑	同	同	525,534	94,310	619,844	2,306,276	27
川東畑	同	同	637,068	32,184	669,252	883,334	76
川東畑	同	同	635,769	30,000	665,768	1,189,212	56
東西片	同	同	941,077	230,350	1,177,427	1,913,346	62
東西片	同	同	934,324	964,356	1,898,680	2,272,059	84
東西片	同	同	1,631,835	378,178	2,010,013	1,126,130	178
東西片	同	同	1,165,693	137,540	1,303,233	805,545	161
東西片	同	同	2,272,740	1,438,989	3,761,729	2,575,003	146
横上介	同	同	6,432,729	1,143,225	7,580,954	4,262,222	177
横上介	同	同	511,350	287,259	798,609	2,472,960	322
横上介	同	同	778,140	211,100	989,240	993,339	101
横上介	同	同	452,930	226,180	679,110	897,641	76
横上介	同	同	1,908,341	203,925	2,112,266	1,208,066	167
岡上天	同	同	1,536,509	182,427	1,718,936	1,128,426	153
岡上天	同	同	1,535,814	597,021	2,132,835	1,818,312	117
岡上天	同	同	836,375	143,163	979,543	2,635,155	37
岡上天	同	同	1,260,314	183,560	1,443,874	3,656,871	39
岡上天	同	同	1,578,716	354,370	1,933,086	3,109,692	62
東田吉	同	同	1,632,764	444,760	2,077,524	2,811,966	74
東田吉	同	同	2,112,797	70,350	2,182,147	1,140,795	191
東田吉	同	第五種地	1,630,332	1,394,330	3,024,662	2,609,347	113
東田吉	同	同	1,126,851	702,072	1,828,923	3,044,306	60
東田吉	同	同	487,730	1,716,142	2,203,872	1,854,116	119



市町村名	第3号市町村分類	第4号市町村分類	市町村総教育費実額			平衡交付金法による基準財政需要額		a/b × 100 %
			市町村支出金	寄附	計 a	政需	要額 b	
宇治	丙地	第五種地	502,155	68,119	570,274	1,190,406	48	
佐山	同	同	1,032,785	146,030	1,178,815	2,235,882	53	
川	同	同	1,031,909	264,438	1,356,547	1,867,800	73	
大	同	同	877,802	480,674	1,358,476	2,937,284	47	
本	同	同	454,240	36,700	500,940	2,730,506	18	
諸八神三下	同	第六種地	800,942	71,030	871,972	1,361,265	64	
八	同	同	526,013	176,464	702,477	808,191	87	
八	同	同	1,814,951	281,527	2,096,478	2,259,311	93	
上清小	同	同	881,983	194,039	1,075,992	1,224,178	88	
明	同	同	2,350,231	275,327	2,625,558	872,932	300	
横	同	同	1,773,653	803,908	2,580,571	2,165,052	119	
大	同	同	917,300	382,962	1,300,262	1,180,868	110	
戸	同	同	1,747,764	805,682	2,553,446	2,321,953	111	
新	同	同	1,014,403	505,725	1,520,130	1,332,324	124	
川	同	同	1,189,895	3,153,520	4,343,415	1,529,222	285	
日	同	同	548,929	114,608	660,557	1,661,795	40	
能	同	同	1,907,147	—	1,907,147	1,439,209	132	
加	同	同	650,946	104,540	755,486	926,394	82	
尾	同	同	408,688	56,192	465,880	1,042,067	45	
黒	同	同	1,536,675	168,678	1,705,353	1,414,101	120	
大	同	同	989,973	85,850	1,075,823	1,393,625	77	
長	同	同	920,640	123,392	1,044,032	1,029,292	102	
多	同	同	696,335	73,682	770,017	1,614,942	47	
郷	同	同	1,471,555	232,000	1,703,555	1,165,302	145	
分	同	同	870,988	542,200	1,412,188	1,389,424	101	
山	同	同	331,221	52,518	383,739	1,671,799	23	
山	同	同	2,287,121	778,350	3,065,471	2,554,815	122	
桑	同	同	524,813	9,950	534,773	929,671	58	
内	同	同	1,896,930	70,192	1,967,122	1,881,621	104	
野	同	同	1,111,390	142,403	1,253,793	1,619,634	76	
津	同	同	786,024	58,528	844,552	1,158,853	73	
原	同	同	2,704,287	58,543	2,762,830	1,790,438	154	
見	同	同	643,084	1,012,586	1,655,670	4,436,384	37	
田	同	第五種地	947,830	3,228,027	4,175,857	6,656,339	63	
又	同	第六種地	689,867	121,875	811,742	2,118,356	38	
津	同	同	1,107,944	74,384	1,182,328	1,753,826	68	
川	同	同	843,688	83,187	926,875	1,425,168	65	
東	同	同	2,705,782	178,450	2,884,232	2,034,905	140	
興	同	同	2,300,324	643,340	2,943,664	1,163,215	254	
白	同	同	2,386,642	149,324	2,535,966	1,798,639	140	
東	同	同	293,870	95,765	389,635	923,707	42	
宮	同	同	680,619	—	680,619	1,162,432	58	
後	同	同	983,391	410,536	1,393,927	2,577,881	54	
八	同	同	738,753	64,637	803,390	1,907,279	42	
中	同	同	612,207	75,646	687,853	1,384,159	50	
東	同	同	1,046,862	—	1,046,862	873,965	120	
具	同	同	499,486	55,575	555,061	901,929	61	
三	同	同	173,122	83,460	256,582	882,669	29	
伊	同	同	2,447,192	715,902	3,163,094	2,027,923	154	
下	同	同	654,456	120,781	775,237	2,304,421	34	
月	同	同	5,532,241	432,983	6,025,224	3,715,588	162	
奥	同	同	1,835,919	1,084,115	2,470,034	2,866,328	86	
沖	同	同	1,590,737	483,266	2,074,003	5,361,032	39	
小	同	同	489,808	517,194	937,002	2,787,062	36	
橋	同	同	1,770,179	212,050	1,982,239	2,946,310	68	
平	同	同	397,087	63,243	460,330	2,845,554	16	
山	同	同	972,340	—	972,340	1,308,308	75	
大	同	同	556,820	75,853	632,673	1,345,210	47	
津	同	同	1,069,392	29,200	1,098,592	1,521,610	72	
江	同	同	2,368,147	1,460,831	3,829,028	4,954,808	77	
十	同	同	474,263	38,100	512,363	1,836,261	28	
昭	同	同	619,305	95,546	714,851	1,670,248	43	
	同	同	2,158,599	—	2,158,599	2,299,686	94	







第54表 市町村分小・中學校の補正係數の分析表

—小 学 校—

第3号分類	第4号分類	a/b																		計		
		53	53	58	63	68	73	78	83	88	93	98	103	108	113	118	123	128	133		138	143
		%	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	%
		未滿	57	62	67	72	77	82	87	92	97	102	107	112	117	122	127	132	137	142	147	以上
特 地	第1種地																					
	第2種地																					
	第3種地																					
	第4種地																					
	第5種地																					
	第6種地																					
甲 地	第1種地																					
	第2種地																					
	第3種地																					
	第4種地																					
	第5種地																					
	第6種地																					
乙 地	第1種地																					
	第2種地																					
	第3種地																					
	第4種地																					
	第5種地																					
	第6種地	2																				
丙 地	第1種地																					
	第2種地																					
	第3種地																					
	第4種地																					
	第5種地	4																				
	第6種地	86	8	9	6	7	3	5	4	3	2	1	7	2	2	3	1		2	2	6	159
合 計	第1種地																					
	第2種地																					
	第3種地																					
	第4種地																					
	第5種地	4																				
	第6種地	88	8	9	6	7	3	6	4	3	2	1	8	2	1	3	1		2	2	7	165
計	92	8	9	6	7	3	6	4	3	2	1	8	2	4	3	1		2	2	7	170	

第54表・補助表 市町村分の小中學校補正係數の分析補助表

—小 学 校—

市町村名	第3号の市町村分類	第4号の市町村分類	その他の消費的支出 a	基準財政需要額 b	a/b
高甲	乙丙	第六種地	15,394,701	13,901,070	111%
知	地	同	477,409	751,715	64
浦	同	同	920,622	1,166,375	79
根	同	同	204,295	1,021,465	20
市	同	同	791,312	1,216,230	65
野	同	同	1,775,416	1,392,670	127
佐	同	同	432,207	1,357,905	32
室	同	同	581,138	1,192,980	49
喜	同	同	263,114	527,110	50
戸	同	同	436,051	1,200,240	36
良	同	同	961,423	1,209,440	79
中	同	同	601,415	826,338	73
野	同	同	337,191	375,498	90
田	同	同	456,929	545,372	84
安	同	同	526,851	482,571	109
夜	同	同	1,432,690	659,460	217
岸	同	同	535,890	741,122	72
赤	同	同	146,363	284,990	51
野	乙丙	地	510,535	1,430,615	35
山	同	同	937,495	798,580	117
美	同	同	1,189,922	3,244,370	37
枝	同	同	826,703	998,530	83
本	同	同			
伊	同	同			
池	同	同			
高	同	同			



市町村名	第3号の市町村分類	第4号の市町村分類	その他の消費的支出 a	基準財政需要額 b	$\frac{a}{b}$
			円	円	%
本諸芳西秋弘弘仁森八神三上下清小明横大名蓮高北波戸新川日能加斗尾黒大別長多上下上吾浦東橋大松仁東興白東蔵富後八中東具三伊下月奥沖小橋平山大津江十昭	丙地	第5種地	170,645	1,487,425	12
川木原分山	同	第6種地	166,408	690,745	24
上中下	同	同	142,025	326,995	44
西山田谷瀬	同	同	141,748	350,110	40
川	同	同	204,599	355,830	56
岡岡岡	同	同	243,510	353,410	66
八八	同	同	266,727	383,785	70
野	同	同	141,607	343,950	42
野	同	同	200	623,820	0
野	同	同	119,134	350,550	34
野	同	同	257,915	347,910	81
野	同	同	550,909	1,071,230	51
野	同	同	700	651,995	0
野	同	同	318,486	360,450	88
野	同	同	375,702	1,234,850	31
野	同	同	320,667	633,485	51
野	同	同	337,206	1,575,515	19
野	同	同	121,333	682,825	18
野	同	同	943,501	674,025	140
野	同	同	183,516	801,055	23
野	同	同	304,058	1,360,135	22
野	同	同	398,322	347,690	110
野	同	同	394,331	343,290	110
野	同	同	365,608	630,185	58
野	同	同	231,182	395,680	58
野	同	同	173,830	554,200	31
野	同	同	1,300	365,730	0.4
野	同	同	241,472	443,905	54
野	同	同	595,926	523,430	112
野	同	同	216,146	886,735	24
野	同	同	393,259	408,235	97
野	同	同	386,737	558,175	69
野	同	同	314,155	684,570	46
野	同	同	315,756	448,745	70
野	同	同	71,483	613,245	12
野	同	同	298,865	2,280,560	13
野	同	同	121,814	702,185	17
野	同	同	2,368,126	1,201,560	197
野	同	同	64,036	393,860	16
野	同	同	467,076	784,965	60
野	同	同	705,604	812,055	87
野	同	同	30,363	453,585	7
野	同	同	769,573	999,230	77
野	同	同	919,377	2,479,835	37
野	同	同	778,762	3,037,585	26
野	同	同	1,900	1,017,945	0.2
野	同	同	314,870	993,495	32
野	同	同	386,380	714,065	54
野	同	同	277,423	827,015	34
野	同	同	181,026	461,725	39
野	同	同	541,962	1,037,115	53
野	同	同	110,997	365,510	30
野	同	同	870,633	621,605	140
野	同	同	238,111	1,268,335	19
野	同	同	360,939	964,235	38
野	同	同	240,553	702,405	34
野	同	同	123,707	357,370	35
野	同	同	131,553	373,005	35
野	同	同	115,907	364,630	32
野	同	同	121,435	1,258,200	10
野	同	同	330,368	1,094,770	30
野	同	同	801,442	2,175,530	37
野	同	同	403,496	1,930,020	21
野	同	同	979,819	2,745,835	36
野	同	同	450,127	1,254,020	36
野	同	同	9,700	1,661,360	6
野	同	同	218,800	1,456,595	15
野	同	同	136,204	649,560	21
野	同	同	185,128	677,090	27
野	同	同	330,540	643,840	51
野	同	同	306,017	2,945,795	10
野	同	同	195,515	1,228,705	16
野	同	同	222,094	949,905	23
野	同	同	168,190	1,314,785	13



第55表 1 標準生徒単位当り金額別市町村度数分布表

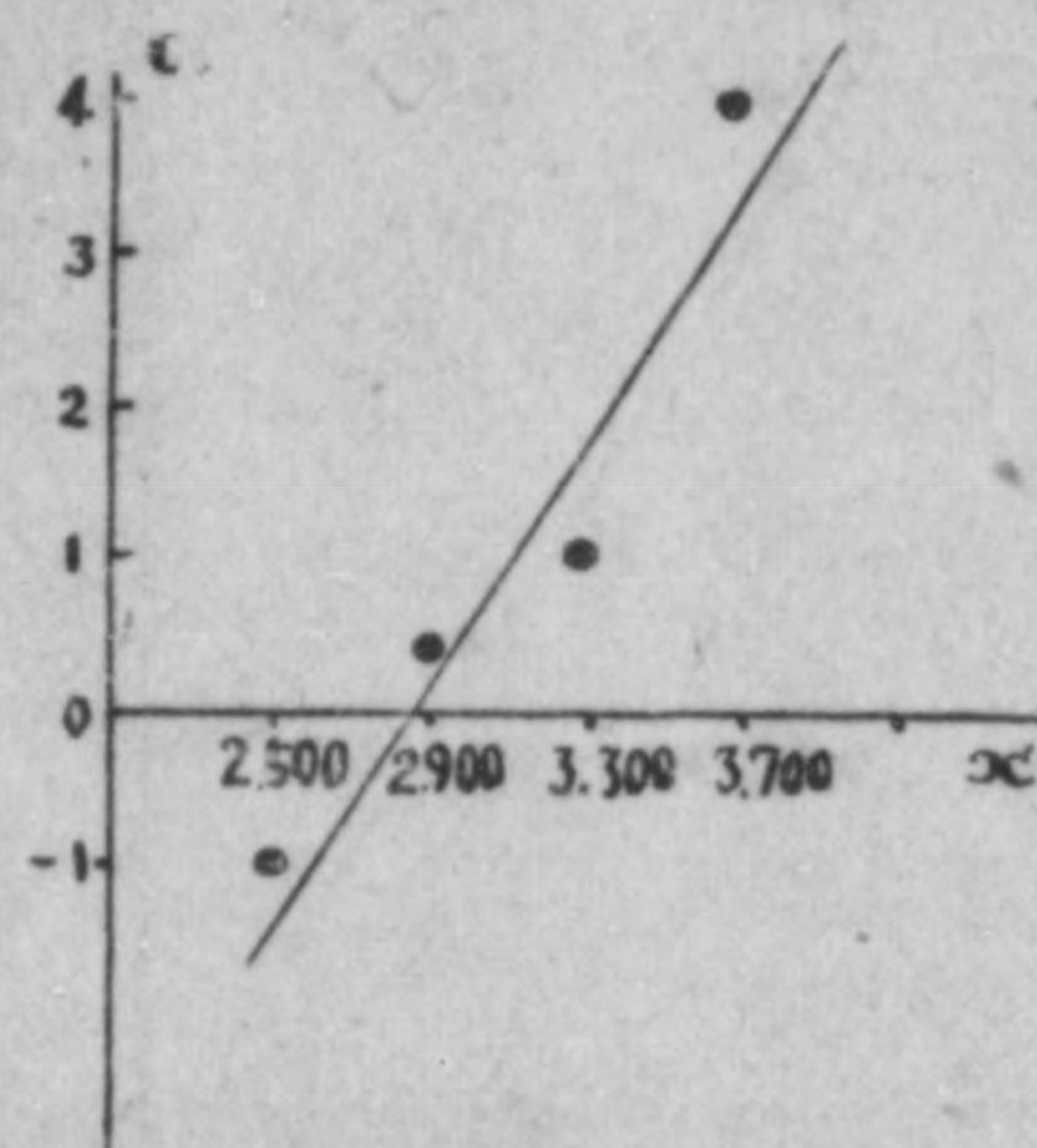
第3号 の分類 1標準 生徒単位 当り金額	平均の計算				
	特地	甲地	乙地	丙地	
1,300円未満					
1,300-1,499					
1,500-1,699					
1,700-1,899			3	3	
1,900-2,099			3	3	
2,100-2,299			14	14	
2,300-2,499		1	21	22	
2,500-2,699			24	24	
2,700-2,899		1	28	29	
2,900-3,099		2	21	23	
3,100-3,299		1	13	14	
3,300-3,499			13	13	
3,500-3,699			7	7	
3,700-3,899		1	4	5	
3,900-4,099			4	4	
4,100-4,299			3	3	
4,300-4,499			1	1	
4,500-4,699			4	4	
4,700-4,899					
4,900-5,069					
5,100円以上			1	1	
合計			6	164	170

平均の計算

〔乙地〕

高知縣に於ては乙地は6市町村しかない、これが正規母集団よりの資料であるかどうかを見る。

階級値	度数	相対累積度数 $\frac{f_i}{n}$	$\frac{f_i}{n} - \frac{1}{2} = \phi(t)$	t
2,500	1	0.167	-0.333	-0.97
2,900	3	0.667	0.167	0.43
3,300	1	0.833	0.333	0.97
3,700	1	1.000	0.5	4.00



x-t分布は直線からややなれるが先づ正規母集団よりの資料と見てもよからう。

標準生徒単位当金額の実数は2,844円、3,031円、2,463円、3,963円、3,763円、3,173円であるから、2,463円はすててよいかをThompsonの棄却検定法により検定する。

$$\bar{X} = 3,040$$

$$S^2 = \frac{\sum X_i^2}{N} - \bar{X}^2 = 149.922$$

$$\tau_0^2 = \frac{(XN - \bar{X})^2}{S^2} = 2.221$$

(for  $XN = 2,463$ )  $\tau = 1.49$

$$N = 6 \quad \Pr\{|\tau| > |\tau_0| = \phi/N\}$$

$\phi = 0.05$ に付いてThompsonの棄却検定表を引くと $\tau_0 = 1.814$ であり

$|\tau| = 1.49 < 1.814 = |\tau_0|$ であるから2,463円は棄却出来ない。

次に3,763円はどうか

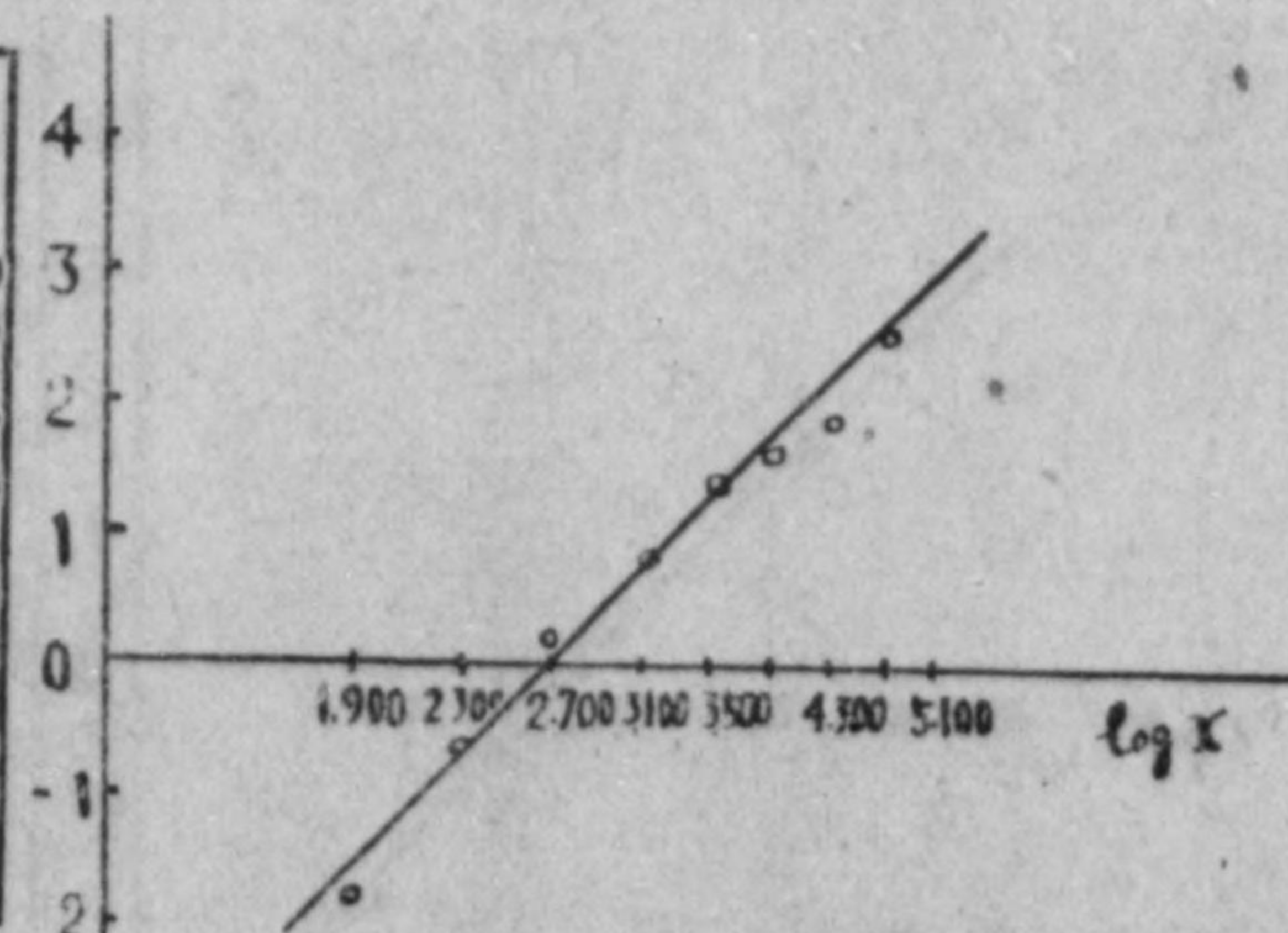
$$\tau_0^2 = 3.487 \quad \therefore \tau_0 = 1.89$$

同様にして $|\tau| = 1.89 > 1.814 = |\tau_0|$ であるから3,763円は棄てる。3,173円はどうか。 $\tau_0 = 0.34, |\tau| = 0.34 < 1.814 = |\tau_0|$ であるから3,173円は棄てられない。

結局 3,763円だけをのけて平均をとると  $\bar{X} = 2,895$ 円

〔丙地〕

x	logx	f <sub>i</sub>	$\frac{\sum f_i}{N}$	$\frac{\sum f_i}{N} - \frac{1}{2} = \phi(t)$	t
1,900	3.2788	6	0.037	-0.463	-1.79
2,300	3.3617	35	0.250	0.250	-0.68
2,700	3.4314	52	0.567	0.067	0.17
3,100	3.4914	34	0.774	0.274	0.76
3,500	3.5441	20	0.896	0.396	1.26
3,900	3.5911	8	0.945	0.445	1.60
4,300	3.6335	4	0.970	0.470	1.89
4,700	3.6721	4	0.994	0.494	2.52
5,100	3.7076	1	1.000	0.5	4



t-(logx)図により正規母集団よりの資料とみて差し支えない。

幾何平均を計算する

x	logx	f	f logx
1,900	3.2788	6	19.6728
2,300	3.3617	35	117.6595
2,700	3.4314	52	178.4328
3,100	3.4914	34	118.7076
3,500	3.5441	20	70.8820
3,900	3.5911	8	28.7288
4,300	3.6335	4	14.5340
4,700	3.6721	4	14.6884
5,100	3.7076	1	3.7076
計		164	567.0135

$$\frac{\sum f \log x}{\sum f} = \frac{567.0135}{164} = 3.4574 \therefore \bar{X} = 2,866$$

標準生徒単位当り金額は乙地で2,895円、丙地で2,866円となり高知縣に於ては標準義務教育費法案の標準単価3,200円を下廻る結果となつた。乙地と丙地で差違が認められるかどうかを検定する必要があつた。2x2表を作つてみると、これらは全く独立であることがわかる。即ち差違がない。同一母集団よりの資料である。従つて乙地、丙地に分けて計算する必要はなかつた。

	乙地	丙地	計
3,100円未満	4 (4.2)	114 (113.8)	118
3,100円以上	2 (1.8)	50 (50.2)	52
計	6	164	170



第56表 市町村規模別・1標準生徒単位当り金額別市町村  
度數分布表

—丙 地—

1標準 生徒単位 当り金額	1   50人	51   100	101   300	301   500	501   700	701   1,000	1,001   1,500	1,501   2,000	2,001   3,000	3,001人   以上	計
1,300円未満											
1,300 — 1,499											
1,500 — 1,699											
1,700 — 1,899					1	1	1				3
1,900 — 2,099						1	1	1			3
2,100 — 2,299				1		2	7	4			14
2,300 — 2,499				1	3	3	7	4	2	1	21
2,500 — 2,699				1	4	4	9	5		1	24
2,700 — 2,899				2	6	8	6	3	3		28
2,900 — 3,099				1	4	4	4	5	2	1	21
3,100 — 3,299				1	4	4	3			1	13
3,300 — 3,499				3		6	1	1	2		13
3,500 — 3,699				2	2	2	1				7
3,700 — 3,899					2		1	1			4
3,900 — 4,099				1	1	1			1		4
4,100 — 4,299				1	1	1					3
4,300 — 4,499					1						1
4,500 — 4,699				2		2					4
4,700 — 4,899											
4,900 — 5,099											
5,100円以上				1							1
計				17	29	39	41	24	10	4	164

市町村規模（標準生徒数）と一標準生徒単位当り金額との相関の有無を無相関検定法により検定する。  
このままでは複雑である上に、小さい数がでていたので $\chi^2$ -検定が不可能であるから $2 \times 2$ 表にあらためた。互に独立であるとする仮説をたてる。これの期待度数分布は( )のようになる。

市町村規模 標準生徒 単位当り金額	1,000以下	1,001以上	合 計
3,100未満	47 (58)	67 (56)	114
3,100以上	38 (27)	12 (23)	50
合 計	85	79	164

$$\chi^2 = \frac{(47-58)^2}{58} + \frac{(67-56)^2}{56} + \frac{(38-27)^2}{27} + \frac{(12-23)^2}{23} = 13.9893$$

この場合自由度は $n=2-1=1$ であるからこれに対応する確率 $P\{\chi^2 > 13.9893\}$ を $\chi^2$ の表により求めると

$$P\{\chi^2 < 13.9893\} < 0.001$$

即ち99.9%以上の信頼度（危険率0.1%以下）をもつて独立という仮説は捨てねばならぬ。換言すれば両者の間には相関があるということになる。



x \ y	500	1,500	2,500	3,500	fj	y'	fjy'	fjy' <sup>2</sup>	Vj	Vjy' <sup>2</sup>	xj'	xj
1,800	3	3	0	0	6	-2	-12	24	-3	6	-0.5	1,000
2,400	19	36	2	2	59	-1	-59	59	-13	13	-0.22	1,208
3,000	34	21	5	2	62	0	0	0	-25	0	-0.40	1,100
3,600	17	5	2	0	24	1	24	24	-15	-15	-0.63	870
4,200	7	0	1	0	8	2	15	32	-6	-12	-0.75	750
4,800	5	0	0	0	5	3	15	45	-5	-15	-1.0	500
fi	85	65	10	4	164				-16	184	-23	
x'	-1	0	1	2								
fix'	-85	0	10	8	-67							
fix' <sup>2</sup>	85	0	10	16	111							
Ui	21	-37	2	-2								
Uix'i	-21	0	2	-4	-23							
yj'	0.25	-0.57	0.2	-0.5								
yj	3,150	2,658	3,120	2,700								

相関係数の計算

$$\bar{x}' = \frac{1}{N} \sum fix'i = \frac{-67}{164} = -0.4085$$

$$\bar{y}' = \frac{1}{N} \sum fjy'j = \frac{-16}{164} = -0.0975$$

$$\sigma_{x'}^2 = \frac{1}{N} \sum fix'i^2 - \bar{x}'^2 = 0.5099$$

$$\sigma_{x'} = 0.71$$

$$\sigma_{y'}^2 = \frac{1}{N} \sum fjx'j^2 - \bar{y}'^2 = 1.1124$$

$$\sigma_{y'} = 1.05$$

$$r = \frac{\frac{1}{N} \sum Uix'i - \bar{x}'\bar{y}'}{\sigma_{x'}\sigma_{y'}} = -0.2415$$

$$\bar{x} = 1,500 + 1,000\bar{x}' = 1,092$$

$$\sigma_x = \sigma_{x'} \times 1,000 = 710$$

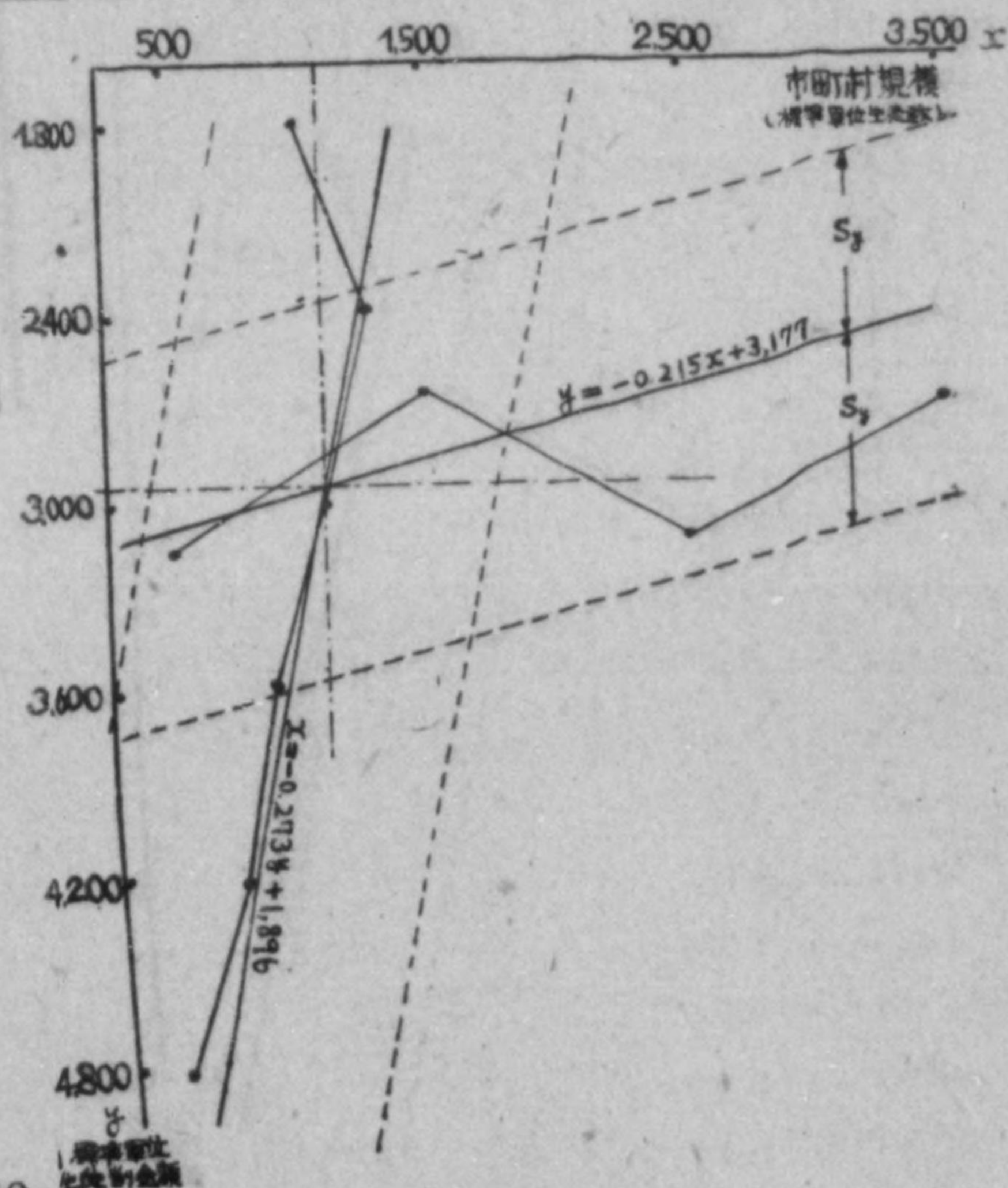
$$\bar{y} = 3,000 + 600\bar{y}' = 2,342$$

$$\sigma_y = \sigma_{y'} \times 600 = 630$$

回帰直線の方程式は

$$y - \bar{y} = r \frac{\sigma_y}{\sigma_x} (x - \bar{x}) \quad x - \bar{x} = r \frac{\sigma_x}{\sigma_y} (y - \bar{y})$$

を用いて、  
 $y = -0.215x + 3,177$   
 $x = -0.273y + 1,896$



第57表 小中学校消費的支出に関する生徒経費算定額と  
 実額との比率表

—丙地—

市町村名	標準生徒単位数	小・中学校その他の消費的支出			850円×標準 生徒単位数 b	a/b × 100 %
		小学校	中学校	計 a		
甲野	1,165	467,409	166,633	638,042	990,250	65
浦根	1,276	931,287	202,463	1,133,750	1,084,600	104
喜戸	1,181	204,299	1,4,034	398,333	1,003,850	38
室室	2,030	791,312	313,037	1,104,369	1,725,500	64
室室	2,767	1,775,416	383,525	2,163,941	2,351,950	92



Name of city, town & village	Number of students in average	Outgoing expenditure of primary and lower secondary school			¥ 850 x number of students (b)	$\frac{a}{b} \times 100$
		Primary school	LSS	Total (a)		



PAYMENT NOTICE (MEMO)

No.		FY 19__
Prime Minister's Office	General Account Revenue	Part
Title	Item	Object
¥ _____		
Above amount is requested to be paid		
Deadline date		
Name of Bank		Date
Revenue Collecting Officer		
Name & Address of Payer		

PAYMENT NOTICE

No.		FY 19__
Prime Minister's Office	General Account Revenue	Part
Title	Item	Object
¥ _____		
Above amount is requested to be paid		
Deadline date		
Name of Bank		Date
Revenue Collecting Officer		
Name & Address of Payer		

REPORT

No.		FY 19__
Prime Minister's Office	General Account Revenue	Part
Title	Item	Object
¥ _____		
Above amount is received		
		Date
Bank of Japan (seal)		
Revenue Collecting Officer		
Name and Address of Payer		

No.
Abo
TO:



市町村名	標準生徒單位數	小・中学校その他の消費的支出			850円×標準 生徒單位數 d	$\frac{a}{d} \times 100$
		小学校	中学校	計 a		
		円	円	円	円	%
吉奈	1,650	432,207	247,379	679,586	1,402,000	48
良半	1,779	581,138	328,296	909,434	1,512,150	60
川利	1,356	263,114	403,953	667,067	1,152,600	58
野田	2,033	436,051	158,868	594,919	1,728,050	34
安	3,089	961,423	938,423	1,899,851	2,625,650	72
安	1,551	601,415	619,611	1,221,026	1,318,350	93
夜	695	337,191	115,282	452,473	590,750	76
岸	1,539	436,929	615,696	1,072,626	1,308,150	83
赤	1,228	526,851	330,399	857,250	1,043,800	82
野	1,990	1,432,690	344,466	1,777,156	1,691,500	105
山	1,051	535,890	175,817	711,707	893,350	83
美	1,798	510,535	233,039	733,574	1,528,300	48
本	2,175	937,495	1,046,360	1,983,855	1,848,750	108
伊	2,390	1,189,922	388,696	1,578,618	2,031,500	79
池	2,062	826,703	470,393	1,297,096	1,752,700	74
高	1,932	14,678	1,271,932	1,286,610	1,642,200	78
宇	1,834	661,874	479,858	1,141,732	1,558,900	74
佐	1,647	669,586	347,034	1,016,620	1,399,950	73
越	3,536	1,361,535	799,828	2,161,363	3,005,600	72
須	1,705	428,337	328,032	756,339	1,449,250	53
久	1,427	325,902	61,536	387,438	1,212,950	32
上	2,663	1,123,908	361,732	1,485,640	2,263,550	65
窪	1,850	424,931	254,402	679,333	1,572,500	43
佐	2,772	888,295	490,023	1,378,318	2,356,200	59
大	1,472	451,037	335,627	786,664	1,251,200	63
下	3,607	1,965,702	853,747	2,819,449	3,065,950	94
清	1,483	379,691	186,462	566,153	1,260,550	45
三	3,077	2,216,420	718,617	2,935,037	2,615,450	113
宿	1,773	733,752	283,953	1,017,705	1,507,050	63
大	1,368	209,953	363,707	573,660	1,162,800	49
羽	1,271	246,375	89,400	335,775	1,080,350	31
北	810	256,728	203,566	460,294	688,500	67
馬	1,018	377,411	173,233	550,674	865,300	64
伊	748	234,109	187,600	421,700	635,800	66
川	930	286,704	131,635	418,339	790,500	58
東	795	283,098	177,555	460,653	675,750	71
畑	599	147,799	81,276	229,075	509,150	46
土	1,077	151,743	228,312	380,055	915,450	41
井	635	587,438	56,014	643,452	539,750	119
赤	328	203,776	31,810	235,586	278,800	85
馬	866	189,202	80,367	269,569	736,100	50
和	614	298,489	65,755	364,344	521,900	70
西	607	171,897	9,788	181,685	515,950	35
東	366	184,327	30,500	214,827	311,100	69
德	430	214,571	94,898	299,469	365,500	82
山	307	230,740	69,017	299,757	260,950	115
富	471	445,528	94,898	540,426	400,350	135
香	477	215,919	99,211	315,210	405,450	79
山	601	564,159	185,340	749,499	510,850	147
西	1,140	263,753	204,728	468,521	969,000	48
吉	610	646,137	166,157	812,294	518,500	158
佐	605	326,529	60,068	386,597	514,250	75
岩	1,173	413,586	138,416	552,002	997,050	55
日	582	387,436	351,164	738,620	494,700	149
前	353	226,566	65,644	292,210	300,050	97
明	463	964,697	665,313	1,630,010	393,550	412
大	826	456,327	392,257	848,584	702,100	120
片	435	229,923	917,300	1,147,223	369,750	313
佐	613	341,279	73,257	414,536	521,050	79
曉	988	358,514	194,897	553,411	839,800	66
在	1,986	1,043,730	313,975	1,357,705	1,688,100	81
榎	1,018	264,832	118,255	383,087	865,300	44
上	736	523,499	266,597	790,096	625,600	126
十	660	494,025	289,848	783,873	561,000	139
稻	742	226,696	192,701	419,397	630,700	67
介	555	250,460	173,018	423,478	471,750	90
大	995	514,370	363,107	882,477	845,750	104
三	870	409,545	309,973	719,518	739,500	98
岡	446	230,580	77,302	307,889	379,100	79
國	909	616,855	111,889	728,744	772,650	94
久	320	191,400	32,869	224,269	272,000	82
瓶	805	694,136	554,969	1,249,097	684,250	182
新	741	424,456	161,087	585,543	629,850	93
上天	1,062	535,311	81,615	616,926	902,700	68

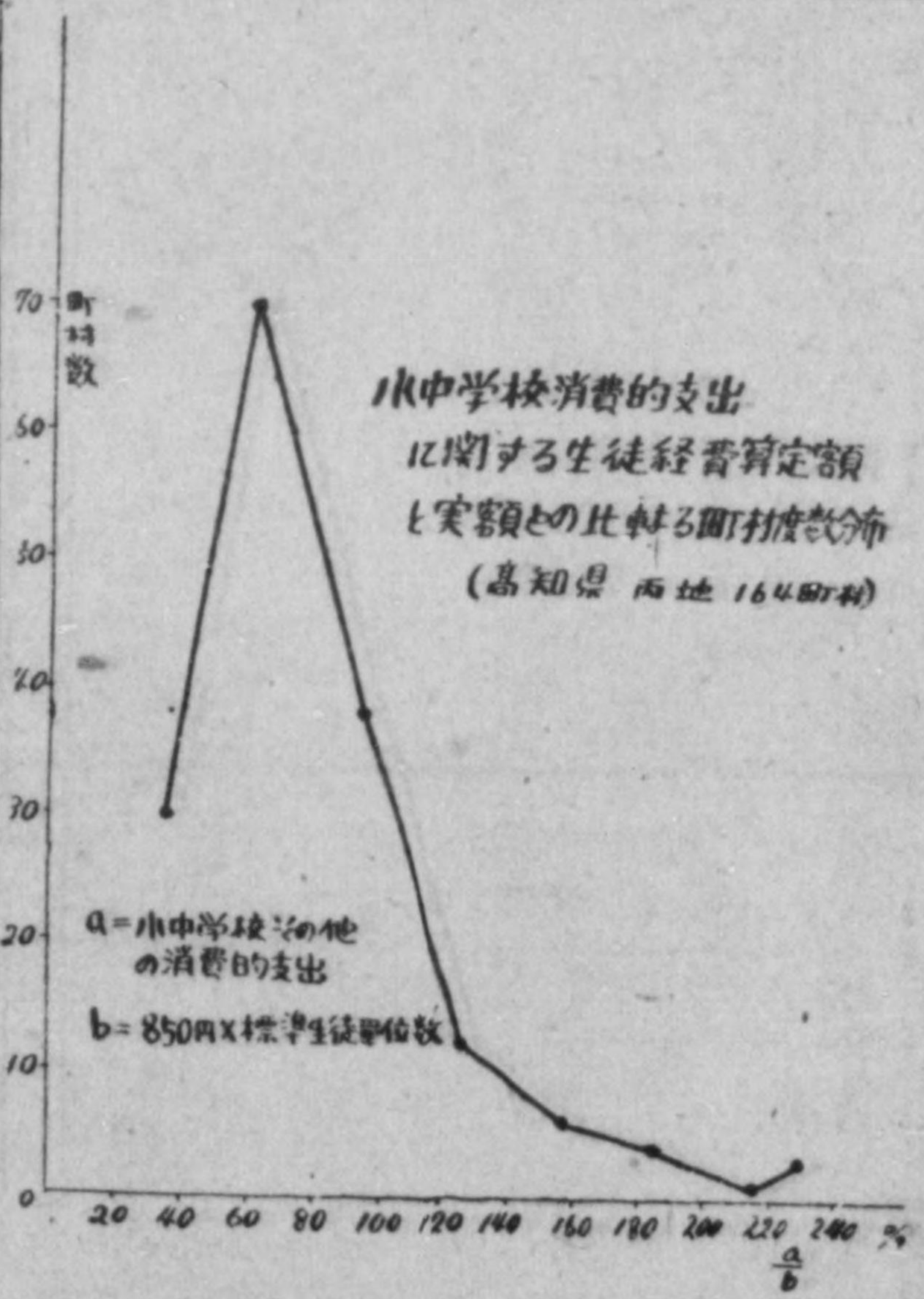


市町村名	標準生徒單位數	小・中学校その他の消費的支出			850円×標準 生徒單位數 b	$\frac{a}{b} \times 100$
		小学校	中学校	計 a		
		円	円	円	円	円
大西	1,816	669,893	298,018	967,911	1,543,600	63
東田	1,831	578,017	356,829	934,846	1,556,350	60
吉森	1,771	638,930	353,601	1,042,581	1,505,350	69
地字	580	229,501	67,666	297,167	493,000	60
宇	1,078	1,540,181	111,620	1,651,801	916,300	180
鏡	1,384	429,229	242,224	671,454	1,176,400	57
土	886	346,203	135,711	481,919	753,103	64
大	621	240,823	54,331	295,204	527,850	56
諸	1,115	338,749	173,193	511,942	947,750	54
芳	883	856,312	434,142	1,340,454	750,550	176
西	1,279	170,000	232,146	402,146	1,087,150	37
秋	921	170,645	80,880	251,525	782,850	32
弘	826	166,408	363,672	530,080	702,100	75
弘	317	142,025	73,244	215,269	269,450	80
仁	470	141,748	115,500	257,249	399,500	64
森	651	244,599	177,493	382,092	553,350	69
八	560	243,510	150,735	394,245	476,000	83
神	748	266,727	175,611	442,338	635,800	70
三	403	141,607	113,004	254,611	342,550	74
上	557	243,915	68,046	311,961	473,450	66
清	742	119,134	115,500	234,634	630,700	37
小	471	257,915	154,007	411,922	400,350	103
明	1,422	550,909	230,073	780,982	1,208,700	65
横	702	321,041	187,223	503,264	596,700	85
大	603	318,436	183,903	502,339	512,550	98
名	1,059	375,702	194,427	570,129	900,150	63
蓮	699	320,667	332,957	653,624	594,150	112
高	1,141	337,206	119,139	456,345	969,850	43
北	688	121,333	48,465	169,798	584,800	29
波	712	943,501	360,927	1,304,428	605,200	213
戸	1,371	183,516	89,054	272,570	1,165,350	23
新	1,458	304,058	123,793	427,851	1,239,300	34
川	398	398,322	156,965	555,287	338,300	164
日	425	394,331	498,306	829,637	361,250	244
能	618	365,638	234,458	650,066	525,300	124
加	702	231,182	238,123	519,310	596,700	87
斗	1,348	173,830	296,224	470,054	1,145,800	41
尾	651	265,048	196,733	481,786	553,350	81
黒	909	241,477	140,631	382,108	772,650	49
大	1,357	595,926	361,689	957,615	1,153,450	83
別	596	216,146	74,654	290,800	506,600	57
長	703	303,259	123,983	517,242	597,550	87
多	853	386,737	425,890	812,636	725,050	112
上	879	314,155	192,538	506,693	747,150	68
下	981	315,756	231,458	507,214	833,850	72
上	544	71,433	83,747	155,230	462,400	34
香	1,342	298,865	159,437	458,272	1,650,700	28
浦	1,032	121,824	74,575	196,399	877,200	22
東	1,903	433,935	382,950	836,885	1,617,550	51
橋	708	64,066	28,921	92,987	601,800	15
大	1,439	467,074	243,042	715,116	1,223,150	58
松	1,372	705,604	227,886	933,490	1,165,200	80
仁	976	342,676	124,013	466,689	829,600	56
東	1,139	769,572	239,398	1,023,970	968,150	106
興	1,837	919,377	185,086	1,104,463	1,561,450	71
白	2,674	778,762	629,634	1,403,396	2,272,900	62
東	1,158	245,151	141,843	386,999	984,300	39
廣	1,169	314,870	304,558	619,428	993,650	62
富	1,012	386,380	47,368	433,748	860,200	50
後	1,521	277,423	337,023	614,451	1,292,850	42
八	991	181,026	254,357	435,383	842,350	52
中	1,141	541,962	193,923	735,885	969,850	76
勸	637	110,697	124,714	235,411	541,450	43
具	601	870,683	64,001	934,684	510,850	183
三	1,081	238,111	142,523	380,639	918,850	41
伊	711	360,939	124,398	485,337	604,350	80
下	918	240,553	133,242	373,795	730,300	43
月	529	123,707	117,164	240,871	449,650	54
	564	131,553	161,400	292,953	479,400	61
	567	115,907	113,078	228,985	431,950	47
	1,063	121,435	123,110	244,545	903,550	27
	1,518	330,368	176,887	507,255	1,290,300	39
	1,551	801,442	239,994	1,041,436	1,318,350	80
	1,470	1,188,493	149,694	1,333,190	1,249,500	103



市町村名	標準生徒単位数	小・中学校その他の消費的支出			850円×標準生徒単位数 b	$\frac{a}{b} \times 100$
		小学校	中学校	計 a		
奥平	2,604	979,819	355,150	1,334,969	2,213,400	60
沖小	1,009	450,127	116,780	566,907	857,650	66
橋平	1,606	464,598	308,285	772,883	1,365,100	57
山	821	218,800	90,015	308,815	697,850	43
大津	784	136,204	145,726	281,930	666,400	42
江十	826	185,128	165,505	350,633	702,100	50
昭	735	330,540	110,848	441,388	624,750	71
内	1,561	306,017	133,512	439,529	1,326,850	33
島	763	195,515	89,042	284,557	648,550	44
紫	985	385,300	127,468	512,768	837,250	61
上	1,173	168,190	73,505	241,695	997,050	24
田						
奈						
筋						
大						
崎						
川						
大						
崎						
川						
和						
村						
村						
村						
村						

標準生徒単位数 n/b	標準生徒単位数										計	
	1	51	101	301	501	701	1001	1501	2001	3001		以上
25%未満												
25-34					2	1	3					4
35-44					2	3	8	2	1			10
45-54					3	6	5	4				16
55-64				1	4	4	8	5	4			18
55-74				2	3	9	4	4	2	2		26
75-84				5	5	2	5	4	1			22
85-94				1	1	5	1	1	1	1		10
95-104				2	1	2	1					6
105-114					1	1	2	1	1	1		7
115-124				1	2	1						4
125-134						1						1
135-144				1	1							2
145-154					2							2
155-164				1	1							2
165-174												
175-184					1	2	1					4
185-194												
195-204												
205-214						1						1
215-224												
225%以上					3							3
計					17	29	39	41	24	10	4	164



標準義務教育費法案では、単價3,200円になつてゐるが、その内850円は人件費以外のその他の消費的支出で、残りの2,350円が人件費として算定されている。この57表は、850円×標準單位生徒數として算定した額と、24年度の実額とを比較するにある。度数分布表でわかるように、 $\frac{a}{b}$ は100%より小さい所に多い。これは実額の少ないことを物語るが、これをもつて850円は多すぎると断定するのは早計である。これは高知縣の実狀として人件費のみでやつとで、その他の消費的支出には、經費が廻りかねてゐると解するが妥當であろう。

標準生徒單位數と $\frac{a}{b}$ の相關表を作成してみた。この二者に相關があるかどうかを無相關檢定法により檢定する。

單位生徒 a/b	標準生徒單位數		計
	1,000以下	1,001以上	
100%未満	62.5 (70)	72.5 (65)	135
100%以上	22.5 (15)	6.5 (14)	29
計	85	79	164

簡單のため2×2表と作りかえた。( )は獨立とした時の期待度数である。x<sup>2</sup>檢定をする。

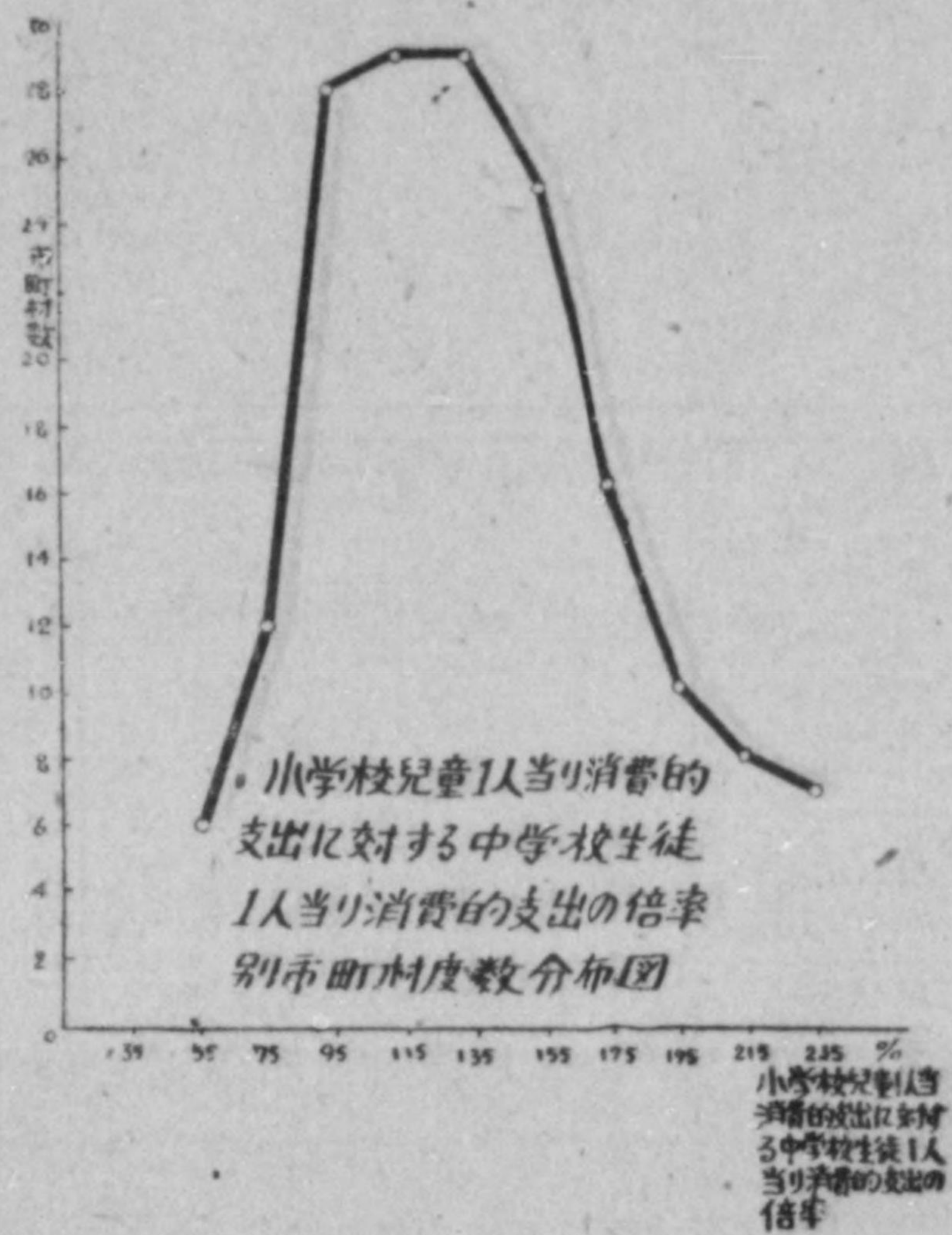
$$x^2 = \frac{(62.5 - 70)^2}{70} + \frac{(72.5 - 65)^2}{65} + \frac{(22.5 - 15)^2}{15} + \frac{(6.5 - 14)^2}{14} = 9.452$$

x<sup>2</sup>-分布表にて、n=1, P=0.001ではx<sup>2</sup>=10.827であるから  
P {x<sup>2</sup><x<sub>0.2</sub>} < 0.001  
99.9%信頼の度をもつて、標準生徒單位數と $\frac{a}{b}$ とは相關があるといえる。  
相關係數、回歸直線については省略する。



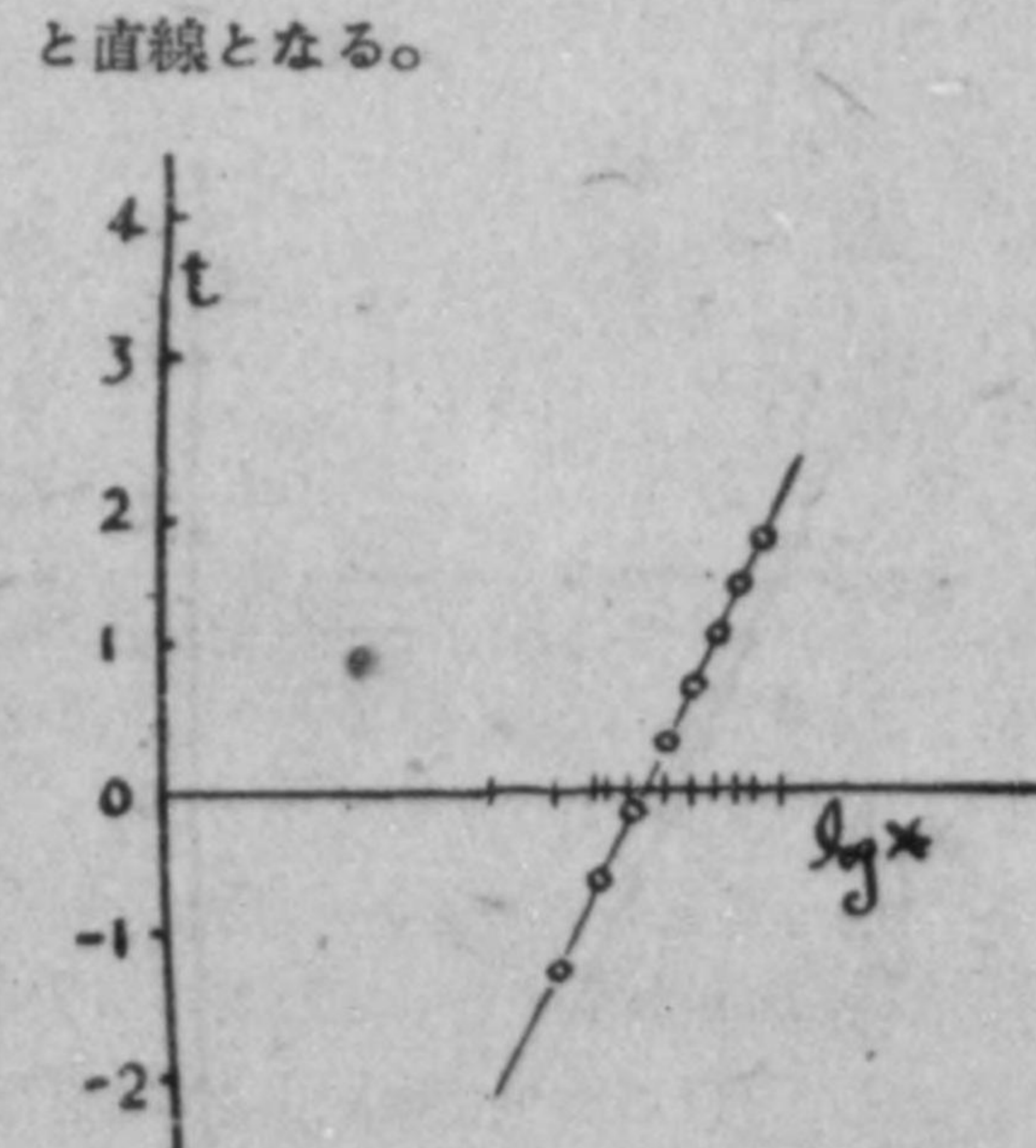
第58表 小学校児童1人当り消費的支出に対する中学校生徒1人当り消費的支出の倍率別市町村度数分布表

倍率階級	市町村数
35未満	—
35 — 44	—
45 — 54	1
55 — 64	5
65 — 74	4
75 — 84	8
85 — 94	12
95 — 104	16
105 — 114	13
115 — 124	16
125 — 134	12
135 — 144	17
145 — 154	11
155 — 164	14
165 — 174	9
175 — 184	7
185 — 194	7
195 — 204	3
205 — 214	8
215 — 224	—
225以上	7
合計	170



58表は小学校児童一人当り消費的支出と中学校生徒一人当り消費的支出との比を見るのである。度数分布にすると図のようになるが、この平均を出してみる。正規母集団よりの資料かどうかを見るためにx-t図を画く。階級の中央値の対数をとると直線となる。

X	log X	累積度数	$\phi(t)$	$\phi(t) - \frac{1}{2}$	t
55	1.7404	6	0.035	-0.465	-1.82
75	1.8751	18	0.106	-0.394	-1.25
95	1.9777	46	0.271	-0.229	-0.61
115	2.0637	75	0.441	-0.059	-0.15
135	2.1303	104	0.622	0.122	0.31
155	2.1903	129	0.758	0.258	0.70
175	2.2430	145	0.854	0.354	1.06
195	2.2900	155	0.912	0.412	1.36
215	2.3324	163	0.958	0.458	1.73
235	2.3711	170	1.000	0.5	4.



従つて幾何平均をとるのが適當である。

$$\log \bar{X} = 2.1037$$

$$\bar{X} = 128.74$$

即ち、小学校児童一人当り消費的支出に対して中学校生徒一人当り消費的支出は129%となつている。

これは、標準義務教育費法案で、学校種別による係数を

小学校 100分の100

中学校 100分の130

としてあるのとは比べてみると、非常に近く、法案の130%は適當とみてもよからう。

尚、上記度数分布を算術平均で求めると136%となる。



第59表 消費的支出中に占める教職員の給与・手当の比率別学校度数分布表

消費的支出に占める教職員の給与・手当の比率別学校度数分布

比率階級	小学校数	中学校数	比率階級	小学校	中学校
40%未満	2	—	40%未満	0.4%	—%
40 — 44	1	1	40 — 49	0.6	0.4
45 — 49	2	—	50 — 59	1.7	0.4
50 — 54	3	1	60 — 69	8.0	3.6
55 — 59	5	—	70 — 79	31.9	20.4
60 — 64	10	4	80 — 89	44.7	51.6
65 — 69	28	4	90%以上	12.7	23.6
70 — 74	63	16			
75 — 79	88	30			
80 — 84	108	52			
85 — 89	104	64			
90 — 94	53	43			
95%以上	7	10			
合計	474	225			

第60表 小学校児童生徒1人當り消費的支出の學校規模別度数分布表

金額階級 (一人當り 消費的支出)	児童生徒数																			計	
	1	51	101	151	201	251	301	401	501	601	701	801	901	1001	1201	1401	1601	1801	2001		2201
2,000円未満		1							1												2
2,000—2,499	1	3	1	1	1	1	3	2	2	2		5				2					24
2,500—2,999	1	8	2	2	6	6	3	9	4	4	1		1	2	1						51
3,000—3,499	6	8	6	3	8	12	6	4	4	2	4	1	1	2	2	1		1			71
3,500—3,999	5	13	9	10	9	5	11	5		1	1		1			1					70
4,000—4,499	2	18	11	11	5	4	1	3				1									56
4,500—4,999	7	17	10	9	6	3	2	4	1												59
5,000—5,499	9	9	8	8	2	1	2														39
5,500—5,999	11	7	5	1	1																25
6,000—6,499	6	5	7	2	1																21
6,500—6,999	8	4	8	2																	22
7,000—7,499	10		2	2																	14
7,500—7,999	7	1	1																		9
8,000—8,499	2	1																			3
8,500—8,999	1																				1
9,000—9,499	1																				1
9,500—9,999	1																				1
10,000—10,499	2																				2
10,500—10,999				1																	1
11,000—11,499																					
11,500—11,999																					
12,000—12,499																					
12,500—12,999																					
13,000—13,499																					
13,500円以上	2																				2
合計	82	95	70	52	39	32	28	27	12	9	6	7	3	4	3	4		1			474



第51表 中學校児童生徒1人當り消費的支出の學校規模別度数分布表

金額階級 (一人當り 消費的支出)	児童生徒数																			計		
	1	51	101	151	201	251	301	401	501	601	701	801	901	1001	1201	1401	1601	1801	2001		2201	以上
	50	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900	1000	1200	1400	1600	1800	2000	2200			
2,000円未満		1																				1
2,000—2,499																						1
2,500—2,999								1														1
3,000—3,499								1			1	1										5
3,500—3,999		1	1			3		6	4	3				2								23
4,000—4,499	2		10	4	4			5		2		2										33
4,500—4,999	1	1	5	6	12			4		1	1	2		1		1						37
5,000—5,499	1	1	4	3	3			1	1	1												16
5,500—5,999	4	4	8	4				2	3													27
6,000—6,499	3	3	7	1	1			2														17
6,500—6,999	3	4	2	1				1														11
7,000—7,499	2	3	3	1																		9
7,500—7,999	2	5	4		2																	13
8,000—8,499	1	5	1	1																		8
8,500—8,999	2	1																				3
9,000—9,499	2	3																				5
9,500—9,999		3																				3
10,000—10,499		4																				4
10,500—10,999		1																				1
11,000—11,499	3																					3
11,500—11,999	1																					1
12,000—12,499	1																					1
12,500—12,999	1																					1
13,000—13,499																						1
13,500円以上		2																				2
合計	29	42	45	21	25	13	23	8	7	2	5	2	1		1	1						225

別表 I (補遺)

第4号の分類による市町村分類表

高知縣

第4号の分類	市	町	村	名
第1種地に属するもの	—			
第2種地に属するもの	—			
第3種地に属するもの	—			
第4種地に属するもの	—			
第5種地に属するもの	吉野村〔長岡郡〕 檮原村〔高岡郡〕	大川村〔土佐郡〕	本川村〔土佐郡〕	池川町〔香川郡〕



第3号分類による市町村分類表

3号分類	市町村名
特 地	—
甲 地	—
乙 地	高知市、中村町、後免町野田町、長岡村、大窪村
丙 地	上記以外の町村

別表 I (補遺)

第3号、第4号の分類による小・中学校の学級数・児童・生徒数

高 知 縣

第3号と第4号の分類	小 学 校		中 学 校		
	学 級 数	兒 童 数	学 級 数	生 徒 数	
第3号の分類	特地に属するもの	—	—	—	
	甲地に属するもの	—	—	—	
	乙地に属するもの	447	19,300	165	7,393
	丙地に属するもの	2,605	88,813	1,103	40,171
	合 計	3,052	108,113	1,268	47,564
第4号の分類	第1種地に属するもの	—	—	—	
	第2種地に属するもの	—	—	—	
	第3種地に属するもの	—	—	—	
	第4種地に属するもの	—	—	—	
	第5種地に属するもの	141	4,182	63	1,922
	第6種地に属するもの	2,911	103,931	1,205	45,642
合 計	3,052	108,113	1,268	47,564	



## 地方教育財政調査の反省

### 調査課

本年8月上旬から11月中旬にかけて実施した地方教育財政調査は、その規模の大きさにおいて、又その内容の複雑さにおいて今までにない大調査であつただけに、幾多の困難な問題に直面した。この調査について、事務遂行の立場から数項目にわたつて反省し、明年度以降における実施上の資料とする。

#### 1、時期について

本年は暑中休暇、とくに認定講習期間中であつたので、各種の障害に出くわした。将来は、7月開始で8月集計か、9月開始か、のどれかの方法をとるべきであろう。もし、この結果が次年度の教育予算折衝の資料として文部省が重視するならば、7月開始案が適当であろう。そのためには新しい年度始めから直ちに本格的な準備をすすめる必要がある。

#### 2、組織について

本年は地方教育財政調査実施委員会を設けて実施したが、国庫の委任経理による場合にはこの組織が便利である。この組織の下部組織として教育調査組織をもつていたが、その活動は万全とはいえなかつた。二つの組織の活用についてはその行動に要する経費を相当に増額することが必要である。それとともに調査事項を十分に研究する機会をもつことが必要である。

#### 3、周知説明会について

認定講習会場を会場として、午後半日をあてた説明会は、所によつて出席状況のよくないところもあり、時間も少くて満足すべきものでなかつた。町村関係者と学校、関係者と同時に集めること、形式的な出荷者のあつたこと等は一考を要する。なお、説明事項が一致しない点のあつたことは、徹底的に反省しなければならないところである。それとともに、記入上誤り易い点を事前に十分検討して適切な説明用語を研究決定すべきである。調査課員自身の研究がとくに要請される。

#### 4、調査票回収と点検について

いつものことながら、調査票の回収に苦勞した。回収と同時に点検することが必要でありぜひやらなければならないことであつた。しかし、時間の余裕もなく、又入手不足の状況下においてはその実施が意に任せず、不本意ながら第一次集計に入つた。ことに、集計完了の前日全調査票が揃つた実情であり恩給負担金に關してはその誤記修正に手もつけられない状況であつた。

そこで、緊急集計完了後、全調査票を返却して再計算再記入を願つた次第である。調査統計の困難性を身にしみて味つたのもこの頃の話である。調査統計は、統計学のみでは生きて來ない。統計を知らない一般人の計算の中に入れて、その先手をとることのできる経験も大切である。

#### 5、単純集計作業について

数千枚の調査票を扱う場所がなく、教員組合の階上を借りたり、市商に依頼したり、人知れぬ苦勞を伴つた。単純集計は機械的作業のように見えるが、個票から数的処理への轉換の大切な機会であり相当重要な意義をもつ。ことに点検を徹底的にやらなければならない現段階においては、個票について細心の注意を拂いながら集計に当らなければ、再計算のため二重三重の手間がかかる結果を招く場合も多



い。

#### 6. 分析作業について

この調査の分析は相当統計学的に高い程度のものであり、全体的な構成としても、一二の附加的なものを除いてはよくできていた。とともに、分析作業が目的意識に立つて作業されるべきであること。少くとも、それがどんな意義をもつかと充分理解した上で実施されるべきである。全般的な作業経過は大體良好だつたと思う。が、唯1部の研究不足がもたらした誤りは將來充分考慮すべきところである。

#### 7. 経費について

調査は多くの人の協力が必要であり、その人を動かすための経費が不十分であつたところにこの調査の困難性があつた。文書通達一本で調査ができる程に統計思想が高められたらどんなによい統計ができるだろうかと考えてみる。又、文書通達一本で調査ができるように考えている人々に一度本気で調査をやつてみてもらえばわかる。しかし、われわれは有限界に生活をしている。なお、創意と工夫なきにしもあらず、有限界の無限の思索もまた大切かと思う。

× × ×

あい路を越えてともかく11月16日に集計分析結果を文部省に提出した。それが、その年の記録として文献的意義に墮さぬことを願うとともに、こうした資料が社会現象への強力な発言となる時勢の到来を心から祈る。

(25. 11. 25)

#### 後記

従来目をつぶつて通して来たことが、最近では、それで通らなくなつた。この地方教育財政調査がその一つである。一回の調査に対して61種類の分析をしなくては正しい結論を生み出すことができないのである。勿論その一つ一つの分析そのものは獨立しているけれども、これら61種類の分析相互の関係が最後にまとめられ俯瞰されなくては全体の構成が明瞭にならないのである。ものごとの処理を科学的、合理的な基本原則に照らしてやろうとすればするほど統一された頭脳と精練された特殊技術を要するやうになつて来たことは読者がこの調査報告の隅々にまで眼を通すとき感得されるであろう。八月実施の調査が十一月末に至つてやつと、**全くやつと**仕上がりつたのである。

十二月からはこれと表裏の関連がある、行政調査が行われるけれどもこれとてもそう易しい調査ではない。民主主義教育だの新教育だのと沢山の法令やら、規定やら、細目やらが世の中にあらわれて来ているが結局これらの教育財政、つまり教育政治の合理的運営施策が凡てこのように精密かつめんどろな基底に支えられながら行われていることを多くの人々は見逃してしまつている。こんなに科学的、合理的基礎の上に立つて国政が行われるやうになつて来たことは極めてよろこぶ事柄ではあるが。またこんな厄介な事業事務面を担当し新教育を進展せしめる原動力が実は教師自身ならびに一般大衆自身であることの認識を新しくしたい。

われわれ自身が直接には国政実施の一環となりつゝあることを新教育の爲によるべきである。

(河内)



## 附 録

### 1 平衡交付金と教育費

河 内 達 芳

平衡交付金は中央と云わず地方公共自治体と云わず又一般大衆と云わず種々の観点からひとしく注視する問題となつて來ている。

新憲法にその根本理念としてうたわれる地方分権の確立が標ぼうされて以來、この制度は法制の上では着々整備されるに至つたけれどもその財政の裏付けにおいて致命的な問題が残されている。

行政と財政との完全に地方分権が確立されて始めて新憲法の目標の一つが達成されるものであるが何といつても真先に財政的に地方分権が確立されることが政治万般の上において不可缺第一要諦である。云いかえれば財政における地方分権の確立如何が眞の地方分権の死活を制する重要課題となつている。又このことは地方税と平衡交付金とのバランス、アンバランスが地方自治体の生命をやくするキーポイントでもあることを物語つている。

短的にいつて平衡交付金は従來國庫補助とか國庫負担とかいつた形で政府が一元的に地方公共団体に対して施していた地方財政の裏付けの紐を断つて地方の自主性に基き算定された基準財政需要額と基準財政収入額との差につき或程度の弾力性をもつて國庫が保証する制度であつてこれが理想的に算定された場合においては、そしてその理想算定額が國家に確保され、地方に充分の自治体としての自立の自信を與える額が投げ出されて始めて眞の地方分権が行われる先決要素が決定されるのであるが、政府はこれを如何なる操作によつて如何に平衡交付金が假決定されたかを以下述べてみようと思ふ。特に我々の最も関心をもつ教育費に重点を指向して。

平衡交付金の決定される第一段階として政府は前述の基準財政需要額と基準財政収入額とを地方公共団体の長に命じて作製報告せしめた。基準財政需要額は地方公共団体の従來の実績に倣して、厚生労働費において、警察費において、土木費において、産業経済費において、或は教育費において幾程の需要額を必要とするかを、或官製の補生係数を用いてそれぞれを累乗して算定したものである。これを例へば教育費についてみると先づ小学校費、中学校費については昭和二十五年四月三十

日現在の学齡兒童、生徒数、同現在の学齡兒童、生徒を以て編成された実学級数、又同現在のそれぞれ分校をも一校とみなした学校数を測定單位としてそれに兒童生徒数においては小学校千二百二十四円を、中学校において千七百二十円を乗じた数、又学級数においては小学校五万四千六百円、中学校七万七千四百十円をそれぞれ乗じた数、学校数においては小学校十三万八千三百円、中学校十四万八千円を乗じた数の総和、又高等学校費、盲ろう学校費等については課程別等により特定の補正係数を乗じた生徒数を測定單位としてそれに四千三百六十七円を乗じた数の総和、その他の教育費等については或段階別の補正係数を乗じた人口数を測定單位としてこれに一人七十六円二十八銭を乗じた数の総和の夫々の合計総和が教育に関する基準財政需要額となるわけである。こうした算定方法に基いて当該都道府縣の基準財政需要額が決定され、次に規則に定める方法により基準税率をもつて算定した当該地方団体の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額の総額を基準財政収入額として國家は毎年度各地方団体が提出する資料に基いてすべての団体についてこの平衡交付金法に定めるところによつて財政需要額と財政収入額とを測定して財政需要額が財政収入額をこえる場合における超過額を補てんする爲に必要且つ充分な額を地方財政平衡交付金として國の予算に計上しその決定された総額を財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に對し衡平にその超過額を補てんすることができるよう配分しなくてはならないと規定されている。

この法律をそのまま行けば地方分権は実に易々として行われるわけであるが現実にはそうはいかない。つまりこの平衡交付金なるものの本体は求めるもの凡てを與える建前になつてはいるわけであるが、今年度の場合等考えても分るようにある既定額を如何に僅少に分配するかは苦勞されているのである。肆として総額千五百億圓が予算に先づ組まれている爲にいわゆる求めるもの凡てに與える平衡交付金が千五百億圓をいかに分けるかの平衡交付金になつてしまつた。これは平衡交付金制度が極めて斬新な制度であり國家財政も極めて窮乏した時に実施されたのであるから初めから充分の額を望むことは至難であることかも知れないけれども地方自治体にとつてはその直接的關係において又地方財政の死活の問題において残念なことである。來年度は政府原

案によると平衡交付金総額一千八十五億となつていて今年度と大差はない。シャウブ博士もこの事実を認めて千二百億から千三百億に増額すべきことを勧告している。

従來教育費特に義務教育費については長く行われた義務教育國庫負担法が昭和二十四年度においては定員定額という形であらわれいづれにしても國及び縣が半分宛負担して來たのであるが昭和二十五年からは一般平衡交付金の中に包含されてしまつたのである。ここで問題は各地方自治体の平衡交付金の受取り方であるが地方自治体は一應土木費いくら産業経済費いくら、厚生福祉費いくら、教育費いくらと、それぞれに算定の基礎をもつてその額を決定されたものを受取るわけであるが現在のままではこれは総額いくらを決定する技術的操作に外ならず、教育費がその中に何億算定されていようがその凡てが教育費に使用されるわけではない。各地方自治体はこの総額の枠で凡ての必要な地方行財政を行うわけである。従つて本年当初から義務教育費はそのまま使うべきであるという見方に立つ、つまり義務教育費のみについては平衡交付金に算定されたその額を組つきで交付すべきであるとか又平衡交付金法に優先する標準義務教育法が制定されるべきであるとの運動がやかましく唱えられて來たが、これらの法案は閣議を通過しても肝心の國會においては握りつぶしの形となり今立消えの体である。義務教育費については國、縣、市町村の單獨負担、或は合同負担の方法等があるが理想としては國が單獨負担することが教育費の確保という面から一層望ましいが國のみならず地方もこれに直接関與しなければならぬから縣、市町村に一部負担せしめられることも考えられる。現在義務教育に要する人件費は縣が負担することになつてはいるが教育が地方の特殊性を生かすという新教育の根本理念からすれば金額地方負担も考えられるがこれらの方法にはいづれも一長一短があるといわれている。

國が各都道府縣に対して行う平衡交付金の算定操作と同様な操作が各都道府縣から当該各市町村に対しても又行われるわけ若しこの平衡交付金をしてその方法を理想的に且つ財源の裏付けを充分に獲得する時新憲法の目ざす眞の地方分権が実現されその大部分を占める教育費が充分に投げ出されるならば教育の地方分権、教育の機会均等等國家の危機と一連の関連をもつ重大なる問題に希望の曙光をもたらすであらう。



## 2 教育費に関する基準財政需要額の算定方法 (道府県分)

### 1. 小学校費

3号補正	
特地の児童数	×1.247=
甲地	×1.110=
乙地	×1.028=
丙地	×0.954=
計 A	A'
$\frac{A'}{A} = (イ)$	
4号補正	
第一種地(石炭手当支給地)の児童数	×1.135=
第二種地(四級寒帯地支給地)	×1.055=
第三種地(三)	×1.042=
第四種地(二)	×0.927=
第五種地(一)	×1.014=
その他の地	×1.000=
計 B	B'
$\frac{B'}{B} = (ロ)$	
補正係数 (イ) × (ロ) (ハ)	
児童数	× (ハ) × 1,224.00円
学級数	× (ハ) × 54,600.00
学校数	× 138,300.00
合計(基準財政需要額)	—

### 2. 中学校費 (3号、4号補正は小学校と同率)

補正係数 (イ) × (ロ) (ハ)	
生徒数	× (ハ) × 1,702.00円
学級数	× (ハ) × 77,410.00
学校数	× 148,000.00
合計(基準財政需要額)	—

### 3. 高等学校費

3号補正	
特地の生徒数	×1.291=
甲	×1.084=
乙	×1.014=
丙	×0.951=
計 A	A'
$\frac{A'}{A} = (イ)$	
4号補正	
第一種地の生徒数	×1.100=
第二種地	×1.060=
第三種地	×1.040=
第四種地	×1.025=
第五種地	×1.015=
その他の地	×1.000=
計 B	B'
$\frac{B'}{B} = (ロ)$	
5号補正	
普通課程の生徒数	×1.00=
定時制課程	×1.00=
商業(家庭)課程	×1.20=
農業課程	×1.35=
工業課程	×1.40=
水産課程	×1.70=
計 O	O'
$\frac{O'}{O} = (ハ)$	
補正係数 (イ) × (ロ) × (ハ) (=)	
生徒数	× (=) × 4,367.00円

### 4. その他の教育費

1号補正	
人口1,800,000人以上の場合	×1.000=
1,800,000人	×0.587=
1,800,000人を超え	×0.502=
2,000,000人までの数値	×0.422=
2,000,000人を超え	—
2,200,000人までの数値	—
2,200,000人を超える数値	—
計 A	A'
$\frac{A'}{A} = (イ)$	
人口1,800,000人に満たない場合	
その団体の数値	×1.000=A
1,800,000人に満たない数値	×0.309=
が300,000人までの数値	—
同300,000人を超え	×0.186=
600,000人までの数値	×0.082=
同600,000人を超える数値	—
計 A	A'
$\frac{A'}{A} = (イ)$	
2号補正	
人口密度240人以上の場合	×1.000=
240人	×0.911=
240人を超え300人までの密度	×0.876=
300人を超え360人までの密度	×0.840=
360人を超える密度	—
計 B	B'
$\frac{B'}{B} = (ロ)$	
人口密度240人に満たない場合	
その団体の密度	×1.000=B
240人に満たない密度が	—
50人までの密度	×0.056=
同50人を超え100人までの密度	×0.027=
同100人を超える密度	×0.006=
計	B'
$\frac{B'}{B} = (ロ)$	
3号補正	
特地の人口	×1.235=
甲	×1.105=
乙	×1.030=
丙	×0.956=
計 C	C'
$\frac{C'}{C} = (ハ)$	
4号補正	
第一種地の人口	×1.065=
第二種地	×1.050=
第三種地	×1.035=
第四種地	×1.025=
第五種地	×1.015=
その他の地	×1.000=
計 D	D'
$\frac{D'}{D} = (=)$	
補正係数 (イ) × (ロ) × (ハ) × (=) (ホ)	
人口	× (ホ) × 76.28円
単位費用	
	児童生徒当 学級当 学校当 人口当
道府県分	小学校費 1,224 54,600 138,300 —
	中学校費 1,702 77,410 148,000 —
	高等学校費 4,367 — — —
	その他教育費 — — — 67.28
市町村分	小学校費 220 9,695 253,000 —
	中学校費 601.70 25,930 256,000 —
	高等学校費 4,367 — — —
	その他教育費 — — — 60.06



### 3 標準義務教育費法案について

教育刷新審議会では文部省から提案の「シャブ使節團勧告に基く立法措置について」を審議した結果、「公立学校の標準教育費等に関する建議」を作成した。この建議は公立学校の標準教育費等に関する法律案の作成、都道府県及び市町村に標準義務教育費の支出義務を課すること等を決めたものである。そこで文部省では二十五年二月七日の閣議に「標準義務教育費の確保に関する法律案」を提出したが地方自治連盟から、「平衡交付金法の内を含めるべき性質の教育費を単独法で別個に押えることは、地方自治の自主性を侵害するものである」と反対論が起り、全国町村会、全国町村議長会からも関係方面へ反対意見書を提出した。これに対してI.T.Aはじめ教育関係の団体では文部省案を支持し、両者対立のまま結局意見の一致を見ず国会提出の運びに至らなかった。

#### 標準義務教育費法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、義務教育の重要性にかんがみ、標準義務教育費の算定、確保等に関する基本原則を定めることにより、教育の機会均等と教育費に対する国民の負担の均衡を図り、あわせて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(標準義務教育費の確保)

- 第二条 都道府県及び市町村(特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。)は、毎年度、その設置する小学校、中学校、盲学校及びろう学校(以下「義務教育諸学校」という。)の義務教育に要する経常的経費として、災害その他やむを得ない事由のある場合を除き、少くとも標準義務教育費を基準とする金額を支出すべきものとする。
- 2 文部大臣は、都道府県又は市町村が義務教育に係る行政について、前項の規定に違背して、教員の俸給その他の支出及び標準義務教育費を基準とする金額をもつてまかなわれるべき規模と内容とを備えることを怠っていると認められる場合においては、当該地方公共団体に対して、その金額の支出及びその実施をなすべき旨の勧告をする。
- 3 文部大臣は、前項の勧告をしようとするときは、あらかじめ地方財政委員会に協議しなければならない。
- 4 文部大臣は、都道府県又は市町村が第二項の勧告に従わなかった場合においては、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第 号)第二十二条第三項の規定により、地方財政委員会に対し、当該地方公共団体に係る地方財政平衡交付金の減額又は返還について同条第四項の措置を採るべき旨の請求をするものとする。

(標準義務教育費)

第三条 この法律において「標準義務教育費」とは、都道府県及び市町村の義務教育に要する最低の経常的経費(恩給負担金及び共済組合負担金を含む。)をいい、その額は、各都道府県及び市町村について、第四条に規定する標準単価に、第五条の規定により算出された当該地方公共団体の義務教育諸学校の標準生徒単位数を乗じて算出した額とする。

(標準単価)

第四条 標準単価は、三千二百円とする。

(標準生徒単位数)

第五条 義務教育諸学校の標準生徒単位数は、各都道府県及び市町村について、その設置する義務教育諸学校の種類ごとの児童又は生徒(盲学校及びろう学校の義務教育の課程に属しない児童及び生徒を除く。以下「生徒」と略稱する。)の実数に各学校種類別係数を乗じた数を合計数に当該地方公共団体の規模による補正数を加え、これに当該地方の地域別係数を乗じて算出した数とする。

2 前項の規定により標準生徒単位数を算出する場合においては、左の各号に該当する学校(分校を含む。)については当該各号に掲げる生徒数をもつて当該学校の生徒の実数とみなす。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 一 生徒の実数が三十八未満の学校       | 三十八 |
| 二 生徒の実数が三十一人以上六十人未満の学校 | 六十人 |
| 三 生徒の実数が六十一人以上百人未満の学校  | 百人  |

3 第一項の学校種類別係数は学校の種類に應じ、左に掲げる係数とする。

- |              |        |
|--------------|--------|
| 一 小学校        | 百分の百   |
| 二 中学校        | 百分の百三十 |
| 三 盲学校およびろう学校 | 百分の八百  |

4 第一項の地方各公共団体の規模による補正数は、当該地方公共団体の生徒の実数に学校種類別係数を乗じた数の合計数が千をこえる場合においては三百十五とし、千までの場合においては、左に掲げる数とする。

- |  |
|--|
| 一 五十までは、その数に百分の百を乗じた数                            |
| 二 五十一から三百までは、その数から五十を差し引いた数に百分の五十を乗じ、これに五十を加えた数  |
| 三 三百一から千までは、その数から三百を差し引いた数に百分の二十を乗じ、これに百七十五を加えた数 |

5 第一項の地域別係数は、勤務地手当、寒冷地手当、石炭手当その他生計費的要素等を考慮して、全国の都道府県及び



市町村を十以下の群に分類できるように政令で定めるものとする。但し、地域別係数による全国の都道府県及び市町村の標準生徒単位数の増加額は、全国の都道府県及び市町村の標準生徒単位数の総数の百分の十をこえることができない。

(標準義務教育費の額の決定)

- 第六条 都道府県の教育委員会は、文部省令で定める手続により、当該都道府県の標準義務教育費に関する計算書を作製し、これに対する当該都道府県の知事の意見を求めその意見書を附してこれを文部大臣に提出しなければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、文部省令で定める手続により、当該市町村の標準義務教育費に関する計算書を作製し、これに対する当該市町村の長の意見を求めその意見書を附してこれを都道府県の教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該計算書には市町村の組合（全部事務組合を除く。以下本条において同じ。）の設置する義務教育諸学校に係る標準義務教育費について当該組合を組織する市町村に居住する生徒数に應じた分担額を明らかにして置かなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、前項の規定により提出した計算書を審査し、当該教育委員会の意見書を附し、市町村長の意見書とともにこれを文部大臣に提出しなければならない。
- 4 文部大臣は、地方財政委員会と協議して、第一項及び前項の規定により提出された都道府県及び市町村の標準義務教育費に関する計算書を審査し、その結果を都道府県の教育委員会に通知しなければならない。
- 5 前項の規定による審査の結果算定された額は、地方財政平衡交付金法に規定する基準財政需要額に算入する。この場合において特別の標準義務教育費の額は、都の基準財政需要額に算入し、市町村の組合の標準義務教育費の額は、当該組合を組織する市町村の分担額に應じて、当該市町村の基準財政需要額に算入する。

(審査)

- 第七条 教育委員会は、前条第四項の規定により標準義務教育費の額の通知を受けた場合において、その額の決定について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に文部大臣に対し審査の請求をすることができる。
- 2 文部大臣は、前項の審査の請求を受けた場合においては、地方財政委員会と協議の上、その請求を受けた日から三十日以内にこれを決定し、その結果を当該教育委員会に通知しなければならない。
- 3 前条第五項の規定は、前項の文部大臣の決定について準用する。

(施行規程)

- 第八条 生徒実数の算定の時期その他標準義務教育費の算定に関する基準制定に関し 必要な技術的事項は、政令で定める。

#### 附 則

- この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 左に掲げる法律は廃止する。
  - 義務教育費国庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）
  - 公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法（昭和二十三年法律第百三十四号）
  - 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）
- 旧市町村立学校職員給与負担法に規定する市町村立学校の職員の給与については、適当な規模を有する地方公共団体に教育委員会が整備され、且つ、教育職員の給与の最低基準に関して規定する法律が制定施行されるまでの間は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例により都道府県がこれを負担するものとする。
- 都道府県及び市町村の標準義務教育費の額は、前項の規定により市町村立学校の職員の給与を都道府県が負担している間は、都道府県の分についてはその包括する市町村の標準義務教育費のうち同項の規定により都道府県が負担する職員の給与に係るものの総額を含むものとし、市町村の分についてはその標準義務教育費の額から同項の規定により都道府県が負担する職員の給与に係るものの額を差し引いた額とする。この場合において、都道府県が負担する職員の給与に係るものの額の算出については、政令で定める単價に標準生徒単位数を乗じて算出した額によるものとする。
- 教育委員会の設置されていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第六条第二項及び第四項並びに第七条中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。
- 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
  - 第八十六条の二を削る。
- 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。
  - 第八条第四号中「義務教育費国庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）」を「標準義務教育費の確保に関する法律（昭和二十五年法律第 号）」に改める。

#### 理 由

地方財政平衡交付金法の制定に伴い、義務教育の重要性にかんがみ標準義務教育費の算定、確保等に関する基本原則を定めるとともに標準義務教育費の算定に関する事務を都道府県及び市町村の教育委員会と文部大臣が行うこととする等義務教育の水準維持が確立されるまでの地方財政平衡交付金法の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



4 義務教育法案による 市町村別標準単位生徒数

(教務課調)

市 町 村	25年度推定数	24年度実数	24年度平均出席数	市 町 村	25年度推定数	24年度実数	24年度平均出席数
安室町	3,484	3,280	3,089	新瓶村	580	574	563
雲戸町	3,011	2,860	2,767	改岩村	214	222	195
浦利町	1,271	1,222	1,165	倉井村	770	741	691
半野町	2,081	1,852	1,779	野杉村	601	588	580
田野町	1,433	1,380	1,356	大天村	1,206	1,101	1,078
安室野村	2,143	2,104	2,033	西東村	1,990	1,884	1,816
戸根町	2,157	2,124	2,030	豊池村	1,251	1,085	1,062
良喜町	1,501	1,395	1,276	免野村	1,953	1,905	1,831
吉佐町	1,765	1,708	1,650	永永組	1,877	1,825	1,771
北馬村	1,287	1,228	1,181	豊永組	936	1,037	927
伊尾村	1,521	1,446	1,368	免野組	565	552	535
川木村	1,299	1,279	1,271	免野組	485	459	452
北川山	821	810	810	高知市	32,093	29,029	28,597
北川山	791	759	748	土佐郡	631	627	621
北川山	1,018	910	905	佐治村	1,110	1,125	1,115
北川山	831	823	795	佐山寺	899	904	883
北川山	1,104	1,098	1,077	佐藏村	1,018	903	886
北川山	600	604	599	川川	1,445	1,417	1,384
北川山	472	453	450	川川	1,324	1,293	1,279
北川山	623	589	577	川川	949	925	921
北川山	234	220	217	野川町	2,338	2,226	2,175
北川山	453	417	409	野川村	2,506	2,421	2,390
北川山	910	744	816	野川村	905	849	826
美郡	1,583	1,635	1,539	野川村	211	216	214
岡本町	456	430	427	野川村	310	300	298
山田町	1,329	1,266	1,243	野川村	355	370	367
山田町	770	770	757	野川村	340	342	339
山田町	1,633	1,589	1,551	野川村	313	292	291
山田町	741	683	673	野川村	265	252	250
山田町	222	228	226	野川村	484	486	475
山田町	342	343	337	野川村	334	345	342
山田町	197	196	195	野川村	486	472	471
山田町	289	277	276	野川村	1,469	1,452	1,422
山田町	310	300	298	野川村	743	720	702
山田町	607	607	607	野川村	167	731	688
山田町	671	567	567	野川村	724	720	712
山田町	483	414	405	野川村	1,402	1,416	1,371
山田町	679	685	669	野川村	965	979	934
山田町	403	397	397	野川村	1,185	1,157	1,141
山田町	781	738	733	野川村	711	711	699
山田町	412	418	415	野川村	1,084	1,074	1,059
山田町	243	240	238	野川村	611	618	603
山田町	340	326	316	野川村	1,297	1,237	1,194
山田町	429	441	435	野川村	1,077	997	973
山田町	883	839	826	高須郡	3,725	3,659	3,536
山田町	373	358	355	高須町	2,198	2,109	2,062
山田町	967	948	931	高須町	1,819	1,757	1,705
山田町	2,145	2,039	1,986	高須町	1,159	1,164	1,144
山田町	1,033	1,032	1,018	高須町	1,679	1,670	1,647
山田町	1,371	1,305	1,258	高須町	1,466	1,445	1,427
山田町	679	684	677	高須町	2,063	1,987	1,932
山田町	763	733	718	高須町	2,764	2,734	2,663
山田町	785	769	739	高須町	292	273	271
山田町	674	637	630	高須町	479	397	394
山田町	871	838	817	高須町	1,464	1,440	1,348
岡郡	1,966	1,877	1,798	高須町	496	460	453
山田町	766	749	736	高須町	261	264	259
山田町	1,057	1,014	995	高須町	665	659	651
山田町	694	677	660	高須町	1,168	1,171	1,139
山田町	597	562	555	高須町	2,004	1,933	1,903
山田町	791	751	742	高須町	1,007	994	976
山田町	1,013	1,021	1,001	高須町	1,543	1,550	1,521
山田町	1,241	1,241	1,152	高須町	1,062	1,033	991
山田町	887	888	870	高須町	1,186	1,188	1,169
山田町	309	304	300	高須町	1,062	1,037	1,012
山田町	574	562	549				



市 町 村	25年度推定数	24年度実数	24年度平均出席数	市 町 村	25年度推定数	24年度実数	24年度平均出席数
大野見村	1,243	1,188	1,158	大正町	1,931	1,805	1,773
樽原野	2,783	2,721	2,674	三田山	1,509	1,515	1,483
東津山	1,852	1,853	1,837	白岡	1,181	1,163	1,141
上下半	1,404	1,395	1,372	東富	657	654	637
上斗尾	1,451	1,465	1,439	昭十	609	612	601
大長	753	723	703	江津	1,180	1,099	1,031
別黒	936	875	853	大後	1,191	1,194	1,173
能加	922	922	879	伊下	1,051	1,060	985
日川	543	545	544	月沖	833	769	763
佐高	1,038	1,032	1,006	奥小	1,546	1,565	1,561
幡中	1,566	1,534	1,495	橋平	744	742	735
宿清	976	1,008	981	山中	961	921	711
下佐	611	607	596	東三	946	953	918
大	750	721	703	具	1,598	1,549	1,518
	1,436	1,392	1,357		1,658	1,609	1,551
	918	921	909		1,525	1,488	1,470
	1,253	1,169	1,149		1,019	1,014	1,009
	763	756	743		2,645	2,660	2,604
					1,686	1,630	1,606
					846	833	821
	2,068	2,018	1,966		793	801	784
	3,191	3,130	3,077		867	846	826
	3,774	3,675	3,607		539	534	529
	1,502	1,505	1,472		606	574	564
	1,936	1,897	1,850		1,081	1,085	1,063
	2,911	2,845	2,772		592	575	567

5 平衡交付金法による市町村財政額 (教育費のみ) 一覽 (縣地方課調)

市 町 村	基準財政需要額	教育費総額	小学校費	中学校費	其の他の教育費
安室町	15,741,964	2,869,054	1,203,440	1,039,134	500,480
雲浦町	13,198,051	2,861,711	1,392,670	1,013,966	495,075
利根町	5,314,806	1,514,936	751,715	535,473	227,748
野田町	9,817,184	2,305,045	1,192,980	737,270	375,775
戸根町	4,338,347	1,325,277	527,110	563,753	234,414
安室野吉	6,849,499	2,639,783	1,200,240	1,077,021	362,522
佐羽北馬	10,434,329	2,964,567	1,216,230	1,331,270	366,967
伊川東畑	4,922,537	1,862,613	1,166,375	570,372	225,946
井土和馬	8,966,263	2,588,481	1,357,905	964,991	265,585
西	4,719,883	1,773,277	1,021,465	536,677	215,135
	5,020,936	2,150,495	1,032,890	847,545	220,060
	6,557,270	3,411,033	2,036,100	1,074,062	270,871
	3,709,581	1,610,122	681,920	737,922	190,270
	3,642,666	1,458,572	783,750	515,017	204,805
	2,836,771	1,004,519	399,640	454,789	150,090
	5,241,909	2,959,788	1,775,890	996,931	186,967
	4,143,303	2,306,276	1,449,935	777,673	123,588
	3,698,548	1,189,212	460,845	525,244	203,123
	2,307,915	883,834	371,465	399,977	111,892
	2,172,111	686,784	391,720	164,433	130,631
	3,113,534	1,159,278	697,345	298,825	168,108
	1,388,450	513,325	339,770	98,420	75,135
	2,395,392	715,756	379,385	201,236	135,135
美岡町	8,145,932	1,433,042	545,372	632,895	254,775
赤岸山	2,351,709	743,964	375,498	260,358	108,108
野夜美	9,691,455	1,649,550	659,460	614,235	375,855
徳香	4,841,828	1,199,051	482,571	464,889	251,591
富山	6,308,399	1,803,467	826,338	393,141	327,988
山	4,516,317	1,356,579	741,122	380,502	234,755
山	1,682,887	551,179	334,113	138,147	78,919
東	2,100,288	574,634	350,613	126,904	97,117
西	1,456,393	533,997	320,447	127,364	86,186
佐	1,815,157	361,813	115,653	144,717	101,441
	1,986,052	612,919	346,213	159,018	107,688
	3,737,104	1,913,346	1,389,969	375,449	147,923
	3,893,302	2,272,059	1,146,234	783,243	142,582
	2,947,429	990,983	623,878	209,628	157,477



市 町 村	基準財政需要額	教育費総額	小学校費	中学校費	其の他の教育費
吉前日岩明大佐片曉在横上	4,026,483	1,072,129	458,125	418,869	195,135
川 村	2,465,626	650,332	358,973	167,325	123,964
茨 村	4,739,725	1,402,257	764,687	392,525	245,045
植 村	2,377,034	685,887	360,313	196,559	129,009
楠 村	1,506,303	581,428	336,973	111,993	82,432
岡 村	2,891,765	734,080	439,491	131,106	163,483
地 村	1,969,940	805,545	335,873	368,831	100,841
霞 村	3,905,575	1,126,130	416,494	508,135	201,501
所 村	2,428,374	488,785	198,669	176,843	113,273
山 村	5,496,966	2,575,003	1,522,223	803,171	249,609
生 村	9,176,460	4,262,222	2,825,766	1,000,417	436,039
葦 村	4,944,559	2,472,960	1,501,052	736,353	235,555
豊後本十三稻大介大野長岡國久新瓶上田吉大天西東	2,060,519	432,050	284,990	53,006	94,054
岡 町	9,676,464	2,789,388	1,450,615	981,236	357,537
免山市和生津良篠田岡豊府	3,459,894	1,014,790	400,080	445,161	169,549
田 村	4,012,472	1,186,561	460,625	508,999	216,937
改岩倉井野杉坪	3,472,433	933,814	381,805	411,409	140,600
永 村	2,750,308	897,641	366,170	389,748	141,723
水 村	2,801,149	993,339	390,385	453,585	149,369
豊 村	4,346,087	1,208,036	454,450	539,742	213,874
佐 村	857,486	217,876	111,041	58,006	48,829
治 村	6,815,175	1,622,820	650,180	595,703	376,937
山 村	3,058,354	1,128,426	430,030	491,549	206,847
寺 村	1,836,398	580,248	349,890	135,223	95,135
川 村	3,245,404	969,059	428,270	378,447	162,342
山 村	2,614,577	936,051	576,837	210,445	148,763
寺 村	1,411,485	523,751	327,435	118,418	77,893
川 村	3,619,667	1,808,312	922,185	753,064	143,063
山 村	2,747,444	1,140,795	622,265	396,966	121,561
寺 村	4,984,354	2,609,347	1,301,805	1,089,104	218,438
川 村	7,862,257	3,656,871	1,704,275	1,575,840	376,756
山 村	5,191,996	2,635,155	1,297,185	1,110,823	227,147
寺 村	6,679,582	3,109,692	1,753,850	1,024,071	331,771
川 村	6,819,860	2,811,966	1,136,190	1,331,272	344,504
土字鏡土地森大本	2,854,310	1,190,406	650,015	396,369	144,024
佐 村	4,762,504	2,235,882	1,501,285	516,219	218,378
山 村	3,714,412	1,867,800	1,214,390	490,948	162,462
寺 村	4,068,424	1,854,116	1,256,000	400,579	197,537
川 村	6,218,168	3,044,306	1,889,720	889,721	264,865
山 村	5,254,626	2,937,284	1,525,095	1,119,246	222,943
川 村	4,957,989	2,730,506	1,487,425	1,046,384	196,697
野川木原分山西山下中上田谷瀬治島崎	10,769,506	2,040,715	798,580	804,718	437,417
野川村	10,135,922	5,202,002	3,244,370	1,495,650	461,982
木原村	3,589,073	1,361,265	690,745	486,736	183,784
分山	1,413,309	431,758	326,995	78,607	76,156
西	1,722,089	588,714	350,110	93,649	94,955
山	2,275,623	631,427	355,830	177,069	128,528
下	2,406,913	882,882	623,820	132,816	126,246
中	1,760,653	540,041	350,550	96,658	92,853
上	1,592,055	525,827	343,950	93,619	88,228
田	2,598,907	696,535	383,785	174,662	138,138
谷	1,871,479	589,714	353,410	134,622	101,682
瀬	2,254,496	803,191	347,910	368,689	91,592
治	5,206,072	2,259,311	1,071,230	912,586	275,495
島	2,676,450	1,224,178	651,995	442,153	130,090
崎	2,698,225	1,232,324	682,825	418,028	131,471
野川	3,028,008	1,599,222	674,025	725,888	129,309
水	4,249,927	1,661,795	801,035	627,647	233,093
川	5,157,855	2,256,982	1,360,135	633,063	263,784
八	4,912,166	2,321,953	1,575,515	521,033	225,495
八	2,762,784	1,180,868	633,485	410,206	137,177
川	4,244,480	2,163,052	1,234,850	752,965	177,237
川	2,113,152	872,932	360,450	406,596	105,886
高須高久	19,445,626	3,592,749	1,663,903	1,236,592	692,252
岡 町	11,212,462	2,273,820	998,530	840,275	435,015
崎 町	9,439,825	1,710,614	641,160	698,103	371,351



市 町 村	基準財政需要額	教育費総額	小学校費	中学校費	其の他の教育費
佐越	8,422,335	1,512,916	567,370	592,093	353,453
上	8,865,577	2,140,934	884,715	928,832	327,387
宇	5,467,290	2,279,026	1,030,180	904,162	284,684
窪	9,772,074	1,829,450	676,815	798,701	353,934
速	13,180,758	4,226,123	2,465,490	1,222,746	537,897
北	1,785,175	588,081	347,630	154,205	86,186
戸	3,328,533	971,044	630,185	197,856	143,003
波	4,963,254	1,439,209	554,200	595,099	289,610
高	3,288,869	786,144	365,630	229,803	160,661
新	1,893,918	566,378	343,290	116,241	106,847
浦	2,878,805	926,394	365,730	414,418	146,246
多	5,777,476	1,790,438	999,230	534,872	256,336
吾	7,362,791	2,554,815	1,201,560	982,985	370,270
東	3,552,404	1,158,853	453,585	505,388	199,880
興	5,262,831	2,054,905	827,015	941,524	286,366
松	3,225,208	1,163,215	461,725	508,397	193,093
仁	4,416,647	1,753,826	993,495	531,863	228,468
大	4,138,266	1,425,168	714,065	510,202	200,901
橋	4,809,555	2,118,356	1,017,945	854,766	245,645
東	13,325,596	6,566,239	3,037,585	2,991,457	537,297
上	8,205,303	4,456,384	2,479,835	1,638,531	338,018
下	4,403,470	1,619,634	812,055	554,126	253,453
上	4,510,283	1,881,621	784,965	810,410	226,246
斗	2,439,134	929,671	399,860	389,090	140,721
尾	4,557,475	1,202,168	558,175	391,501	252,492
大	3,952,614	1,614,942	684,570	743,150	182,222
長	2,620,749	1,389,424	613,245	669,873	106,306
別	3,525,711	1,671,799	702,185	795,140	174,474
黒	7,823,987	3,582,632	2,280,560	978,228	323,904
能	3,707,288	1,165,302	443,745	504,185	212,372
加	2,586,246	1,393,625	886,735	403,587	103,303
日	3,038,667	1,029,292	408,235	468,685	152,372
川	5,214,720	1,414,101	528,430	596,302	289,369
	3,082,337	1,042,067	443,905	494,558	103,604
多	14,180,583	1,976,344	717,985	843,284	415,075
宿	19,959,270	4,210,576	2,024,850	1,511,918	666,546
清	19,959,270	5,021,899	2,635,750	1,585,970	740,179
下	5,790,239	1,751,912	823,290	669,823	258,799
佐	7,572,717	2,761,080	1,382,750	1,036,048	342,282
大	11,247,828	4,366,902	2,775,740	1,019,151	572,011
大	9,011,583	5,000,480	2,749,130	1,896,335	355,015
三	6,338,979	1,757,551	819,035	662,000	276,456
白	5,221,386	1,798,639	1,037,115	527,050	234,474
東	2,642,650	923,707	365,510	412,011	146,186
蔵	2,823,752	1,162,432	621,603	405,392	135,435
富	5,048,790	2,577,881	1,268,335	1,102,399	207,147
昭	5,235,335	2,299,686	1,314,785	744,541	240,360
十	3,869,120	1,670,243	949,905	535,473	184,865
江	4,157,072	1,836,261	1,298,705	440,930	166,606
津	8,795,024	4,954,808	2,945,795	1,729,494	279,519
大	4,056,565	1,521,610	643,840	720,473	157,297
後	4,139,252	1,907,279	964,235	746,948	196,096
八	3,594,863	1,384,159	702,405	488,541	193,213
伊	5,980,560	2,304,421	1,094,770	916,798	292,853
下	8,351,846	3,715,588	2,175,530	1,272,851	267,207
月	6,569,027	2,866,323	1,932,020	656,586	277,717
沖	4,245,056	2,737,062	1,254,020	1,315,655	167,387
奥	11,278,413	5,361,092	2,745,835	2,066,129	549,129
小	6,620,129	2,946,310	1,661,360	975,821	309,126
橋	4,347,634	2,845,554	1,456,595	1,230,100	158,859
平	3,638,039	1,308,308	649,560	487,337	171,411
山	3,407,342	1,345,210	671,090	488,541	179,579
中	2,475,683	873,965	357,370	389,743	126,847
東	2,658,688	901,929	373,005	398,774	130,150
三	6,254,146	2,027,923	1,258,200	560,804	208,919
具	2,396,584	882,669	364,630	390,952	127,087
高 知 市	222,452,446	39,335,318	13,901,070	10,418,630	9,224,976
					高等学校費 5,790,642



6 市町村別人口及人口密度

市町村	人口数	人口密度	市町村	人口数	人口密度	市町村	人口数	人口密度
安芸郡	106,223	95.2	大野村	4,112	920.2	北原村	2,321	150.5
安芸町	13,313	863.4	篠田村	670	435.1	波介村	5,454	193.3
安室町	10,214	246.2	長岡村	8,291	935.3	高瀬村	2,716	228.6
甲斐町	4,167	264.9	岡野村	3,731	291.5	新浦村	1,711	241.3
奈田町	7,520	259.3	久野村	1,611	579.5	多郷村	2,588	493.9
安室町	4,766	683.7	久野村	3,147	497.9	多郷村	4,599	110.4
安室町	6,970	129.5	久野村	2,407	124.8	多郷村	7,333	234.7
安室町	7,497	385.8	久野村	1,120	64.3	多郷村	3,575	279.3
安室町	4,522	78.2	久野村	2,256	55.8	多郷村	5,316	115.0
吉良川町	5,811	93.0	久野村	1,952	163.7	多郷村	3,339	185.0
吉良川町	4,249	65.1	久野村	3,318	34.6	多郷村	3,914	54.2
吉良川町	4,463	73.4	久野村	7,096	53.0	多郷村	3,396	117.8
吉良川町	4,537	23.0	久野村	3,879	31.5	多郷村	4,094	41.0
吉良川町	4,537	23.0	久野村	6,242	107.1	多郷村	10,433	46.1
吉良川町	2,896	17.7	久野村	6,457	70.3	多郷村	6,233	47.9
吉良川町	3,539	168.4	久野村	152,733	1,142.3	多郷村	6,592	128.9
吉良川町	2,514	239.7	久野村	22,998	37.2	多郷村	4,447	142.7
東川村	2,815	17.2	久野村	2,403	151.4	多郷村	2,246	84.7
東川村	2,114	23.8	久野村	3,647	61.4	多郷村	4,579	178.9
東川村	3,737	417.5	久野村	2,584	43.3	多郷村	2,998	62.5
東川村	2,032	775.5	久野村	3,190	33.3	多郷村	1,621	93.9
東川村	2,252	455.9	久野村	4,682	54.3	多郷村	2,848	58.1
東川村	2,916	286.4	久野村	3,661	38.5	多郷村	6,032	92.5
東川村	1,091	133.0	久野村	2,831	13.3	多郷村	3,746	141.2
東川村	2,268	312.8	久野村	69,110	131.3	多郷村	1,600	98.8
香美郡	88,056	139.1	香川郡	10,509	1136.1	多郷郡	161,157	83.2
赤松町	6,192	4,454.7	伊野町	8,872	65.1	中宿村	9,592	1,776.3
赤松町	2,130	1,731.7	伊野町	3,378	436.7	中宿村	14,096	221.8
赤松町	8,085	2,185.1	伊野町	1,163	290.0	中宿村	15,712	260.6
赤松町	5,256	741.3	伊野町	1,520	318.0	中宿村	5,217	545.7
赤松町	6,440	257.7	伊野町	2,179	403.5	中宿村	6,469	86.5
赤松町	4,222	195.5	伊野町	2,119	352.0	中宿村	11,729	157.8
赤松町	1,226	305.7	伊野町	1,540	500.0	中宿村	6,418	30.1
赤松町	1,637	687.0	伊野町	1,377	248.1	中宿村	5,014	86.9
赤松町	1,126	332.2	伊野町	2,527	643.0	中宿村	4,109	93.8
赤松町	1,530	194.6	伊野町	1,686	436.8	中宿村	2,386	154.7
赤松町	1,636	366.0	伊野町	1,469	330.6	中宿村	2,148	81.5
赤松町	2,330	49.5	伊野町	5,091	142.9	中宿村	8,375	31.9
赤松町	2,246	53.5	伊野町	2,039	63.6	中宿村	4,094	33.1
赤松町	2,619	190.8	伊野町	2,079	81.7	中宿村	3,030	50.9
赤松町	3,948	852.7	伊野町	2,034	182.6	中宿村	2,540	48.6
赤松町	2,313	948.6	伊野町	4,155	177.3	中宿村	4,734	24.4
赤松町	4,846	541.5	伊野町	4,748	96.5	中宿村	2,452	85.4
赤松町	2,300	621.6	伊野町	3,898	74.7	中宿村	3,265	58.3
赤松町	1,390	643.5	伊野町	2,151	55.6	中宿村	3,246	85.9
赤松町	2,844	335.4	伊野町	2,902	59.4	中宿村	5,346	73.1
赤松町	1,746	135.5	伊野町	1,629	96.9	中宿村	4,763	63.9
赤松町	3,627	301.5	伊野町	185,937	128.7	中宿村	5,093	132.6
赤松町	1,721	47.7	伊野町	16,188	690.6	中宿村	2,850	236.9
赤松町	4,398	64.7	伊野町	10,004	810.7	中宿村	9,706	151.6
赤松町	8,354	48.6	伊野町	7,164	126.9	中宿村	5,757	105.7
赤松町	3,946	33.4	伊野町	7,151	346.0	中宿村	2,442	27.9
長岡郡	80,166	118.1	伊野町	6,390	245.1	中宿村	2,823	92.6
後免村	1,796	11,973.3	伊野町	4,948	132.0	中宿村	2,984	86.0
後免村	6,819	98.5	伊野町	8,301	1,100.7	中宿村	2,025	93.8
後免村	3,113	545.2	伊野町	11,366	120.0	中宿村	2,044	70.5
後免村	4,383	728.1	伊野町	1,371	385.2	中宿村	3,626	43.4
後免村	2,578	667.9	伊野町			中宿村	2,077	228.2
後免村	2,546	471.5						
後免村	2,632	430.9						

地方教育行財政調査(財政の部)報告終り



教育委員会が発足して二年、同じく調査課の歴史も二年。その間調査課が何をしてきたか、そしてその間にどれだけの進歩があったかを考えると、少なくとも高知縣では発展の跡はみられない。現在の各縣の調査課のひらきというものは、甚しい。ある縣では中央より講師をまねき講演会、講習会等を開催、更に進んでは研究会の発足等めまぐるしい進展だ。本縣はあいもかわらずの記述統計学以前の姿をコ守して、しかも大衆を甘くみているからおめでたい。絵画図表を書いて、きれいにできましたと悦に入っている。大衆をぐるうして、お高くとまつているから、おかしい。統計教育の必要性をつう感。

× × ×

去る11月7日付で各学校へ教員調と学級編成調の調査票がまいこんだはず義務教育実態調査委員会の名をかかげ小中学校の教員と児童生徒の面からの実態を把握するのがその目的である。

教員数、児童生徒数は縣の統計課及び教育委員会の主管課で把握しているのは周知の通りである。

しかし、その数字が食違う。今の現状ではどちらの数字もうなづきかねる点があるのではなからうか？調査現在

窓

が違うのもその一つ、又不就学あるいは長欠の取扱い方についても相違があると思う。

この様に同種の調査結果がそれぞれ食違うのに困ることは、その数字をもとにしての種々の政治折衝にその数字に対して、かつこたる確信をもてないことである。

平衡交付金制度下において、その基準財政需要額算定に一人の生徒の十と一、一つの学級の十と一がどの位の影響をおよぼすかは周知のことと思う。

要は実態といえばあくまでも実態であつて、そこには一分のすきもないはずである。

ある本にこんな言葉があつたように思う。

「牛肉の百分の正確を期するのは困難であるが、一頭の牛を把握するのは容易である」 (G)

× × ×

調査票を作る人へ一言。從來調査票設計にあたり、これも入れたい、これも聞いてみたいと、さしあつていらぬものまで書かしたがるものがある。こういうものも調べておくと何か

の役にたつだろう。何時かは役にたつだろう。こんなばく然とした考えから調査票の質問事項が増える一方。何んとかなるというのは倉庫へほりこんでおくことらしい。何んでも書いておいてもらえば、後は口を開けてまつていれば棚からホタモチでも落ちてくると思つてゐるのだろうか。この態度が記述統計学の批判の一つである。現在の統計学はこんな靜的な、消極的なものではない。もつと積極的、動的なものである。人間の實態意慾に沿つたものである。それはそうと、話はそれだが調査票の質問は当面必要なものに限りなるべく、質問数を少なくすることである。これが調査を正確迅速にするヒケツの一つである。調査票を学校へ送つても期限までに報告のある学校が少いとなげいたり、怒つたりするまえに、何がそうさせているかを考えてもよかりそうである。國勢調査のような大きな調査では質問事項の一項目の増減は100万円の差違があるというにおいては驚くの他はない。とにかく質問事項は最小限にとどめるべきである。調査をうける側の身にもなつてみる必要がある。更にサンプリングサーベイになれば、調査をうける側の負担も輕げんされることうけあい。 (Y)

編集後記

教育行財政調査を実施し始めて、すでに5ヶ月を経過した。集計分析表は文部省にて、全國統計をとるに便利な様に作られているので、これらの分析表だけでは、高知縣の結論は引き出しにくいし、又これらをさらに分析して、檢定、解釈、結論の仕事が残つているが、一先づ、中間報告的な意味でも、特集としてとりあつたことの意味は決して少ないことではないであらう。

読書調査は安芸高校の結果が集まらなかつたのは残念である。

編集方針、方法、技術等について、お氣付きの点をどしどし送つて下さい。なお、原稿をぜひともお送り下さい。

(Y.M記)

昭和25年12月1日印刷発行

(非売品)

「統計速報」改題

教育統計

第2卷第6号

通巻第13号

発行所

高知市丸の内五 高知縣教育委員会調査課

(代表) 調査課長 細木真一郎

編集者

調査課 森下幸男

印刷人

高知市帶屋町九四

栗尾結城

印刷所

高知市帶屋町九四

高知印刷株式会社

(電話 1 2 2 7 番)



# 教育年報 (B5判約三〇〇頁・二月中旬発行予定)

○写真の部  
 ○図表の部  
 ○重要日誌(教育委員会ならびに事務局・教員組合・県下教育行事)

## 第一篇 記録篇

### 概説

#### 第一章 教育行財政

第一節 教育委員会会議録

第二節 教育人事

第三節 各種通達

第四節 重要問題概況

1 認定講習会

2 ワークショップ

3 東口杯大会

4 六三建築國庫補助

(六三優良施設校ならびに功労者)

5 教育委員の選挙

6 地方教育行財政調査

7 不就学問題

8 県議会における二案提出問題

9 勤労青年の教育

10 学校給食

11 学校保健の問題

#### 第二章 本県における学校教育

第一節 学校教育の概観

第二節 教員の研修

第三節 教育課程

第四節 アチーブメントテスト

第五節 児童生徒の生活指導

第六節 特殊教育

第七節 へきすう地の学校教育

第八節 高校再編成後の状況

第九節 定時制高校と通信教育

第十節 教育研究所

#### 第三章 社会教育

第一節 社会教育の概観

第二節 社会教育委員会

第三節 図書館

第四節 公民館

第五節 成人教育

第六節 PTA

第七節 青少年教育

第八節 婦人教育

第九節 視聴覚教育

第十節 社会体育

第十一節 文化活動

1. 文化活動の概観

2 報道、出版、放送

3 文芸

4 芸能

5 児童文化

6 ユネスコ

7 宗教

8 文化財

#### 第五章 縣議会・教員組合

第一節 県議会における教育関係の会議録

第二節 高知縣教員組合の動き

#### 第六章 諸記録

第一節 育英会

第二節 共済組合

第三節 高知大学設立状況

第四節 各種試験問題

第五節 スポーツ関係

第六節 新聞紙にあらわれた教育記事

#### 第二篇 法規篇

第一節 教育委員会規則

第二節 教育委員会訓令

第三節 教育委員会告示・公告

第四節 縣条例その他

第五節 國の法規

#### 第三篇 名簿篇

教育委員会

社会教育委員会

縣議会議員

教育委員会事務局

文部省

高知縣

教員組合役員ならびに生活協同組合役員

高知縣学校一覧ならびに校長名簿

各種学校一覧

昭和二十五年度留学生ならびに研究生

昭和二十五年度採択教科書

昭和二十五年度研究指定

文部省科学研究奨励金交付者

文化賞受賞者

健康優良児

図書館

公民館

各種団体

1 研究団体

2 青年団体

3 少年団体

4 婦人団体

5 体育団体

6 文化団体

7 宗教団体

8 政治団体

9 労働組合

國寶、史蹟、名勝、天然記念物、重要美術品一覧

福祉施設

#### 第四篇 統計篇

##### 第一章 教育行財政

第一節 教育委員会

第二節 六・三・制(学校数)

1 義務教育

2 高等学校

3 特殊教育

4 その他教育機関(委員会関係外)

第三節 縣財政

第四節 学校種別教育費

第五節 児童生徒一人当教育費

第六節 市町村別教育予算

##### 第二章 学校教育

第一節 児童・生徒

1 児童生徒数

2 学級数

3 不就学児童生徒

4 アルバイト状況

5 身体状況

6 給食状況

7 卒業後の状況

8 奨学生数

9 盲ろう児童・生徒

第二節 教育施設

1 土地・建物面積

2 教室数

3 特別教室等設備

4 学校放送設備

5 学校図書設備

6 建築状況

7 建物災害状況

第三節 教職員

1 教員数

2 事務職員・学校医・学校歯科医

3 生計状況

4 給與状況

##### 第三章 社会教育

第一節 各種団体

1 青少年団体

2 婦人団体

3 体育団体

4 文化団体

5 社会学級

6 PTA

第二節 各種施設・その他

1 社会教育施設

2 厚生施設

3 史蹟名勝天然記念物

4 縣立図書館利用状況



F293

(告知録)

1951年予算要求

(1950年度の予算は当初予算である)



昭和26年度歳入歳出見積書  
入

款項目	部	金額	前年度 算額	比較		説明
				増	減	
*2款 公営企業等 財産収入		13 <sup>千円</sup>	16 <sup>千円</sup>		3 <sup>千円</sup>	
*1項 財産収入		13	16		3	
*1目 基本財産収入		13	16		3	
	教育資金収入	13	16		3	産稼詳 別表
*4款 使用料及 手数料		44,238	43,305	933		
*1項 使用料		42,212	40,903	1,309		
*1目 授業料		42,182	40,803	1,379		
	高等学校授業 料	39,348	38,769	579		産稼詳 別表
	定時制高等学校 授業料	2,226	1,734	492		〃
	通信教育授業料	608	300	308		〃
*11目 映画使用料		30	100		70	社会教育詳 別表



款 項 目	節	金 額	前 年 度 予 算 額	比 較		說 明
				增	減	
初項 手数料		2,026	2,402		376	
初5目 教育手数料		2,011	2,402		391	
	入学料	1,021	1,096		75	給表 別表
	入学手数料	528	548		20	“
	教育職員檢定 手数料	450	758		308	“
	大學入学資格認 定手数料	12		12		“
初7目 各種登録 手数料		15		15		
	刀劍登録 手数料	15		15		給表 別表
初5款 國庫支出金		4,073	4,754		681	
初項 國庫負担金		1,492	4,261		2,769	
初目 教育費國庫 負担金		1,492	4,261		2,769	
	教育職員恩給費 負担金	1,492	4,261		2,769	給表 別表
初2項 初1年補助金		2,581	493	2,088		



为10目教育費補助金		2,581	493	2,088	
教育施設費補助金		500	378	122	産務課別表
教科書展示会費補助金		115	115		指導課別表
学校給食指導費補助金		46		46	教育課別表
現職教員研修費補助金		1,553		1,553	〃
教職員保健管理費補助金		79		79	〃
通信教育施設費補助金		126		126	〃
義務教育無償促進費補助金		8		8	〃
盲聾児童就学奨励費補助金		154		154	〃
为9款雑收入		16,333	9,202	7,131	
为1項納付金		15,660	7,836	7,824	
为1目恩給納付金		15,660	7,836	7,824	
教育職員納付金		15,660	7,836	7,824	産務課別表



4

款 項 目	部	全 額	前 年 度 額	比 較		說 明
				增	減	
第3項 物品賣掛 代金		622	566	56		
第2目 生處出賣掛 代金		622	566	56		
	高等學校	622	566	56		教務課 別表
第4項 雜入		51	800		749	
第2目 雜入		51	800		749	
	教務課收入	1	500		499	教務課 別表
	懷德館收入	50	300		250	社會教育課 別表
合 計		64657	57277	2380		



款項	目	歲		比較		出								
		見積額	前年度 預算額	增	減	元積額	縣費	公企 收入	使年 款料	庫 文金	案所金	雜收	定債	其他
1. 教育經費		2,170	1,752	418		2,170								
	1. 委員報酬	525	342	183		525								
	2. 職員給	288	216	72		288								
	3. 諸平當	59	54	5		59								
	4. 旅費	868	700	168		868								
	5. 交際費	200	200			200								
	6. 需用費	230	240		10	230								
2. 事務局職員		22,218	16,863	5,355		22,205	13							
	1. 職員給	15,079	10,637	4,442		15,066	13							
	2. 諸平當	4,084	3,308	776		4,084								
	3. 旅費	810	918		108	810								
	4. 需用費	2,245	2,000	245		2,245								



6

3. 小学校		536.288	279.674	256.614		536.288			
1. 職員給		433.513	225.419	208.074		433.513			
2. 諸手当		80.739	43.743	36.996		80.739			
3. 旅費		22.036	10.512	11.524		22.036			
4. 中学校費		273.796	190.125	83.671		273.796			
1. 職員給		215.275	150.053	65.222		215.275			
2. 諸手当		47.921	33.781	14.140		47.921			
3. 旅費		10.600	6.291	4.309		10.600			
5. 高等学校費		152.951	95.912	57.039		111.574	40.985		622
1. 職員給		106.087	66.005	40.082		64.710	40.985		622
2. 諸手当		22.182	15.539	6.643		22.182			
3. 旅費		4.682	3.092	1.590		4.682			
4. 需用費		20.000	11.276	8.724		20.000			
6. 定時制高等学校費		48.587	29.170	19.417		46.229	2.358		



款項	目	見積額	前年度 予算額	比較		見積額対照財源内訳							
				増	減	純縣費	公企 財收入	便 敷料	國庫 支金	寄附 金	雑入	起債	其他
	1. 職員給	34,732	20,847	13,885		32,374		2,358					
	2. 諸手当	7,183	4,689	2,494		7,183							
	3. 旅費	3,269	1,434	1,835		3,269							
	4. 需用費	3,403	2,200	1,203		3,403							
7. 通信教育費		22,53	1,150	1,103		1,509		618	126				
	1. 職員給	873	346	527		255		618					
	2. 諸手当	916	539	377		916							
	3. 旅費	164	65	99		164							
	4. 需用費	300	200	100		144			126				
8. 盲聾学校費		9,093	5,492	3,601		8,931		162					
	1. 職員給	6,512	4,161	2,351		6,512							
	2. 諸手当	1,490	930	560		1,490							
	3. 旅費	308	126	182		308							

7



8

	4.需用費	446	230	216	446		
	5.學資補助	337	45	292	175	162	
11.學校管理費	"	20,323	5,151	15,172	18,319	450,1553	/
	1.義務教育 推廣費	392	136	256	392		
	2.通信教育 推廣費	187	105	82	187		
	3.學校查察費	2,012	1,155	857	2,012		
	4.指導費	337	108	231	337		
	5.學校管理諸費	17,373	3,047	12,946	15,389	450,1553	/
12.學校生費		1,373	1,500		1,327	46	
	1.學校生 管理費	400	300	100	400		
	2.學校宿舍	973	1,200		927	46	
教職員 13.福利費		40,504	17,233	23,271	40,425		
	1.教職員生 往福利費	38,417	16,983	21,434	38,338		
	2.教職員結 核平防費	2,087	250	1,837	2,087		



	<u>51年</u>	<u>50年</u>	<u>単位 1,000円</u>
定制 学校費	48,587	29,170	
定制 振興費	187.	105.	
職業教育 振興費	254.	250.	

職業教育のためは也際計上せられたもの



款項	目	見積額	前年同 年算額	比較		見積額に対する取源内訳								
				増	減	公企 取入	使手 数料	公庫 支出金	寄附金	雑收	起債	その他		
14	恩給費	46,943	31,029	15,914		29,791			1,492		15,660			
	恩給及び 遺料	46,943	31,029	15,914		29,791			1,492		15,660			
15	図書館費	4,921	3,628	1,293		4,921								
	1 館費	4,384	3,128	1,256		4,384								
	2 巡回文庫費	537	500	37		537								
16	社会教育費	7,650	4,950	2,700		7,620		30						
	1 青少年教育費	789	730	59		789								
	(新) 2 青年高等学院 開設費	1,803		1,803		1,803								
	3 学校拡張費	408	500		92	408								
	4 公民館等 業振興費	1,000	440	560		1,000								
	5 视听覚 材料費	1,600		1,600		1,600								
	6 视听覚 教育費	700	1,842		1,142	670		30						
	7 社会教育諸費	1,350	1,438		88	1,350								



10

17. 社会伴育費	2,500	1,800	700	2,500					
青少年伴育指導獎勵費	307		307	307					
一般伴育指導獎勵費	301	635		334	301				
レクリエーション振興費	198		198		198				
青少年伴育大会費	292		292		292				
社会人伴育大会費	152	315		163	152				
縣外桌代表派遣費	1,250	850	400		1,250				
18. 指導費	6,622	4,572	2,050		6,507		115		
1. 学校指導費	2,075	1,698	377		2,075				
2. 研究講習費	1,261	1,398		137	1,261				
カリキュラム 3. 委員会費	508	400	108		508				
4. 学力検査費	311	300	11		311				
裁評書採擇 5. 審議会費	300	298	2		300				
教科書庫 6. 示会費	233	230	3		118		115		



項 目	見積額	前年度 予算額	比 較		見積額に対する財源内訳											
			増	減	純費	公債	企業	借入金	国庫	庫貯金	雑入	起債	その他			
取業教育 7. 振興費	254	250	4		254											
研究講習 8. 訓造費	1,680	0	1,680		1,680											
7. 統計費	1,430	1,136	294		1,430											
1. 統計調査費	767	506	261		767											
2. 調査統計 振興費	663	630	33		663											
20. 公報費	713	500	213		713											
1. 公報費	500	500	0		500											
② 2. 公報費	213	0	213		213											
教育研究 21. 研究所費	1,952	1,706	246		1,952											
1. 職員給	178	128	50		178											
2. 諸手当	150	145	5		150											
3. 旅費	961	928	33		961											
4. 需用費	663	505	158		663											

11



12

費用概費	1,000	378	622		500	500						
1. 旅費	520	339	181		260	260						
2. 需用費	480	39	441		240	240						
23 播多界高 建築費	1,276	2,170		894	1,276							
1. 旅費	57	38	19		57							
2. 需用費	1,219	2,132		913	1,219							
24 構至界高 "	1,526	0	1,526		1,526							
1. 旅費	49	0	49		49							
2. 需用費	1,477	0	1,477		1,477							
25 弘田界高 "	1,679	0	1,679		1,679							
1. 旅費	53	0	53		53							
2. 需用費	1,626	0	1,626		1,626							
26 高知工高 "	2,663	2,043	620		2,663							
1. 旅費	20	10	10		20							



款項	目	見積額	前年及 予算額	比較		見積額に対する財源内訳								
				増	減	現縣費	公企 財收入	使午 敷料	庫 支金	常附金	雑收	起債	その他	
	2.需用費	2,643	2,033	610		2,643								
17. 山田宮様 建築費		1,667	1,490	177		1,667								
	1.旅費	50	27	23		50								
	2.需用費	1,617	1,463	154		1,617								
28. 中義宮様 建築費		2,050	0	2,050		2,050								
	1.旅費	53	0	53		53								
	2.需用費	1,997	0	1,997		1,997								
29. 室戸宮様 建築費		1,755	0	1,755		1,755								
	1.旅費	76	0	76		76								
	2.需用費	1,679	0	1,679		1,679								
30. 国書館 建築費		2,003	0	2,003		2,003								
	1.旅費	22	0	22		22								
	2.需用費	1,981	0	1,981		1,981								



14

高授 特別整備費	7.795	4.271	3.524	7.795				
1. 旅費	193	40	153	193				
2. 需用費	7.602	4.231	3.371	7.602				
果立諸學校 2. 指定修繕費	3.700	3.000	700	3.700				
1. 旅費	120	39	81	120				
2. 需用費	3.580	2.961	619	3.580				
3. 教育諸費	2.568	0	2.568	2.556	12			
大學入學資格 1. 認定試験 差戻金費	17	0	17	5	12			
2. 学校檀林費	22	0	22	22				
3. 教育諸費	2.529	0	2.529	2.529				
教育費計	1211.969	709.285	502.684	1.147.377	13	44.223	4.073	16.283



款項	目	見積額	前年度 預算額	比 較		見積額口対打財源内記								
				±	増 減	耗縣費	公企 財入	債台 款料	團庫 費	寄付金	雜收	起債	其他	
款	諸支出金	1,043	743	300		918		15				50		
	1. 文化財保存費	993	693	300		928		15				50		
	1. 搬保存費	500	620		120	485		15						
	2. 懷往設備費	320	0	320		270						50		
	3. 高知城雜 持修理費	173	73	100		173								
	2. 業務諸費	50	50			50								
	1. 業務諸費	50	50			50								
合 計		1,213,012	710,028	502,984		1,148,355	13,442,338	4,073				16,333		